

△日伊文化協定締結 昨年十二月帝國政府は伊太利國に對し藝術、文學、學術並に法學的の分野に於て兩國の間に既に存する文化的關係を鞏固にし且増進する目的を以て協定締結方を提議したの對し、伊太利國政府は欣然之に應諾し三月廿三日文化的協定に關する協定が調印せられた。防共協定によつて兩國の親善が緊密を加へて來てゐる今日、本協定が調印、實施せられるのは兩國の關係を一層親密ならしむるものとして重要視せられる。(協定内容は日獨文化協定と大體同じためこゝには略す)

△西班牙の防共協定參加 フランコ將軍を首班とする更生スペイン國は四月八日正式に日獨伊を原署名國とする防共協定に參加した。渾池たる歐洲政局の真只中であつてスペインが防共陣營に加つたことは、意義深いものがある。先年獨伊赤化に完全に失敗したコミンターンは歐洲赤化第一線をスペインに張つた。このためスペイン國內は赤白の二勢力に別れ骨肉相食み同胞相殺すの慘劇を演じた。血涙を渾つて立上つたフランコ將軍の一派は幾多の困難を克服して遂に本年早々バルセロナを占領しカタロニヤ地方の平定に成功するに及んで赤色政權

は全く崩壊し去り、去る三月廿八日マドリッドも陥落して過去二年中に亘るスペイン内亂もフランコ將軍の決定的勝利を以て終結したものである。

△帝國スロバキア國承認 六月一日帝國政府はスロバキア國政府に對し同國デユルカンスキー外務大臣宛有田外相の書翰を以て同國の獨立を承認し同國政府を正當政府として承認する旨を通告した。スロバキア國は本年三月十四日チエツコスロバキア國體に際して獨立を宣言し同月廿三日獨逸國と保護條約を結び、その政治的獨立及び領土保全の爲獨逸國の保護を受け、軍事外交に關し獨逸國と密接なる連絡を保つことになつて居る。従つて我が盟邦獨逸國と特殊關係にある同國と正式外交關係を開くことは當然と云ふべきで同國は今後獨逸と連絡を益々密にすることによつて歐洲平和確立に寄與することであらう。

張鼓峯事件

ソ聯極東軍は十三年七月十一日滿洲國領張鼓峯に不法越境し來り盛に陣地を構築し挑戰的態度を示して來た。よつて西駐ソ大使館參事官は同月十五日ソ聯政府に抗議を

申入れ、ソ聯兵の至急撤退方を要求したがソ聯側はこの要求を拒絶した。重光駐ソ大使は同月廿日ソ聯外務人民委員と會見し、ソ聯兵の至急撤退現地を七月十一日前の原狀に回復し國境方面を靜謐にする様申入れ、更に七月十一日張鼓峯附近偵察中の憲兵に對するソ聯兵の不法射撃、及び松島伍長の行方不明に關し抗議した、これに對しソ聯外相は問題の地點はソ聯領であるからその責任は一切日本側にある旨を述べて條理を盡した我方の提案に耳をかきなかつた、ソ聯兵は七月廿一日小嶺にも張鼓峯より更に進撃して來たので我軍は之を反撃し張鼓峯を占領した、此の戰闘でソ聯兵の遺棄屍體は約二百、砲二門、輕戰車十一臺を捕獲した、ソ聯軍はこれに懲りず八月一日古城並に張鼓峯方面に數次に亘り爆撃機が飛來、空爆して來た、我が方は敵の五機を撃墜した。二日ソ聯軍は張鼓峯に向つて砲撃して來たがこれを撃退、敵戰車四臺を破壊し多數の兵器を鹵獲した、四日東京に於ては堀内外務次官はスメタニソ聯代理大使を招致し、双方の戰闘行為停止に關し提議し本國政府に傳達の上回答を要求した。同日モスコに於ては重光

大使は再度トヴィノフ外相と會見、現地の敵對行為を直ちに中止し事件を外交交渉に移し具體的現地交渉に入る用意あることを述べ、且つ張鼓峯は渾春界約及び附屬地を占領し、且つ滿洲國領なることを主張し、その圖によつて滿洲國領なることを主張し、それよりも事件の實際的解決を圖るべきで事件を七月十一日事件發生前の原狀に回復せんことを述べたが、ソ聯側は七月廿九日(ソ聯兵の張鼓峯占領してゐた時期)を主張して譲らなかつた。ソ聯飛行機の不法越境によつて張鼓峯附近の縣民は動搖の色を示して來たので渾春駐屯日本軍横山部隊長は前後三回に亘り布告を發し、縣民諸氏は日本軍に絕對信頼し安堵して生業に従事し此の際流言蜚語を爲す者は嚴罰に處する、目下事件は局地的紛争にして擴大の模様なし、ソ軍は張鼓峯附近に於ける大敗北に對する報復手段として執拗に空爆、砲撃を繰返し、我が損害は僅少で而も我軍の攻撃は終始優勢、ソ軍を撃退し、ソ軍中には投降する者漸次増加しつゝあり、我が軍は事件の平和的解決を欲するも萬一の場合には鎧袖一觸、彼を排撃の準備ある旨を述べた。重光大使は八月七日再びトヴィノフ外相と會見したが相はソ聯製の渾春條約付屬地

圖を持出し國境線内に日本兵のゐる間は戰闘中止を約束し得ず、又國境制定は専らこの渾春條約付屬地圖にある條件を以て承諾し得るものなりとの最初よりの主張を繰返すのみであつた。之に對し重光大使は現地に於て國境の制定を行ひ得るが爲には先づ戰闘行為の中止を先決問題とする、この爲に兩軍の代表者をして具體案を會談せしむることを提案した。ソ外相は戰闘行為中止の條件を廿九日の狀態に復歸することを主張し、重光大使はまた事件の發生は七月十一日ソ聯側が張鼓峯を占領したことに初まらざるから以前に復歸することを前回同様主張した。ソ外相も停戰協定の點にはどうにか折れて來たのである。國境制定委員會設置に關し重光大使は八月廿一日トヴィノフ外相を訪問、具體的提案をなした所、委員會審議の資料について意見一致せず、双方なほ考慮の上更に交渉を續行することになつた。重光大使は更にソ軍飛行機が停戰協定の精神に違反して廿日滿洲領内に三回に亘つて數軒或は數十軒の深きに侵入して來たこと嚴重抗議をなした。かくて滿洲國境紛争は一應落着となつたが、停戰協定もまた國境制定委員會も何等正式の形をと

らすほとんど有耶無耶に終つてしまつた。然しこの結果ソ聯政府は極東軍司令官アリュツヘルを罷免してしまつたのであるからソ聯側の敗北は自から認められたものと云へよう。ソ聯が支那事變の眞最中にかくの如き國境紛争を起したのには多分に日本を牽制せんとの意圖に出たものであることは疑ふ餘地がない。然も國境紛争に爆撃機を以て戰闘を行つたのは世界中に例を見ざる所で張鼓峯事件は帝國にとつて極めて重要視すべき問題であらう。

國際外交

▲佛國輸入稅率變更の緊急大統領令 佛政府は緊急大統領令によつて附與せられた權限に基き、六月十七日附緊急大統領令を以て本年十二月一日まで輸入稅率を變更出来ることとした。

▲佛國の對日輸出に關する告示 六月廿五日佛國官報は日本產陶磁器(最低稅率を享受するもの)は七月一日以前に日本陶磁器輸出組合の發給した割當證明のあるものでなければ輸入出來ぬ、また七月一日以降何等かの告示あるまで日本產鱈、鱒、鱒、鮭、

鯛を除く魚類罐詰並に蟹罐詰に對する輸入證明書の發給を停止する旨の商工省告示を公布した。

▲チエツコの反獨に抗議 六月廿日在ブラグ獨逸公使館は最近チエツコ國アルノ市其の他の小學校に於てヒットラー總統を排謗した歌を教へ、或は行軍中の兵士及び最近ブラグに開催のソコル大會に於て同會員により歌はれた事實に對しチエツコ政府に嚴重な抗議を提出し遲滞なく之を停止すると共に責任者の處分方を要求した。

▲英獨間新貿易財政取極 七月一日ロンドンに於て成立した英獨間新貿易財政取極の概要左の通り(即日實施)

(一)通商取極 獨逸はその對英輸出額の六〇%を英國品買付(從來に比し五%を増額獨逸側統計による一九三五乃至一九三七年の平均對英輸出年額は約四億四千萬馬克、從つて右により年約二千萬馬克の買付増加となる)に當て特に石炭、紡績材料及び鍊を輸入す、但し右六〇%の内五%は獨逸側の選擇により適宜英國品(例へば銅の如し)を買付け得る、又對英輸出の殘額四〇%中より公債消却資金及び利拂を差引いた殘額は獨逸側の手取外國爲替となる仕組である

なほ對英輸出の増減により自然右六〇%の割合は多少變更させ、獨逸側手取外國爲替額を常に一定させることとした。

(二)財政取極 (イ) ドルズ公債利子を五分に、又ヤング公債利子を四分五厘に夫々引下げ、其の他民間側外債の利息は半減し最高利率を四分とす(ロ) 獨逸公債に付ては豫てその引受義務なしとする獨逸側の法的立場を英國側に認めさせ、一方獨逸側は本取極存續中英國政府が保障した公債については同政府が支拂ふ利息と同額の外國爲替を英國に提供し、又一九三〇年獨逸公債の利息は五分に引下げる。

▲伊太利訪日使節團歸國 六月十三日ナポリに歸着した訪日使節團は、廿一日チアノ外相スタラーチエ黨幹事長に廣田外相及び小山衆議院議長のメツセージを、又廿二日バリアニ陸軍次官及びカバニアニ海軍次官に陸海兩相のメツセージを傳達し、廿三日にはムソリーニ首相に引見せられ、パウリツチ侯(團長)は近衛首相及び張滿洲國總理のメツセージを傳達すると共に一億の日本國民の歡迎振、日本の政治、軍事、社會狀態、殊に日本を世界屈指、東洋第一とした現代の農工業各産業の目覺しい發展振

り等につき報告した處、ム首相は使命遂行に十二分の満足の意を表し、又日滿兩國總理に對し兩國のフアシスタ伊太利に對する友情及び協力を謝するとの謝電を發した。

▲ソ聯最高會議選舉の結果 六月廿四日及び廿六日兩日の選舉で全構成共和國及び自治共和國最高會議選舉を終つたが廿九日までの發表により選舉の結果を綜合すると全共和國(十一區を通じ有権者九千三百六十六萬七千三百三十二、投票參加者九千三百萬九千三百三十三(此の比率九九・二%強)當選者三千五百九十四名(多數共和國より立候補したスターリン以下諸要人は各地で夫々當選した)なほ中ロシア共和國では有権者六千三十六萬八千八百五十八、投票參加者五千九百九十三萬六千七百七十五(此の比率九九・三%、當選者七百二十七名(内黨員五百六十八名、女五百五十七名)で無効投票三十九萬三千七百七十一票、内三十一萬四千九百九十六票は被選舉者名抹殺による無効である。

▲英皇帝訪佛と英佛外交 英國皇帝及皇后兩陛下には七月十九日倫敦出發、公式に佛國を御訪問遊ばされるが訪問を前にして英佛首相に友好的書翰の交換があつた。

▲獨・英佛會談に先手 大統領の使者ウイデマンはロンドンを訪問七月十八日ハリファックス英外相と會見、英獨間には根本的に調整不可能な問題なく、佛國關係の改善を切望してゐることを、英佛會談に先立ち英側に確言した。

▲伊洪會談 洪牙利首相イムレデーイ及びカンヤ外相は七月十八日朝ローマ着、ム首相、チャノ外相と會談、獨逸合併後の新事態の調整につき協議を遂げた、伊國は歐洲の地理的要衝に位置する洪牙利の平和及秩序を切望したのである。

▲伊太利のアルバニア合併 十四年四月十二日アルバニア國立審議會は(一) 同國現在の政治組織の修正及憲法の廢止(二) 新政府の構成(三) 伊國とアルバニアとの連帶關係の確定(四) パーソナルユニオン形式に於てアルバニア國王位を伊國皇帝に讓渡することを萬場一致可決した。これより先アルバニアには王室を繞る反伊空氣が充満してゐたので伊太利はアルバニアに出兵したのである。

▲獨逸通商協定成立 ドイツとルーマニア兩政府の間に兩國經濟關係増進に關する全文五條よりなる條約が三月二十三日ブカレ

ストに於て兩國代表者間に署名された、右は兩國通商均衝を基礎とし農林銀行軍事工業、鐵道等一般開發に關する數ヶ年に亘るプラン作成を主眼とする。

チエツコ問題 チエツコスロバキア國內ズデーテン地方(獨逸との接壤地帯)の獨逸民族問題は漸次紛糾し、獨チエツコ兩民族の衝突事件が頻發して來た。六月五日にはアラテイスラヴァに於てスロバキアの自治を主張した人民黨大會が開催され、同月廿三日にはホツツヤ總理とズデーテン黨代表五名(黨首ヘンライン氏を除く)との間に正式會談が行はれ、ズデーテン側がその要求を詳述した。また五月末臨時訓練の爲召集せられた豫備兵は六月十八日全部歸休させられた。然し時日の経過と共にチエツコ政府とズ・ド黨との對立は益々悪化しベネズデーテン代表者クント、ケベコフスキと會見し、卅一日には調停役を買つて乗り出して來た英國政界の長老ランシマンとクントとの會見あり、その他要人連の往來も漸次頻繁となつて來たが、廣範圍の自治權を認める地方分權制度を骨子とするチエツコ政府の新提案を繞り交渉は頻繁に行はれ

た。またズ・ド黨主ヘンラインは九月一日ヒトラー獨逸總統往訪のためベルヒテスガールへ出發した、九月五日には大統領列席の閣議に於て民族問題に關しチエツコ政府としての確定案を決議しズ・ド黨に手交した、ズ・ド黨も之を交渉の基礎とすることに同意し十日から交渉が開始されることになつた、所が波蘭國境に近いモラフスカ・オストラヴァに於て住民と警察官の衝突に端を發し、ズ・ド黨代議士三名が警官に毆打され負傷した事件が發生したため、ズ・ド黨は交渉を打切ることを發表した。一方ヒ總統代理ヘツスは八月廿八日、獨逸國民に對し全幅の同情と支持を吝まぬと聲明した。次いでヒ總統は九月十一日のナチ黨大會に於て『我々は今年に幸運に恵まれた多年夢想してゐた目的(獨逸合邦を指す)を實現したがナチス黨の力により再び次の幸運(チエツコ問題を指す)が開拓されよう、黨員諸君はドイツの地歩を維持するためにはなほ鬭争を續けて行かねばならぬ』と獅子吼した。ヒ總統の演説後ズデーテン地方の形勢は急速に激化し、チエツコ政府は已むを得ず一部に戒嚴令を施行したが、

九月十二日より十四日まで西部ブテ地方のチェッコ・獨兩民族衝突の結果惹起し死傷者九十六名を出した。

チェッコ政府は全國に亘り四十四歳以下の豫備兵を召集し、ブテ地方には軍隊を進駐させた。ブテ地方の人民は情勢の緊迫を戦争不可避と見て續々獨逸領内に避難しその数は九月十七日まで三萬七千に達した。國境附近には獨逸軍隊も續續集結して來たが、九月廿日シレシア州ザイデンベルグに於てチェッコ獨兩軍衝突し双方とも多數の犠牲者を出した。かくてチェッコの事態は益々紛糾し漸次世界大戦前夜の様相を呈して來たので、歐洲各國政界はこれが對策に關し夫々重要協議をなす様になつて來た。

英國では九月十一日チエンパレン首相はハイアックス外相、サイモン蔵相、ホリア内相、グアンシツタート外交顧問、カドガン外務次官等政府首脳を首相官邸に招き鳩首協議した後、チェッコ問題は歐洲大動亂の口火となる可能性あることを充分に認識してゐる、チェッコ問題に對して若し過激な解決策が採られた場合、チェッコは別になつて來た。

してその他の國、更に英國もまたこれに捲き込まれるであらう、然し政府は問題を平和的に處理し得るとの確信を抱くものである、更に英國政府は佛國及び米國と常に緊密な連絡を保つてゐる。『旨英國政府の重大決意を表明した。これに引續いて十二日には緊急開議が開かれ歐洲政局不安につき重要協議が遂げられた。一方英國は大戦勃發の場合を豫想し軍備を進めた、カリフォルニア州サンディエゴ在住の英國豫備將校四十名は十一日日本國政府から召集令接手次第四十八時間以内にロンドンへ向け出發出来るよう準備せよとの秘密指令に接したと云はれる。一九一四年世界大戦勃發當時も同様の例があり、これを見ても英國が如何に緊張したかがうかがはれる。

佛國ではボンネ外相は九月十一日に壽府に於てソ聯外相リトヴィノフ氏と密談、引續いてルーマニア外相コムネン氏とも會談し、戦争勃發の際、ソ聯軍隊のルーマニア通過問題につき協議したが、ボンネ外相は十二日パリに歸還、ガラデーエ首相に對しソ聯外相ルーマニア外相との會談の顛末を報告、協議を遂げ、チェッコ公使、米國大使、ベルギー大使と會見した。更に佛國政

府は開議を開き一旦緩急の場合に處する非常措置につき協議した。ソ聯政府も西部國境方面の軍備強化に着手自耳義政府も又獨白國境方面に部隊の集結を行つた、スイス政府は主要交通路を爆破して外敵の侵入を阻止する手配を完了した。

ヒットラー總統は九月十二日、ニュールンベルグに於けるナチ黨大會終了の際、大演説を行ひ、國際デモクラシーとホルンシュエイズムを駁撃し、

『丁抹の人々にも等しい三百五十萬のブテ人獨逸人が七百五十萬のチェッコの壓制を受けるとは全く不當である。現在英佛二國は世界の各地に於て其の所謂權利、利益擁護を主張してゐる。獨逸も亦その利益を絶対に主張する地方があることを忘れられぬ、その場合吾には如何なることがあつても絶対にこれを擁護せんとするものである、吾には他國の攻撃は斷然斥ける覺悟がある、此のために余は本年五月廿八日獨逸空軍の充實と大規模な西部國境防禦工事を完成することに重大決意をした、右工事のため使用した労働者の延人員は廿萬人、コ

シクリット防備施設一萬七千を數ふ、吾々はこの防備と背後の國民を控え、最早何物をも懼れるものではない』とブテ問題に對する確乎不動の決意を明にした。

ヒ總統の演説に對しムソリーニ首相はこれを全面的に支持するの態度を示し、九月十五日ミラノ發行のボボロ・デイタリヤ紙に「ランシマンに與ふる公開狀」と題する自策の論説を掲げた、熱誠溢れるム首相の忠言要旨は左の通りである。

「一、貴下(ランシマン)は恐らくチェッコ國民が存在せぬやうにチェッコ國が存在せぬことを理解せられたであらう、同國は各種民族の寄合で相互に相容れず、之を結合するものは唯強壓だけである、強壓が止めばチェッコの分裂は不可能である、ヴェルサイユ會議に於てチェッコの同質民族を以て歴史的基礎のあるホミヤを再建すべきであつた、然るにチェッコと云ふやうな嘗て存在したこともない人工的國家に膨脹させた爲、建國當初より分裂の遠因を孕むこととなつた。

一、ヒットラーの意嚮が明白となつた今日、カルルスバードの要求條條は既に事態に遲

れた。依て貴下は簡明にベネシユに對しブテ・ドイッのみならず、總てのチェッコ内少数民族に對し人民投票方を提案すべきである、ベネシユが之を拒否すれば、貴下は英國は人爲的國家防護の爲無分別に戦争に走るものでないことを知らせる許りである、英國が動かれれば何物も動かぬ。

一、ヒットラーは三百五十萬のチェッコ人を併合しやうとするのではない、唯三百五十萬の獨逸人のことを案するのである、何人も彼に對し斯る權利及び義務を争へぬ、此の種の問題に關し先例を有つ伊太利は殊に然りである。

一、ランシマンは宜しくザールの先例に倣ひ獨逸人のみならず他の異民族の爲にも人民投票を提案すべきである。

一、これが成れば歐洲の地圖は簡明となり無秩序及び不安の原因は除去されよう、伊國は現在チェッコと友好關係を結ぶことは事實上不可能であるが、今後ホヘミヤ國との友好關係は可能であらう、斯くて政治的領土的新情勢は新しい均衡を齎し、殊に歐洲は戦争を回避出来るよう、一度インキを以て劃せられた國境は再びインキを以て修正出来るが、神の御手と人の血液とを以て劃

された國境は全く之と異なる。

更にム首相は「チェッコが今日の事態に迄立至つたのは、チェッコの國情そのものが然らしめたのである、即ちチェッコは實際にはチェッコ、ドイッ、ポーランド、ハンガリー、ルテナヤ、ルーマニヤ、スロヴァキアと呼ばればならぬ程多數の民族が混合して不和抗争を續けて來たのである」と喝破した。

かくの如く獨伊兩國の提携が益々緊密の度を加へて來るに従つて英佛兩國も漸次これに對抗的に提携を強化し、佛國首相ダラデーエ外相ボンネ兩氏は九月十八日ロンドンを訪問英國政府首脳と協議した結果、チェッコ問題の平和的解決策に關し完全に意見一致した。此の英佛會談に於て協定せられたチェッコ問題解決案は十九日在チェッコ英佛公使を通じチェッコ側へ提示せられた。チェッコ政府はこれを検討した結果、英佛案を受諾したが廿一日チェッコ宣傳相は、「吾々が本日午後吾々の外務大臣に英佛に對し歐洲平和のために吾々を犠牲にすることを通報する權利を與へた時、此の世に於ける何人か威嚇に屈した臆病者である」と云ふことが出来るか、吾々は我等を孤立

無援に放置した人々に對し何等の非難もしないであらう、政府が一致して大統領と共に苛酷な條件を受諾せざるを得なかつたのは、全國民を無意味な犠牲及び流血、並に止むことなき苦難より護る爲である』と悲痛な放送をなした、かくて廿二日午前、前教育總監シロワイ大將を首班とする後繼内閣が成立した。ロンドン、チェッコ公使館から發表された英佛案の内容は左の如くである。

一、ズデーテン獨逸人五五%以上の地方は人民投票に依らず割讓し、チェッコも含む國際國體により必要の場合國境の調整を審議す。

一、一定期間内に人民の自由選擇に従ひ住民交換を行ふ。

一、チェッコ政府が以上の條件に同意の用意ある場合、同國は將來の安全に付保障を要求する權利あり。

然るに廿三日ゴードスベルグで行はれたチェンパレン英首相とヒトラー獨逸總統との會話に於てヒトラーはチェッコ問題に關する覺書を手交すると共にズド問題の解決のための努力を感謝した。チェンパレン

首相はヒトラーの覺書をチェッコ政府に手交することを引受けた、所がチェッコ政府はこれを拒絶した。その理由はヒトラーの覺書は英佛案の範圍を越え、自由なチェッコ共和國の絶滅を企圖するものである、この覺書は地區の終局の保障には何等言及せず五%以上獨逸地方の割讓及び廣汎なチェッコ地方を要求する、チェッコの生産能力を絶滅せんとする此の企圖は經濟的立場よりの領土要求であるに云ふにある。ヒトラーの覺書内容は左の如くである。

一、附圖に示された地域(但し附圖に關しては何等發表せず)より一切のチェッコ軍隊、警察、憲兵、税關吏及び新聞記者を撤退させ十月一日同地域を獨逸國に引渡すべし。

一、撤退地域は現状のまま引渡しをなす、獨逸政府は撤退に關する細目事項決定のため全權を委任せられたチェッコ軍の代表が獨逸國防軍司令部に來ることに同意す

一、チェッコ政府はチェッコ國內に於けるズデーテン獨逸の軍及び警察關係者總てを即時に解除しその故國に歸すべし。

一、獨逸政府は別に示す地域に於て遅くとも十一月廿五日までに人民投票を行ふことに同意す、右人民投票の結果生ずる新國境の改訂は獨・チェッコ若しくは國際委員會により決定せらるべし、人民投票は國際委員會の監督の下に行ふ、人民投票に關し投票權を有する者は問題の地位に一九一八年十月廿八日に居住し、又はその時迄に生れた者とす、凡ての男女投票者の過半数を以て住民の獨逸又はチェッコに對する歸屬に關する意を示しと看做す。人民投票のため別に示すべき地域より獨・チェッコ双方軍隊を撤退す、其の時期及び期間は獨・チェッコ兩國政府共同にて定む。

一、其の他一切の細目事項を決定する爲獨逸政府は獨・チェッコ委員會の組織を提議す。

附屬II撤退せられたズデーテン獨逸地域の引渡は軍事、經濟、交通の諸施設(航空の地上設備及び凡ての無電施設を含む)を破壊し又は使用に堪へぬ様毀損することなく行ふべきものとす、當該地域に存在する經濟及び交通材料就中鐵道機關車、車輛は毀損することなく引渡すべきものとす、瓦斯、水道等の施設も又之に準ず、食料品、

貨物、家畜、原料等を同地域より運出することを禁ず。

この覺書をチェッコが受諾するか否かはまさに獨軍を動員せしめて第二の世界大戰を起すか否かの問題にかゝつて來た。即ちヒトラー總統は百二十萬の獨逸國軍を演習の名目でチェッコとの國境に集結せしめ動員待機の命令を發したのである、ヒトラーは廿六日柏林國民大會に於て演説をなした

「茲五年間に余は數十億の軍費を投じ最新式武器を以て整備した陸軍と如何なる攻撃をも恐れぬ空軍の建設に従事し、今や獨逸の空軍とタンク防禦は世界一を誇るに至つた。然し余は英國との間には進んで獨逸海軍力を三割五分に制限することを約し、永久に英國と事を構へる意思のないことを示し、又佛國に對してはアルサスローレンの永久的拋棄を宣言し最早佛國より求める何物もないことを明かにした。獨伊の關係は紙上の條約同盟等によるものではなく、實に心と心の結合に依り獨逸世界觀と政治關係に於て離されぬ密接な關係にありとなし獨逸はチェッコ問題以外に歐洲に於ては最早領土的要求を持たぬ、余の忍耐は今や極

點に達した、戦争か平和か其の決定はベネシユ自らの手中にありズデーテン獨逸人に自由を與へるか或は吾々自ら實力を以て招來すべきかを決するもの亦彼の態度如何にある吾々は既に決意を固めた。

旨を述べ獨逸の態度を明にしたが、ヒトラーの覺書に對してチェッコは讓歩の色なく英佛は軍備に熱中し、自耳義まで國防を整備、その他の關係諸國も防空準備に忙殺されて來た。英佛の國外逃避者は日々増加の一途を辿り、この險惡なる情勢を裏書きしてチェンパレン英首相は廿七日夜ラヂオによつて

「チェッコが獨逸の覺書を受諾出來ぬことは了解出来る。獨逸の要求は不合理と云ふの他はない、平和のために寄與出來ることなる自分は第三回の渡獨も厭はぬが、目下の所斯様な幹旋の餘地があるとは思へぬ、政府としては防空、防火、地方軍召集等の措置を執つたがこのために英國が戦はねばならぬといふ理由はない」

と放送したので、英國人は悉く不安のどん底に陥つた。大戰不可避の情勢には最早何等の施す術がなくなつたかの感を抱かしめたのである。波蘭は萬一に備へ六十萬の

軍隊を準備しチェッコ政府に對し波蘭人在住地域に關する申出をなした。ハンガリーもチェッコ國境に軍隊を動員、世界大戰の收戰國として奪はれた地域を奪回せんと目論んだ。ソ聯は獨逸がチェッコを取つた次にはウクライナに進撃して來ると豫想し西部國境に軍隊を集結した。チェンパレン首相は一面では國民に大戰勃發の際の覺悟を促しつゝ一方何となくして大戰を回避せんとし、九月廿八日ムツソリーニ首相に書翰を送りム首相に和解の盡力を依頼した。ム首相は直にヒトラー總統に電話で協議し、廿九日ミュンヘンに於てム首相、ヒトラー、チエ英首相、ダラ佛首相の會見が行はれることとなつたが、チェンパレン首相は同夜ム首相の幹旋によつて獨逸の動員は廿四日間延期せられたことを議會で説明した。ミュンヘンに四國會議が開かれることがわかると、ロンドンの諸株は一齊に急騰した。かくて廿九日には英佛、獨伊の四國巨頭がミュンヘンに集り歴史的會談が開かれた結果ミュンヘン協定が締結された。チェンパレン首相はこれをチェッコ政府に通達九月卅日午後二時までに回答を要求したのに對し、チェッコ政府は同日午後受諾の旨回答

して来た。ミュンヘン協定の内容は次の通り

第一、本協定

獨逸佛伊はズデーテン獨逸地方の割譲に關し既に意見一致したことに鑑み右割譲の條件並に施行規定及び右に關し執るべき措置につき左の通り協定し、各々は本協定履行の確保の爲必要な處置に關し責任を有することを聲明す。

- 一、十月一日に撤退を開始す。
- 二、英佛伊は撤退が現存施設を毀損することなくして十月十日までに完了せられ、現存施設を毀損せぬ責任を負ふ。
- 三、撤退の實行細目は獨逸佛伊チエツコ五國の代表者より成る國際委員會により定めらる。
- 四、獨逸人の多數を占める地域は附圖及び次の順序(四段に別れたもの)に従ひ十月一日より七日の間獨逸軍隊により順次占據せらる。右以外の獨逸人の多數を占める地域は國際委員會が遅滞なく決定し十月十日までに占據せらるべし。
- 五、國際委員會は人民投票を實施すべき

地域實施細目(ザールの例による)期日十一月末までに決定す、右地域は投票終了後まで國際軍隊により占據せらる。

- 六、國境の最終決定は國際委員會が行ふ。國際委員會は人民投票を行はずして譲渡せられる地域につき例外的場合には厳格なる人種原則に聊かの變更を加へることを英佛獨伊に勸告することを得。
- 七、國籍選擇は本協定締結の日より六ヶ月以内に施行せられ、其の細目は國際委員會之を定む。
- 八、チエツコ政府は本協定締結の日より四週間に於いてズデーテン獨逸人を其の希望により兵役及警察勤より免除し又其の政治犯を釋放すべし。

第二、追加協定

英佛政府は挑發せられぬ攻撃に對するチエツコ新國境の保障に關しては九月十九日の英佛提案第六條に於ける申出を維持する基礎の下に本協定に参加した、チエツコ内に於ける波蘭及洪牙利少數民族問題が解決せられた場合には獨逸佛伊チエツコに對し保障をなすべし

第三、追加聲明

- 一、四國首相はチエツコに於ける波蘭、洪牙利少數民族問題が三ヶ月以内に關係國政府間の取極めにより決定せられぬ場合にはこの爲四國首相を再び會合することを聲明す。
- 二、四國首相は本協定に定められたる委員會が獨逸外務次官及駐獨英佛伊大使並にチエツコ政府代表者に依り組織せらるること一致す。
- 三、地域譲渡より生ずる總ての問題は國際委員會の權限事項とす。

九月卅日獨逸のアラウセツチ陸軍長官は十月一日午前零時を期し獨逸軍は新割讓地方へ進入せよとの命令を下した。波蘭は同卅日チエツコに對しテツセン地方割讓に關し最後の要求を提出した、チエツコ政府は十月一日その要求に應ずること決定した、かくて世界戦後廿年若きチエツコ共和國は僅か廿年にして世界地圖の上から縮少されてしまつた。英佛は戦争か平和かのめきさしならぬ二途の前にはチエツコなどを犠牲にしてまで自國の安全を企圖したのである。英海相ダッフクローパーはチ

エ首相のやり方に不満、十月一日辭職した。この外にも對獨強硬意見を持つものあり一時は内閣が動搖した。而してチエツコ問題によつて獨逸の提携の程度が極めて強靱なるものであることが明確となつた。そしてソ聯は歐洲からは全く閉出を喰つた形である。獨逸軍のチエツコ占領地域と順序を示せば、十月一日及二日チエツコ西南國境ホヘミア森林南部地方、即ちモラヴィアズデーテン獨逸境界地方、獨逸パッサウ市及びリンツ市の北部、就中主要なのはモルダウ河流域地方、十月三日チエツコ北部國境方、十月三日、四日チエツコ、カールスバドグラスリツ、ホスタウ其の他のシレジア國境地方。

ヒトラー獨逸總統のソ聯領ウクライナを目標とする東漸政策はこれを以て満足するものではなく、ハンガリー、ルーマニア等バルカンのチエツコ國を包圍する國々に對しても、此の東漸政策を基調として國交調整工作が進められ、十四年三月に入り獨逸はチエツコ國境に大軍を集結、五項目より成る最後通牒を突付けたが、チエツコは執政任命の要求を除き他の要求を全部受諾した。ヒトラー總統は前スロバキア總理チソリを招致し同國の獨立につき協議した。チエツコ大統領及外相は獨の態度打診のため伯林を訪問した。ハンガリーはチエツコにカルパトウクライナ併合の最後通牒を突付けた。機を見るに敏なヒトラーは電光石火の早業でチエツコ國內に軍隊を進駐せしめ三月十五日チエツコスロバキア國領土中ホヘミア、モラヴィアを保護領とし、スロバキアを保護下に置いた。十六日にはホヘミア、モラヴィア地方の國法上の地位に關しヒトラー總統が發せられた、その要旨は「一九三九年三月獨逸の占領せる地方は今後大獨逸國領土に屬しホヘミア、モラヴィア保護領として大獨逸國の保護下に入る、同保護領は獨逸國の政治的軍事的經濟的事項と一致する程度に於て保護領の自治行政の首長はを行使する、同保護領の自治行政の首長はその職務執行のため總統の親任を要す、總統は權利の擁護者として保護官を任命する保護領の外交就中外國に於ける同保護領民の保護は獨逸國之を行ふ、獨逸國は共同の利益に合致する様その外交を行ふ、獨逸國は保護領に對し效力を有する法規を制定することを得、獨逸國政府は治安及秩序維持

の必要なる措置を講ずることを得」と云ふにある。また三月廿三日ベルリンに於て獨逸外相とスロバキア代表チソリとの間に條約が締結されたが、その要旨は「スロバキア國の申出により同國は獨逸の保護下に置かれた、獨逸はスロバキアの政治的獨立と其の領土保全の責務を負擔す、獨逸は何時にてもプレスアルグ西北部の平地を除くスロバキア全部に於て軍事的構築をなし必要の兵員を以て之を占據する權利を有す、前記地域内に於ける軍事上の主權は獨逸軍隊により行使せられる、更に廿二日夜はリスニア外相ウルフシス及び獨逸外相リッペンドロップ間にメーメル地域返還に關する協定に調印を了した、つまりヴェルサイユ條約により獨逸より分離せしめられたメーメル地域は廿二日より再び獨逸國に復歸したのである。

かくの如く全く瞬間にしてチエツコ共和國は世界地圖の上から消えてしまつた。英佛はただ啞然たるの外はなかつた、つまりこれを黙認する以外に手の施し様がないのである。獨逸がかくの如き大芝居を打つたのは勿論獨逸自身の力にもよるが、伊太利が終始一貫獨逸を支持したことも與つて力

があつた。獨伊樞軸の威力が今更らの如く強く影響したのである。

**スペイン問題** 十月八日夜のフアシスト黨大會に於てスペイン戰闘に於ける伊國義勇軍の撤兵を決議した、これに對し英國政府は英伊協定實施方につき考慮議會に諮つた所可決せられた、英首相は十一月十四日下院に於て英伊協定は同月十六日發効の旨發表、かくて同日協定發効の共同聲明が發表され、同時に駐伊英大使は外務省に於てチアノ外相に新任任状を手交し、伊のエチオピア併合の正式承認をなした、英首相及び外相は一月十一日ロンドン出發、四日間ローマに滞在、スペイン及び最近緊張を見せた佛伊關係調整問題を協議したがスペイン問題についてム首相は佛ソ側に於ても義勇軍の撤退を行ひ、且フランスに對する交戰權承認せられた曉に於ては、伊國も殘留義勇兵を撤退すべきことを繰返した。英首相は二月廿七日下院に於て英國政府はフランス政府をスペイン政府として承認することに決した旨フランス將軍に通告することに決し同日その手續をとつた旨發表した、佛國政府に於ても同日フランス政府の正式承認を決定し外交上の慣例により右承認通告の

爲外務省政務局長がアルゴスへ派遣された

**獨伊樞軸** チアノ外相、リッペンドロツプ獨外相は五月六、七兩日ミラノに會談を遂げたが、現下の一般政情を検討の上改めて獨伊兩國の完全なる意見の一致確認せられ、樞軸兩國の關係を政治的及軍事的協定を以て形式的にも決定的に規定するに決した。五月二十二日獨逸伊太利間友好同盟條約が署名され即日効力を發した。右條約の内容は左の如し

獨逸國宰相及伊太利及アルバニヤ國王エチオピア皇帝は國粹社會主義獨逸國及びフアシスト伊太利國間に現存する友好連帶關係を嚴肅なる條約により強化する秋來れりと認め、獨逸國及び伊太利國の共同にして且永久に確定せられたる綱領に依り相互の援助及支持に關する確實なる連鎖が創設せられたる後、兩國政府は其の基調及び目的に於て既に以前より合立成立し兩國の利益促進並に歐洲に於ける平和確保の爲有效なりと證明せられたる政策を改めて承認し、共通なる世界觀及利害關係の總括的連帶性に依り固く相互に結合せられ、獨逸國民及び伊太利國民は將來に於ても相並び力を併せその生存區域の單保及び平和維持の爲努

力すべく決心し、獨逸及伊太利はかくの如く既に歴史に示されたる道に従ひ不安と破壊の世界の眞只中に歐洲文化の根底を確保するに役立たんことを欲し是等原則を條約に確定せんが爲左の通り協定せり。

第一條 兩締約國は絶えず接觸を保ち總て共同の利益若しくは歐洲全體の情勢に關する問題につき了解を遂ぐべし

第二條 兩締約國の共同利益が何等かの國際的事件により脅かされたる場合兩締約國は共同利益の確保のため執るべき措置につき直に協議すべし締約國の一方の安全若しくは其の他の重大なる利益が外部より脅かされたる場合他の締約國は此の脅威を排除する爲右締約國に對し全力を以て政治上外交上の支持を與ふべし

第三條 兩締約國の願望及び期待に反し締約國の一方が他の一又は多數の國家と戰ふに至りたる場合他の締約國は同盟國として直に右締約國の側に立ち陸海空軍の全力を以て之を支持すべし

第四條 有時の際第三條所定の同盟義務の迅速なる實行を期する爲兩國政府は軍事的及戰時經濟的領域に於ける協力を強化すべし、同様に兩國政府は本條約規定の實施

に必要な他の措置に付ても絶えず諒解を遂ぐべし、兩國政府は本條第一項及第二項に掲ぐる目的の爲常置委員會を組織すべし

常置委員會は兩國外務大臣の指揮に屬する

第五條 兩締約國は其の友邦國に對する場合休戰及講和は相互の完全なる一致によりてのみ之を行ふことを約す

第六條 兩締約國は其の友邦國に對する共同の關係が有する意義を意識し將來に於ても右關係を維持し兩締約國と右友邦とを結合する一致せる利益に應じ右關係を強壯に發展せしむるの決意をなせり

第七條 本條約は署名と共に効力を發し、兩締約國は其の最初の有効期間を十年と確定するに一致せり本條の協力延長に付ては有効期間の經過前適宜諒解を遂ぐべし

右證據として下名は本條約に署名調印せり

一九三九年五月二十二日即ちフアシスト曆第十七年伯林に於て獨伊兩國語を以て同様の効力を有する本證二通を作製せり

かくして獨伊關係は防共樞軸を一層強化されて來た、獨伊の軍事同盟締結は英、佛にシヨックを與へ英國のガンチヒ問題で一層神經を尖らし獨逸のガンチヒ併合工作を阻止せんがため佛國及びソ聯と三國協定を

締結せんと交渉を開始したが交渉は目下の處圓滿な進捗を見せてゐない。

**【アメリカ大陸】**

▲チリ聯盟退 駐英チリ大使アグスチン・エドワーズ博士は六月二日聯盟事務總長ジョセフ・アヴノール氏に對しチリ政府は聯盟を脱退する旨正式に通告した。尤もチリ政府は國際労働機關、國際司法裁判所其の他聯盟規約に基く技術機關に對しては今後とも協力を繼續する。

▲ヴェネズエラ聯盟退 ヴェネズエラ國政府は七月十一日聯盟規約第一條の規定により聯盟を脱退すると通告した。

▲チリの暴動 九月四日は前大統領イバニエスの次期チリ大統領選挙の爲の大示威運動が舉行せられ、多大の人氣を博したが、その際警官側の妨害を受けた、五日同派の一團が協議してゐる所を警官が入場せんとして一名射殺せられ手榴弾が投下せられた。この闘争に於て死者六十數名を出したが、その動機はナチス黨員が政府に對し反感を持ち、現大統領を放逐する意圖を強化することになつたものらしい。

▲米の對日輸出禁止委員會設立 屑鐵、油、鐵及びトラツクの對日輸出禁止を目的とす

る政府の行政的乃至立法的措置を促進するため有力者六十名を設立委員とする對日輸出禁止委員會が十四年十月十九日設立された。

▲グワム島防備案 一月廿日米國議會にグワム島防備案が提出されたが、同島は南洋委任統治諸島内にあり、日本も重大關心を拂つたが二月廿三日の下院本會議で抹殺された。

▲ル大統領のメツセージ ルーゼベルト大統領は四月十四日、ヒトラー總統、ムソリーニ首相にメツセージを送り、獨伊兩國は歐洲世々國に對し今後十年乃至二十五年間攻撃をなさざる意思ありや否やを質した。米國はこれと同時に目下大西洋にある艦隊を太平洋に於ける正規の行動區域に歸還する様命令を發した。

▲米ニカラグア間に援助協定成立 五月廿二日華府に於て米國とニカラグア間に金融商業軍事援助に關する協定が成立した。

▲米海軍未曾有の大建艦 米國海軍省は一九四〇年度海軍豫算成立後二週間を出ずして五月二日十五萬九千八百噸の第一線艦船の建造契約を結び平時として未曾有の大建艦に着手することとなつた。

米國大統領は二月廿六日米國に於て薨去した故前駐米大使齋藤博氏の遺骨を軍艦アストリア號で日本に護送する旨を申出て來た、現職の大使でないものの遺骨を軍艦を以て送るのは例のないこと、齋藤大使の薨去は日米間の感情融和に役立った。

汎米會議 第八回汎米會議は十三年十二月九日より同月廿四日まで南米ヘルメス國首都リマに於て開催された。これに参加するものは米國を初めとして南北兩米二十一ヶ國の代表者である。本會議の正式議題は、平和機構關係、國際法關係、經濟問題關係、女子の政治上並に民事上の權利關係、知的協力並に精神的軍縮關係、汎米聯合並に米大陸國際會議關係、報告關係の七部に分れて審議されたが右の中最も問題となるのは米大陸國際聯盟の創設案である、汎米會議の使命は政治的方面に於てはラテンアメリカに於ける歐洲諸國の勢力進出を防止し、經濟的方面に於ては米大陸諸國間の通商増進の爲の關稅引下、輸入割當其の他に類似する通商障害の緩和乃至撤廢、爲替統制の廢止並に米國よりの財政的援助の可能性を考究することである。然るに米國はこれを利用して中南米に對する日獨伊の進出防

止に躍起となり、米大陸國際聯盟を創設せんとしたのである。これがいはゆる米國提案の米州共同防衛案なるものであるが、リマ會議に於てアルセンチン代表は米案に強硬に反對修正を加へた。かくてリマ會議は二週間に亘る討議の結果、十二月二十四日各國署名の左記いはゆるアメリカ主義宣言可決された。

「米州各政府は國際關係の根本原則堅持が現在最も必要にして全國家は法的秩序、正義的平和、人類の社會經濟的福祉の保持に關心あることを考慮し左の通り決議す  
右諸目的達成のため次の重要諸原則を重ねて宣言支持勸奨す  
一、各國の内外政治不干渉  
二、國際紛争の平和的解決  
三、武力を内外政策の手段とするは非合法  
四、國際法の遵守  
五、條約の尊重及び履行  
六、各國代表者間の平和的協力、各國民間の文化交流は了解の増進、紛争の平和的解決を容易にす  
七、經濟復興は内外の福祉、諸國民間の平和に貢獻す

八、國際協力は前記諸原則維持の要件である。

リマ宣言 十二月廿四日午後最終本會議は次回會議地をボゴタに決定後全代表の名にて共同防衛宣言案を提出可決した、右宣言はその前文に於て米州人民は共和制平和主義、人道及び寛容の精神並に國際法主權の平等、人種宗教を問はざる個人の自由を絕對支持する協同觀念により精神的團結を保ち來れること右に基き米州の平和を防衛し且世界と協調し居ること、米州各國の人格主權獨立の尊重は米州連帶主義により保護さるゝ國際秩序の基本たること及全會議は連帶及び協力の原則並に不干渉の議定書採擇せりと米宣言の内容として米州各國は  
一、連帶性並にその基礎たる諸主義の維持に協力するの意思及  
二、右を脅威する外部よりの干渉活動を防護するの決意を各再確認し  
三、或一國の平和安全、領土が行爲の性質如何を問はず脅かされるゝ場合には他國は之に共同利害を有し連帶性を有効化する決意あり之が爲現行條約及び諸宣言の規定する相互協議の手續きによ

り各自の自己的意を連結し適當なる方法を執るべし但し各政府は個人の資格にて獨立に行動すべく主權國として法律上平等たるべきを充分承認す  
四、本宣言及び米州平和諸條約中に定むる相互協議を容易ならしむる爲各國外務大臣が適當の時期及び何れかの發議を待つて米州諸都市に順當に會合す代理の任命を妨げず  
五、本宣言はリマ宣言と名附くといふ内容より成るものである  
かくて第八回汎米會議の終了を見た、會議參加國から米國がほとんど會議を牛耳つたことは疑ひの餘地がない、その米國が、支那事變以來支那の門戶開放、機會均等を絶叫しながら他方南北米諸國に於いては門戶の閉鎖を唱へるのは一大矛盾と云はざるを得ない。

帝國外交(日・英)

〔天津事變發生經過〕

支那事變發生以來、天津の英租界は英帝國の名に隠れて、例へば我軍の作戦行動を無電で香港や重慶へ通報したり、又は北支方面に蠢動する遊撃隊に對し種々なる便宜

を與へたり、或ひは臨時政府要人の暗殺を企圖する不穩分子をかくすなど、頻りにその敵性を發揮しつゝあつた。これらの事實に對し、我軍當局では出來得る限りの隱忍を重ねてゐた、然しながら治安と生存の必要上、何時かは斷乎たる處置に出でざるを得ないといふのが現地を中心とした朝野の輿論となつてゐた。そこへ三月から四月にかけて我軍下士官兵三名が天津市内でテロ團の毒刃に倒れたのをはじめ、四月九日夜天津英租界の映畫館グラントで映畫觀覽中の中國聯合準備銀行經理兼天津海關監督程錫庚氏が東亞建設の尊き犠牲となつて、不穩分子の兇彈に倒れ、犯人は逸早く逃走するといふ事件が起きた。天津市公署では直ちに英國總領事にあて十日附公文書を以つて抗議を提出し、犯人の捜査逮捕とその引渡し方を要求したところ、英國總領事から十二日附公文書で「極力犯人逮捕に努力しかつ犯人逮捕の後には天津市公署に引渡す」旨を回答して來たので、同十五日第一回檢索を、同十七日第二回檢索を、同廿二日第三回檢索をそれぞれ、我憲兵隊の協力援助の下に行つた結果、重要容疑者として支那人數名を逮捕するに至つた。然るに英國側は

容疑者としての證據なきを理由として、犯人の引渡しは勿論、取調べのため日限を附した我方への犯人貸與を拒否して來たので、我方から嚴重交渉の結果二十五日に至り、英國總領事の獨斷で「四十八時間以内に返還のこと、拷問にかけざることを、先例となさざること」の三條件を附して一時容疑者一同を我憲兵隊へ貸與することを申し出た。我方では「五日以内に返還のこと、拷問にかけざることを、將來に關しては個々の場合に協議」すべき旨の公文書を發し、直ちに容疑者を憲兵隊へ引取つて取調べを行ひ、更に返還期日たる同三十日朝、容疑者を英國側へ引渡したうへで、前犯行場所たる映畫館グラント前で英國側立會の下に實地檢證をなしたところ、容疑者は自供通り犯行模様を再現、英國側でもこれらの容疑者が程暗殺事件關係者であることを確認し、我憲兵隊より本事件の聽取書を送附あり次第支那側へ引渡すべき旨を明したが、それにも拘はらず支那側をして引渡しを要求せしむるや、容疑者がその後英國租界工部局で、憲兵隊における自供を殆んど覆したること、及び憲兵隊における自供のうち信すべからざる點が二ヶ所あることを理由

として容疑者の引渡しを拒絶して来た。現地當局では然しながらその後氣永に英國側と容疑者引渡しに關し、種々折衝を重ねたが一向に埒があかぬので、田代總領事は五月三十一日館員をして英國側に對し、六月七日正午までに容疑者引渡しの有無回答方若し回答なき場合は引渡しを拒否せるものと認むる旨申入れしめた。然るにクレイギ一英國大使は六月六日、有田外相を訪問して「將來はテロ行動に關與したることにつき天津總領事が證據ありと認むる者は支那官憲に引渡すべきこと、問題の四名は證據不十分につき引渡すことを得ず、犯罪の證據なき者を引渡して極刑に處せしむるが如きは英國の正義觀念に反す」と申出た。これに對し有田外相から「問題の四名については英國官憲立會の下に實地檢證をすませ居り、また證據も十分なるべき筈、至急引渡しありたし、英國側が強ひて本件犯人を引渡さざるにおいては、從來も良好といひ難い天津における日英間の空氣を一層悪化せしむる虞あること」を指摘したが、同日天津においても英國總領事から田代總領事に對し、本國政府の回訓に基く趣を以つて前記と同様な申入れがあり、犯人引渡しを

拒絶して来た。更に六月十日、クレイギ一英國大使は有田外相に對し、「日本側の所謂犯人の自白は後刻犯人自身が否認してゐるから、新たな證據の提示がなければ引渡すことが出来ぬ」旨述べ、これに對し有田外相から英國側は日本官憲の取調べと、犯人の英國官憲に對する供述との何れを信用するやを問ひ、速かに犯人引渡しありたき旨要求したが、この頃我現地當局では、英國側がその租界の存在を斯くの如く抗日犯人の庇護のために濫用する以上、當然の防衛措置として同租界に對し、嚴重なる檢問及び檢索を實施するの外なきものと認めるに至り、六月十四日午前六時から右檢問檢索を實施に決定、同十三日この旨を聲明した。英國政府では周章狼狽して同日重光大使に對し「英國側の從來知らざりし新事實が発見せられたるにつき、犯人引渡しを再考する故、取りあへず明十四日朝から實施の租界封鎖は見合せられたし」と申出たので、重光大使はこれを帝國政府に傳達するとともに英國政府に對しては、天津においても至急英國總領事より日本當局と折衝せられたき旨回答したが、同日午後八時、天津において英國總領事から日本總領事に

對し、暗殺犯人引渡しにつき日本人、英國人及び第三國人一名を選定し、證據不十分なりや否やを共同調査されたと頗る軟化した提議を來つたのに對し、我總領事館では軍側と協議の結果、右は當時の事態に即せざる旨回答した上、十四日を期して斷乎嚴重なる檢問檢索を實施し、膺懲の鐵鎚を加へることに決して天津軍當局では六月十三日午後零時三十分、

「軍は東亞新秩序建設及び北支文明朗を妨害する凡ゆる陰謀と策略の英租界を他の地域より隔絶するため適當の措置を採る然し既に當地の特殊事情を理解し、我方に協調的態度を示しつゝあるフランス並びに英租界内に在住する獨米その他第三國人及び善良なる支那人が、この措置に捲添へを喰ふのは遺憾千萬であるから、なるべく速かに租界外に居住を移すことを希望する、このやうな隔絶は現情勢においては軍の任務達成上、絕對必要な最少限度である、而してこの事態は犯人引渡し拒絶を契機として惹起したものであるが、これは楯の一面であつて、從來におけるイギリスの援蔣政策に對する日本朝野の憤激がこの形式によつて反撥した

ものである、只だに犯人引渡しは以つて納まるべき性質のものではなく、軍はこれによつて英國の援蔣態度に猛省を求めるとともに、天津租界の敵性の根絶を要求するものである、従つて英租界當局が百八十度の轉換により北支の新情勢を認識し、衷心より日本と提携し東亞の新秩序建設に協力するに至るまでは銜を収めない」

十萬の通行者があつた萬國橋も封鎖實施後は閑散で、只だ檢問、檢索所前に通行者の行列があるのみ、また英租界内はひっそり閑として人影すら見えないといふ淋しい風景を描くに至つた。軍は食糧攻めにするが如きことは行つてゐないが、然し軍はその後ます、檢問檢索を強化し、六月十九日午後十時に至つて租界を包圍する電線全面に電流を通じその萬全を期してゐる。これは無益な犠牲者を出さないために執つた手段である。これに對し英國側では、我方の眞意及び事變以來執りつゝある我方の根本的な態度を理解せず、日本は先づ英租界を處理し、次いで鋭鋒をフランスその他の租界處理に向け、遂には各國の在支利権の閉め出しを喰はさうとするもので、英、米、佛は一致結束して日本に當らなければならぬと放送し、また我國に對して經濟封鎖を以つて報復せんと威嚇して來た。然し我方の毅然たる態度に對しては如何ともしがたく、而も現地の事態は遷延を許さぬ状態に迫られたので、こゝにおいて英帝國政府は遂に我國に對し本問題解決のために會談を申出で來た。

〔日英東京會談〕

英國よりの申出により天津租界問題に關する日英東京會談は、全世界注視のうちに七月十五日、我有田外相とクレイギ一英國大使との會談を以つて開かれた。この日午前九時から外務大臣官邸において三時間餘に亘り、現下の事態の背景をなす一般問題について討議が行はれ、次回の會談を十七日に續行することを申合せて第一次の會談を終つた。第二次會談は第一日の申合せによつて十七日に開かれる筈であつたが、クレイギ一大使側に英本國政府からの訓令が到着しなかつたために延期され、十九日の午前九時から開かれた。この日の會談においては、クレイギ一英國大使から天津問題の背景をなすところの一般問題に關し、英國側の見解の説明があり、これに對して有田外相から我方の意見を述べ、會談は午後三時三十分を以つて閉じられた。更に考慮を重ねるために第三次會談を二十一日に開くことを申合せた。かくて二十一日午前十一時から開かれた第三次會談は、急轉直下好調を以つて運び、コンミュニケの如く成立に向つて進捗、更に二十二日の深更に及んで行はれた第四次會談によつて遂に意見の一致を見るに至り右に關する聲明は二十四日、東京及



びロンドンにおいて同時に發表されることとなつた。二十四日發表されたところの聲明は左の如きものである。

「英國政府は大規模の戰國行爲進行中なる支那に於ける現實の事態を完全に承認し、又かゝる状態が存続する限り支那に於ける日本軍が自己の安全を確保し、且つその勢力下に在る地域に於ける治安を維持するため特殊の要求を有すること、並びに日本軍を害し、又はその敵を利するが如き一切の行爲及び原因を排除するの要あることを認識す。英國政府は日本軍に於いて前記目的を達成するに當り、之が妨害となるべき何等の行爲又は措置を是認するの意思を有せず、この機會に於いてかゝる行爲及び措置を抑制すべき旨を在支英國官憲及び英國國民に明示し、以つて右政策を確認すべし」

事務官  
英國側から  
クレイギー大使、ハーバート領事、駐日陸軍武官ヒゴット少將、ブレン書記官、マクレイ商務参事官、ゴアアリス書記官、アレン現地代表(カー大使秘書)が列席、所謂「日英圓卓會議」が開かれた。而してこの第一回「圓卓會議」においては先づ加藤公使から天津問題の背景をなす一般問題を具體的に日本語で説明し、これを淺海事務官が英語に通譯したのちクレイギー大使は、  
「日本側の原則的要求は篤と諒解した。今後は誠意をもつて協議を進めて行きたい。また斯くして會談を進せしむれば圓滿なる妥結になるであらう」  
と英國側を代表して誠意を披瀝し、その他に一般問題について二、三の質疑があつたのち午前十一時二十分一旦休憩に入り、午後四時から午前九時三十分まで會談を續行したが、この第二次圓卓會議においては、専ら天津の治安維持問題に關し一般討論が行はれ、細目に互る諸點については委員會に附託することに決して午後六時廿分散會となつた。かくて二十五日午前九時十五分

ら霞ヶ關の外務次官々邸において行はれた日英專門委員會(出席者日本側、田中領事、太田少佐、英國側ヒゴット少將、ハーバート領事)における檢討審議の結果を基礎として、第三次圓卓會議を二十六日午前十時三十分から外務次官々邸で開催、  
一、英租界内の一般犯罪に對する取締りの強化、二、英租界内反日共産分子の共同取締、共闘捜査、三、日英連絡機關の設置、四、程氏暗殺犯人の引渡し、五、工部局反日職員の罷免  
等の諸點について總括的討議が行はれ、午後四時から續開の會談において更に細目に互り檢討の結果、だいたい五分通りの意見の一致を見るに至つたので殘餘は二十七日の會談に持ち越すこととして午後七時散會となつたが、二十七日の會談において經濟金融問題に移るや俄然難色を見せはじめ、前途に一抹の暗影を投ずるに至つた。即ちこの日の經濟問題の議題は  
一、聯銀券に對する協力を實行しその通貨政策の攪亂行爲をなさざること、二、租界内における法幣の流通禁止、三、租界内支那側銀行錢莊商社等の検査取締に協力すること、四、英國領事館に保管中

の現銀を引渡すこと

等であるが、聯銀券への協力に對し英國側は強硬に反對、また租界内における法幣流通の禁止方に對し、クレイギー英國大使は「英國において法幣流通を規定したる一九三五年九月五日附勅改正を必要とするがそれは國內關係上至難である」と述べ強硬に反對し、更に英租界内にある現銀引渡し問題についてもこれまた拒否するの態度に出たのである。かくて二十八日の第五次圓卓會議はいよゝ、暗礁へ乗りあげた形となり、クレイギー英國大使は直ちに本國政府へ請訓し、我方も外務當局の連絡會議を開催することになり三十一日再會を決議して會談を打ち切つたが、三十一日午後四時から外務次官々邸で開催の第六次圓卓會議において、天津における治安警察問題は全く意見の一致を見、これを正式妥結の上で英國側は本國政府へ請訓する手筈となつた。然し、經濟問題については依然難航をたゞけ、殊に現銀及び法幣問題に關する英國政府からの回訓は八月十日に至るも到着せず、誠意を以つて解決點へ邁進せんと第七次日英會談への特權の姿勢にある我方の態度も空しく旬日を經過後の十一日午前

九時、クレイギー英大使は外務次官々邸に加藤公使を訪れ、突如として、  
「日本側の要求する抗日犯人引渡しはこれを容認することに決した、よつて同日午後八時(日本時間)ロンドン並に在京大使館において右の趣を聲明する筈である」  
旨の申入れをなし、これに對して加藤公使は、  
「犯人引渡しに同意し、この旨を聲明することは英國の一方的意思であつて、我方の干渉すべきことではないが、右の申入れが東京會談の具體交渉を治安問題に限定し、經濟問題を分離せんとする意圖に出るものならば、我方としては絶対に同意出来ない」  
と、クレイギー大使に強い針を打ち込んだのち、直ちに外務省に到り有田外相、堀田大使、澤田次官、栗原東亞局長らと會見、重要協議を重ねた結果、英國側の犯人引渡し聲明に如何なる政治的な意圖が含まれてゐようとも、抗日犯人は引渡さるべきものであるから遠慮なく犯人を受け取らう、と意見の一致を見、また一方英國側の申入れによつて十四日に第七次會談再開の運びと

なり、その前途に僅かながらも曙光を見せるに至つた。然るに十二日午前十一時加藤公使を訪れたクレイギー大使は、經濟問題の回訓が未到着の理由を以て、重ねて治安問題のみについての會談再開を申入れ再び一種の遷延策を弄するに至つたので、隠忍に隱忍をつづけて來た現地軍代表武藤少將は、遂に現地歸還を決意し「英にして欲するならば鐵血の教壇で解決せん」との談話を發表、十四日午前六時羽田飛行機で、太田中佐その他を帶同引揚げ、會談はこゝに破局一步前となつた。その上さらに十八日午後二時、クレイギー大使は加藤公使を訪問、文書をもつて治安問題のみを妥結し經濟問題を分離してこれを放棄せんとする旨を通達、併せて會談全體に對して惡影響をあたへる重大意思表示をなすに至つたので、老獪なる英國側の遷延策にしびれを切らしつゝ、その圓滿解決を待つてゐた陸軍當局は、十九日午前九時から陸相官邸で板垣陸相、山脇次官、町尻軍務局長らが參集、種々協議を遂げた結果、  
「英國が眞に東亞の新事態を認識せず會談の事態かくなる上は即時これを打ち切り會談以前の狀態に還元するほかなし」

との意見に一致、一方政府當局に於ても同日午後二時三十分有田外相を官邸に招致して、詳細なる事情並に外陸當局の意向を聴取した平沼首相は、有田外相と重要協議を行ひ、その態度を決定した結果、二十一日午前六時、外務省發表の形式を以て左の如き重大聲明を發し、英國政府の矛盾撞著にみち／＼した態度を完膚なき迄に論駁、かくて日英會談は遂に正面衝突のまゝ中絶の止むなきに至つてゐる。

外務省發表全文

一、今次日英會談は元來英國側の希望に基き開催せられたるものなる處、帝國政府は先づ天津問題の背景を爲す一般問題に付英國政府の了解を取付くるの要ありと認め會議の當初に於て右に關し交渉の結果、客月二十二日一般原則に關する協定の成立を見るに至りたること曩に發表せられたる通りなり

二、右一般原則に關する協定の成立に次で

會談は天津に於ける具體的諸問題の折衝に入りたり、而して右折衝に於て帝國政府の要求せる所は警察及經濟に關するものなるも、要するに何れも現地治安維持の強化並に軍の生存上必須の事項に屬す

るものにして、又英國側の協力を要請せる點は何れも素より其の權限内に於て爲し能ふ所に屬すること言を俟たず、從て右要求事項の性質が恰も本件會談の範圍外なるが如く解する事の不當なるは勿論、日英兩國間限りの取極の對象となし得ずとするが如きも何等理由なき所なり例へば、通貨及現銀問題に關する要求に付て言へば、帝國政府の英國政府に要求し來れる所は法幣が依然天津租界内に流通し居る結果不逞分子が之を利用し租界の内外に於て經濟攪亂行爲を行ひ治安を亂し居る現狀なるに付之が防止の爲英國側に於て出來得る限りの措置を講ぜられ度しと言ふに止る、一方現銀問題に關しても之が搬出に付英租界當局に於て何等干渉せざるべき旨英國政府に要求し居るに過ぎず何れも日英間話合の對象となり、又天津關係地方問題なることは論議の餘地無く、右が日英間に取極め得ずとし又は局地的性質を有せずとするは理由なし、蓋し今次會談開催に付ての英國側申出を受諾するに當り帝國政府は其の提案が當然現地軍の存立に關する軍事的、政治的及經濟的要求に關係を有すべ

きことを明示し置きたる次第なり英國政府も右了解の下に會談に入りたるものなるのみならず、客月二十七日經濟問題が始めて具體的に日英代表間に討議せられたる際日本代表より右趣旨を重ねて英國代表に傳達せるに、英國代表も異論なく進んで八月一日經濟問題小委員會の開催に應じ具體的審議に入れる次第なれば、右に徴するも英國政府に於て最初より所謂經濟問題を除外するの意向なかりしは明白なり

三、尙英國政府が本問題を放置し之が解決を遷延せんとするものには非すと述べる問題の解決を日支事變の最後の措置に關聯せしめむと主張し居るは明かに前後矛盾せるの言辭なりと言ふべし、又其の發表の末段に於て九國條約を援用し居るも、同條約に關する帝國政府の見解は既に機會ある毎に明示せる所にして帝國政府としては九國條約に關する議論が如何にして天津問題の處理に役立ち得べき次第なりや了解に苦しむ所なり、英國政府の眞意が本件會談に第三國を介入せしめ交渉の有利なる妥結を圖らんとするものなるに於ては、右は徒らに本問題の解決

を遷延し且複雑化せしむるに役立つのみにして帝國政府の到底容認し得ざる所なる點を指摘せざるべからず

を遷延し且複雑化せしむるに役立つのみにして帝國政府の到底容認し得ざる所なる點を指摘せざるべからず

トを握るものと注目されてゐただけに、決定的なものがあり、我帝國においてもそれ／＼別な意味で、獨逸、ソ聯ともに微妙な關係にあるだけに、新對歐策の再建に迫られてゐる。

獨逸不侵略條約正文

日英會談は二十一日の帝國政府聲明を最後に、事實上の決裂となつたをり、二十一日午後十時廿分、わが防共の友邦ドイツ政府は突如としてラザオを通じ今回、ソヴェート聯邦とドイツ兩國間に不侵略條約が締結されることに決定した旨を一般に發表し、リッペントロップ獨逸外相が同條約正式調印のため、八月二十三日飛行機でモスコに赴く豫定である旨を放送、かねてから所謂平和戰線強化のためソ聯を抱き込まんとして政治交渉をつゞけてゐた英佛間に、非常な驚きと衝撃ををもたらすに至つた。ドイツ政府の説明によれば、二十一日午後突如、ソヴェート政府から不侵略條約締結の提案があり、兩國會談の結果急速に意見がまとまり、即時國民への公表となつたこと、ドイツ人自身の間にも非常な衝撃を起してゐると傳へられてゐるが、この獨逸不侵略條約の國際情勢に及ぼす影響も、數ヶ月前からの歐洲政界の動きにおいてソ聯の動向がキヤスタング・ゾー

第一條 兩締約國は互に相手國に對し單獨たると他國と共同たるを問はず、暴力の行使、侵略的行動並びに攻撃を爲さざる旨を約す

兩締約國の一方が期限終了一ヶ年前に廢棄を通告せぬ限り、本條約の有効期間は自動的に五ヶ年延長されしものと見做さるべきものとす

第七條 本條約は可及的短期間に批准さ

るべきものとす批准交換はベルリンに於て行はるべきものとす、本條約は調印と同時に效力を發生するものとす

署名

ドイツ政府代表  
ヨアヒム・リッペントロップ  
ソ聯政府全權  
グイアチエスラフ・モロトフ

獨逸突如開戰

「ダンテヒ返還問題」を繞つて一觸即發の危機に包まれてゐた獨逸兩國間は九月一日獨逸軍のワルソー爆撃によつて戰端開始となり歐洲は今や大戰當時を思はせる戰雲をみなぎらせてゐる。

第二次歐洲大戰勃發

▽チエコ解體後英國を主力とする所謂ドイツ包圍陣の結成がモスコに於ける英、佛

三國軍事會談の停頓により實現不可能と見るや獨は防共樞軸の存在にも拘らず親ソ政策に轉向し遂に八月十九日には獨ソ通商協定成立、廿三日には兩國間に不侵略條約の調印を見るに至りヒットラー總統の要求解決の機會は到來した。茲に於てヒットラー總統は二十四日ナチス議員より成るダンチヒ參議員をしてナチス黨ダンチヒ支部長フオルスター氏をダンチヒの主權者に任命させ合併の第一歩を築く一方數十萬の軍隊を獨波國境に動員して萬一に備へた。之に對しポーランドも亦一步も後退せず悲壯な決意の下に國境に動員して對抗するに至り獨波兩國を繞つて戰爭の危機は急速調に増大、所謂一觸即發の無氣味な空氣が全歐洲を覆ふに至つた。

▽チェンバレン首相は下院に於て一場の演説を行ひ戰爭の危機來を國民に警告すると共に獨ソ不侵略條約の成立に依つて英國のポーランド援助義務は毫末も影響を受けぬ旨を強調し英國の固き決意を披瀝した。佛は六十萬の豫備兵を召集しマゾノ線の防備を強化し戰爭勃發の場合の獨軍の攻撃に備へた。イタリヤは所謂ベルリン・ローマ樞軸の一方の當事國でありドイツの盟邦であ

るので事態を凝視しドイツに對し好意ある靜觀的立場をとつた。

▽ローマ法王ピオ十二世は二十四日夜ヴァチカンよりラサオ放送を行ひ紛争の平和的解決を勸告、またベルギー皇帝レオボルド三世もオランダ女皇と共に事態の平和的解決のため國際會議開催方を提案した。一方大西洋の彼方米大陸からはルーズヴェルト大統領がヒットラー獨總統、モスチツキイ波大統領に親書を送り、これ亦平和解決を要請した。

▽八月廿五日ヒットラー總統は駐獨英大使ヘンダーソンを招きドイツの最小限度要求なるものを提示した。ヘンダーソン大使は直にこれを携行して廿六日空路ロンドンに歸り直ちにチェンバレン首相、ハリファツクス外相とヒットラー總統の要求を検討した。斯て英政府は獨要求の検討に三日を費しヘンダーソン大使は廿八日夜英政府の回答を交渉した而して右回答が單なる回答でなく獨の要求に對する英の修正案の形でなされた事は明かである。ドイツ政府はヒットラー總統、リッペンントロップ外相を中心し微背英回答の検討を行つた後、廿九日夜ヘンダーソン大使に英回答に對するドイツ

政府の再回答を交渉した。英政府は再びこれに検討を加へたがもはや英國としては讓歩の餘地なきもの、如く之に對する英の回答は卅日深更ヘンダーソン大使よりヒットラー總統に手交された。英は常にポーランドに連絡をとり三十一日を迎へたが同夜ドイツ政府が突如交渉内容を發表しポーランドも亦之に應酬して四十歳迄の男子の總動員を斷行する一方ヒットラー總統が國防軍に實力行使を命じ、ダンチヒのフオルスター氏はダンチヒ復歸を宣言し更に獨空軍ワルソー爆撃が傳へられるに至つた。然し乍ら最後まで平和解決の望みを捨てないチェンバレン英首相は一日フラスベス政府と共にドイツに對して武力行使中止を要請し更にムツソリーニ伊首相の提唱になる英獨佛伊波五國會議開催方を提案した先づ獨軍の撤兵を求め最後の通牒を發し三日午前十一時（日本時間午後七時）の期限を付したところドイツは拒絶の回答を送つた爲め茲に歐洲大戰以來二十五年三十日目に英國は三日午前十一時十五分（日本時間午後七時十五分）佛國は三日午後五時（日本時間四日午前一時）再び對獨宣戰布告、歐洲は又もや戰亂の巷と化した。

▽イタリヤは九月一日の閣議で靜觀方針を發表し、獨側に立つて英佛牽制中立工作の立場をとりたるも五日迄は未だ中立を堅持し、中立決定的と見る宣傳もあり、いづれは獨側に參加するものと見られるが五日に至るも首都空襲をやらぬ獨對英佛の態度と照らし各國の平和未練と微妙な關係を看取される。ソ聯は老獪な態度で之等推移を眺め乍ら何日參戰するか、ポーランド分割説もあるが飽まで漁夫の利をねらうものと見るべく、濠洲、ニュージールランド、モロツコ、埃及は三日對獨宣戰、米國は中立を宣言せるも英佛に好意的で參戰の時期が問題視されてゐる。

▽九月二、三、四日中に他の各國の多くは中立を表明したがその色彩別は次の如くに觀測される。  
一、獨伊に好意的中立。スペイン、ハンガリー、ユーゴスラビヤ、ブルガリヤ  
二、嚴正中立。デンマーク、スイス、スエーデン、ノールウェー、フィンランド  
三、英佛に好意中立。オランダ、ベルギー  
四、リスアニア、ラトビア、エストニアのバルチック諸國は獨ソ不侵略條約によつ

てドイツ側に接近せざるを得ない。

▽英内閣は三日チャーチル、イーデン、ハンクイ、スタナップ、インスキヤップ、アングーソン等が新入閣で強化し又佛國ダラデイエ内閣もジョーダン、フランダン、アルム、フオール等各派代表の舉國強化を噂されてゐる。獨逸は三十日最高國防會議を創設し、ゲーリング元帥を議長に、黨副總理ルドルフ・ヘスを副議長に、フリック内相、フンク經濟相、カイテル總司令、ラシマース官房長を議員とした。なほヒットラー獨總統は三日自ら戰線に向つたがその數日前、余死なばゲーリング元帥、ケ元帥倒るればヘス副總理を後繼とすと述べ、同じくモスチツキイ波大統領はシュミグリ元帥を後繼と發表した。

▽火蓋を切つた第二次歐洲戰の各國指揮官は左の通り  
英國陸軍側最高指揮官ゴード將軍（前參謀總長、五四歳）海軍側最高指揮官ダツドレイ・パウンド提督（現海軍々令部長、五三歳）  
獨逸ゲーリング元帥（空相、四七歳）最高指揮官ウイヘルム・カイテル將軍（陸海、空三軍の命令權を保持、五八歳）

佛國國防軍總司令官ガムラン將軍（六七歳）

波國軍總監シュミグリ元帥（五四歳）  
▽支那蔣介石政權は各國の援蔣中絶で自滅の途を豫想され、新支那中央政權樹立東亞新秩序建設は益々促進せられやう。同九月二日新東七圓高、郵船新八圓高、四日新東十七圓高、郵船新三三圓高と奔騰した。米國はじめ各國の對日空氣は急好轉の兆あるも、帝國政府は大戦不介入方針で一意専心事變處理に邁進、四日午後七時廿五分左の如くその態度を闡明した。  
〔阿部首相聲明〕 今次歐洲戰爭勃發に際しては帝國は之に介入せず専ら支那事變解決に邁進せんとす  
（九月五日現在）

條約正文（拔萃）

戰爭拋棄ニ關スル條約

千九百二十八年八月二十七日  
巴里ニテ調印  
千九百二十九年六月二十七日  
批 准

同年七月二十四日批准書寄託  
獨逸國大統領(以下元首名略)ハ

人類ノ福祉ヲ増進スヘキ其ノ嚴肅ナル責務ヲ深ク感銘シ  
其ノ人間ニ現存スル平和及友好ノ關係ヲ永久ナラシメンカ爲メ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ率直ニ拋棄スヘキ時機ノ到來セルコトヲ確信シ  
其ノ相互關係ニ於ケル一切ノ變更ハ平和的手段ニ依リテノミ之ヲ求ムヘク又平和的ニシテ秩序アル手續ノ結果タルヘキコト及今後戰爭ニ訴ヘテ國家ノ利益ヲ増進セントスル署名國ハ本條約ノ供與スル利益ヲ拒否セラルヘキモノナルコトヲ確信シ  
其ノ範圍ニ促サレ世界ノ他ノ一切ノ國カ此ノ人道的努力ニ參加シ且本條約ノ實施後速ニ加入スルコトニ依リテ其ノ人民ヲシテ本條約ノ規定スル恩澤ニ浴セシメ、以テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ノ共同拋棄ニ世界ノ文明諸國ヲ結合セシムコトヲ希望シ  
茲ニ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ(全權委員名略)

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ國際紛爭解決ノ爲戰爭ニ訴フルコトヲ非トシ其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ拋棄スルコトヲ其ノ(各自ノ人民ノ名ニ於テ)嚴肅ニ宣言ス

第二條 締約國ハ相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛爭又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之カ處理又ハ解決ヲ求メサルコトヲ約ス

第三條 本條約ハ前文ニ掲ゲラル、締約國ニ依リ其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從ヒ批准セララルヘク且各國ノ批准書カ總テ「ロシントン」ニ於テ寄託セララル後直ニ締約國間ニ實施セララルヘシ

本條約ハ前項ニ定ムル所ニ依リ實施セララルタルトキハ世界ノ一切ノ國ノ加入ノ爲必要ナル間開キ置カルヘシ一國ノ加入ヲ證スル各文書ハ「ロシントン」ニ於テ寄託セララルヘク本條約ハ右寄託ノ時ヨリ直ニ該加入國ト本條約ノ他ノ當事國トノ間ニ實施セララルヘシ  
亞米利加合衆國政府ハ前文ニ掲ケラルル

各國政府及爾後本條約ニ加入スル各國政府ニ對シ本條約及一切ノ批准書又ハ加入書ノ認證本ヲ交付スルノ義務ヲ有ス亞米利加合衆國政府ハ各批准書又ハ加入書カ同國政府ニ寄託アリタルトキハ直ニ右諸國政府ニ電報ヲ以テ通告スルノ義務ヲ有ス

右證據トシテ各全權委員ハ佛蘭西語及英吉利語ヲ以テ作成セラレ兩本文共ニ同等ノ効力ヲ有スル本條約ニ署名調印セリ  
千九百二十八年八月二十七日巴里ニ於テ作成ス(全權署名略)  
日本ノ宣言 昭和四年六月二十七日  
帝國政府ハ千九百二十八年八月二十七日巴里ニ於テ署名セラレタル戰爭拋棄ニ關スル條約第一條中ノ「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ條章ヨリ觀テ日本國ニ限り適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス

支那ニ關スル九國條約

千九百二十二年二月六日署名  
千九百二十五年八月五日華盛頓ニテ締約國全部批准書寄託  
亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支

那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國ハ極東ニ於ケル事態ノ安定ヲ期シ支那ノ權利利益ヲ庇護シ且機會均等ノ基礎トシテ支那ト他ノ列國トノ間ノ交通ヲ増進セムトスルノ政策ヲ採用スルコトヲ希望シ  
右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ(委員氏名省略)  
右各委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條 支那國以外ノ締約國ハ左ノ通約定ス

(一) 支那ノ主權、獨立並其ノ領土及行政的保全ヲ尊重スルコト  
(二) 支那方自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル爲最完全ニシテ且最障礙ナキ機會ヲ之ニ供與スルコト  
(三) 支那ノ領土ヲ通シテ一切ノ國民ノ商業及工業ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ樹立維持スル爲各盡力スルコト  
(四) 友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ減殺スヘキ特別ノ權利又ハ特權ヲ求ムル爲支那ニ於ケル情勢ヲ利用スルコトヲ及各

友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコトヲ差控フルコト

第二條 締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シ又ハ之ヲ害スヘキ如何ナル條約、協定、取極又ハ了解ヲモ相互ノ間ニ又ハ各別ニ若ハ協同シテ他ノ一國又ハ數國トノ間ニ締結セサルヘキコトヲ約定ス

第三條 一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ支那ニ於ケル門戶開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ以テ支那國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セラルヘク又各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコトヲ約定ス

(イ) 支那ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關シ自己ノ利益ノ爲一般の優越權利ヲ設定スルニ至ルニアルヘキ取極

(ロ) 支那ニ於テ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムノ權利又ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハズ支那國政府若ハ地方官憲ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フカ如キ獨占權又ハ優先權或ハ其ノ範圍期間又ハ地理的界限ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メララルカ如キ獨占權又ハ優先權

本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業上若ハ金融業上ノ企業ノ經營又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財產又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解釋スヘカラサルモノトス  
支那國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハズ一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ遵由スヘキコトヲ約定ス

第四條 締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ支那領土ノ特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ獨占的機會ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス

第五條 支那國ハ支那ニ於ケル全鐵道ヲ通シ如何ナル種類ノ不公平ナル差別ヲモ行ヒ又ハ許容セサルヘキコトヲ約定ス殊ニ旅客ノ國籍、其ノ出發國若ハ到達國、貨物ノ原產地若ハ所有者、其ノ積出國若ハ仕向國又ハ前記ノ旅客若ハ貨物カ支那鐵道ニ依リ輸送セララル前若ハ後ニ於テ之ヲ運搬スル船舶其ノ他ノ輸送機關ノ國籍若ハ所有者ノ如何ニ依リ料金又ハ便宜ニ付直接間接ニ何等ノ差別ヲ設ケサルヘシ

支那國以外ノ締約國ハ前記鐵道中自國又ハ自國民カ特許條件、特殊協定其ノ他ニ基キ管理ヲ爲シ得ル地位ニ在ルモノニ關シ前項ト同趣旨ノ義務ヲ負擔スヘシ

第六條 支那國以外ノ締約國ハ支那ノ參加セサル戰爭ニ於テ支那國ノ中立國トシテノ權利ヲ完全ニ尊重スルコトヲ約定シ支那國ハ中立國タル場合ニ中立ノ義務ヲ遵守スルコトヲ聲明ス

第七條 締約國ハ其ノ何レカノ一國カ本條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ且右適用問題ノ討議ヲ爲スヲ望ムシト認ムル事態發生シタルトキハ何時ニテモ關係締約國間ニ充分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ約定ス

第八條 本條約ニ署名セサル諸國ニシテ署名國ノ承認シタル政府ヲ有シ且支那國ト條約關係ヲ有スルモノハ本條約ニ加入スヘキコトヲ招請セラレヘシ右目的ノ爲合衆國政府ハ非署名國ニ必要ナル通牒ヲ爲シ且其ノ受領シタル回答ヲ締約國ニ通告スヘシ別國ノ加入ハ合衆國政府力其ノ通告ヲ受領シタル時ヨリ效力ヲ生スヘシ

第九條 本條約ハ締約ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラレヘク且批准書全シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦ハ河川及入江ヲ除キ日本海『オホーツク海』及『ベーリング海』ニ於ケル『ソグイェト』社會主義共和國聯邦ノ屬地ノ沿岸ニ於テ鯨豚獸及臘虎ヲ除キタル一切ノ種類ノ魚類及水産物ヲ捕獲シ、採取シ及加工スルノ權利ヲ本條約ノ規程ニ從ヒ日本國民ニ許ス右例外ニ含マルル入江ハ本條約附屬議定書(甲)第一條ニ之ヲ列擧ス

外交・列國情勢——外交

部ノ寄託ノ日ヨリ實施セラレヘシ右ノ寄託ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ合衆國政府ハ批准寄託ノ證書ノ認證本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ合衆國政府ノ記録ニ寄託保存セラレヘク其ノ認證本ハ同政府ヨリ他ノ各締約國ニ之ヲ送付スヘシ

右證據トシテ前記各全權委員ハ本條約ニ署名ス

日露講和條約(拔萃)

明治三十八年九月五日調印

同 年十月十日批准

同 年十月十六日公布

勅 令 無 號

第十一條 露西亞ハ日本海、『オホーツク海』及『ベーリング海』ニ於スル露西亞領地ノ沿岸ニ於ケル漁業權ヲ日本國民ニ許シ且其ノ爲日本國ト協定ナナスヘキコトヲ約定ス

種ノ漁區ノ貸付ニ關スル必要ナル細目ハ競賣ノ少クトモ二月前ニ於テ『ヴラヂオオストツク』駐劄日本國領事官ニ正式ニ通知セラレヘシ

第三條 本條約第二條ノ規定ニ從ヒ漁區ノ貸付ヲ受ケタル日本國民ハ該漁區ノ限界内ニ於テ岸地ヲ自由ニ使用スルノ權利ヲ有スヘシ右日本國民ハ該岸地ニ於テ自己ノ漁船及漁網ニ必要ナル修繕ヲ行ヒ之ヲ岸ニ引上ケ且自己ノ捕獲物及採集物ヲ陸揚シ加工シ及貯藏スルコトヲ得ヘク又之カ爲該岸地ニ建物、倉庫、小屋及乾燥場ヲ建テ又ハ之ヲ移轉スルコト自由タルヘシ

第四條 漁業ニ關シテ徵セラレヘキ税金、課金及手数料ニ付テハ日本國民ハ左ノ條件ニ從フヘク又如何ナル場合ニ於テモ『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦ノ人

日本國『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦間漁業條約

昭和三年一月二十二日調印

同 年五月二十三日批准

同 年五月二十五日公布

條 約 第 二 號

日本國皇帝陛下及『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦中央執行委員會ハ千九百二十五年一月二十日北京ニ於テ締結セラレタル日本國及『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦間ノ關係ヲ律スル基本法則ニ關スル條約第三條ノ規定ニ從ヒ漁業條約ヲ締結スル爲左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦駐劄特命全權大使正四位勳一等

『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦人民委員代理『レフ・ミハロヴィチ・カラハン』及露西亞社會主義聯合『ソヴィエト』共和國農務人民委員部參與會員『マルチン・イヴァノヴィチ・ラロイス』

因テ各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示

民ニ與ヘラルル所ニ比シ不利益ナル待遇ヲ受ケルコトナカルヘシ

(一) 漁業權ヲ有スル日本國民ニ課セラルヘキ營業稅ノ額ハ右日本國民力捕獲シ、採取シ又ハ加工シタル魚類及水産物ノ漁場ニ於ケル價格ノ百分ノ三ヲ超ユルコトナカルヘシ

第五條 『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦ハ『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ又ハ採取セラレタル魚類及水産物ニ對シテハ該魚類及水産物力製造工程ヲ經タルト否トニ拘ラス『ソヴィエト』社會主義共和國聯邦

ヨリ日本國ニ輸出セラルヘキモノナル時ハ何等ノ税金ヲ徵スル事ナカルヘシ

第六條 本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ魚類及水産物ノ捕獲、採取及加工ニ從事スル日本國臣民ノ被使用者ノ國籍ニ付テハ何等ノ制限ヲ設ケルコトナカルヘシ

第七條 魚類及水産物ノ加工方法ニ付テハ『ソグイエト』社會主義共和國聯邦ハ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ニ對シテハ該地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル『ソグイエト』社會主義共和國聯邦人民カ免除セラルル何レノ制限ヲモ加ヘサルコトヲ約ス

第八條 漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ『ソグイエト』社會主義共和國聯邦ノ權限アル領事官カ日本國ニ於テ發給シタル航海證書及日本國官憲カ發給シタル航海證書ヲ具フル航海船ヲ日本國ヨリ自己ノ漁場ヘ、自己ノ一ノ漁場ヨリ他ノ漁場ヘ及自己ノ漁場ヨリ日本國ヘノ直航ノ用ニ供スルコトヲ得又右船舶ハ搭載セル魚類及水産物ニシテ『ソグイエト』社會主義共和國聯邦ノ極東水域ニ於テ捕獲セラレ

簡易規則ヲ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ適用スヘシ他ノ一切ノ場合ニ於テハ日本國臣民ハ外國人ノ『ソグイエト』社會主義共和國聯邦ヘノ入國、之ニ於ケル滞在及之ヨリノ出國ニ關シ制定セラレ又ハ制定セララルコトアルヘキ法令及規則ニ從フヘシ

又ハ採取セラレタルモノノ第三國ヘノ輸出ニ要スル手續ニ從フニ於テハ漁場ヨリ直接右第三國ヘ航行スルコトヲ得

第九條 漁業權ヲ取得シタル日本國臣民ハ本條ノ規定ハ貸付期間ノ滿了シタル漁區内ニ在ル殘留財産ノ他ノ漁區又ハ日本國ヘノ移轉ニ適用セラルヘシ

第十條 漁業權ヲ取得シタル日本國臣民及其ノ被使用者ニシテ『ソグイエト』社會主義共和國聯邦人民ニ非サルモノノ入國滞在、移轉及出國ニ關シテハ『ソグイエト』社會主義共和國聯邦ノ官憲ニ依リ制定セラレ又ハ制定セララルコトアルヘキ

定セララルル地方ノ限界外ニ在ル自己借受ノ陸上地區ニ於テ魚類及水産物ノ加工ニ從事スルコト自由タルヘシ但シ制定セラレ又ハ制定セララルコトアルヘキ法律、規則及命令ニシテ『ソグイエト』社會主義共和國聯邦内ノ一切ノ外國人ニ適用セラルヘキモノニ從フヘシ

及水産物ヲ何等ノ輸出免許ヲ要セスシテ日本國ニ自由ニ輸出スルコトヲ得又右日本國臣民ハ右魚類及水産物ヲ之カ輸出ニ要スル手續ニ從ヒ第三國ニ輸出スルコトヲ得

『ソグイエト』社會主義共和國聯邦ノ國營若ハ他ノ企業又ハ人民ヨリ購入シタル魚類及水産物ノ輸出ニ付テハ右日本國臣民ハ之カ輸出ニ要スル手續ニ從フヘシ

『ソグイエト』社會主義共和國聯邦ハ本條約第一條ニ特定セラルル地方ニ於テ漁業ニ關スル事項ニ付テハ日本國臣民ハ右地方ニ於テ漁業權ヲ取得シタル『ソグイエト』社會主義共和國聯邦人民ニ與ヘラルル所ト同一ノ待遇ヲ受クルノ權利ヲ有スヘシ

第十五條 本條約ハ八年間引續キ効力ヲ有スヘク且右期間ノ終ニ於テ修正又ハ更新セラレヘク爾後本條約ハ每十二年ノ終ニ於テ修正又ハ更新セララルヘシ

第十六條 本條約ハ批准セラルヘク又其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ且如何ナル場合ニ於テモ之カ署名後四月ヨリ後ルルコトナク東京ニ於テ交換セラルヘシ  
本條約ハ其ノ批准書交換ノ日ノ後五日ヨリ實施セラルヘシ  
右證據トシテ各全權委員ハ英吉利語ヲ以テセル本條約ニ通ニ署名調印セリ  
千九百二十八年一月二十三日『モスコ』市ニ於テ之ヲ作成ス

列國の元首

國名	元首	稱號
アフガニスタン	モハメット・シヤイ	王
アメリカ合衆國	フランクリン・デー・ルーズヴ	大統領
アルゼンチン	ロベルト・エメ・オルチス	大統領
アイスランド	タグラス・ハイ	大統領

アルバニア	イマニエール伊	王
アイスランド	クリスチャン十	王
イギリス	ジョージ六世	王
イタリー	イマニエール三	王
イラク(メソポ	フアイサル二世	王
タミヤ)	リザ・ガーン	王
イラン(舊ペル	パラビー	王
ウラグワイ	ヘネラル・アル	大統領
エクアドル	フレッド・バル	大統領
エジプト	ドミール將軍	大統領
エストニア	アラレリオ・モ	大統領
オランダ	アエス	大統領
キューバ	フアルーク	大統領
ギリシヤ	エンスタンチン	大統領
グアテマラ	ウイヘルヘルミ	大統領
	ナ・ドクトル・フ	大統領
	エ・プリュー	大統領
	ゲオルギス二世	王
	ホルセ・ウピコ	大統領

コスタ・リカ	レオン・コレテ	大統領
コロンビア	ス・カストロ	大統領
サルパドル	エドゥアルド・	大統領
	サントス	大統領
スキス	シエネラル・マ	大統領
スエーデン	キシミリアノ・	大統領
スエーデン	ヘルナンデス	大統領
スエーデン	マルチネス	大統領
ソグイエト聯邦	ホームマン	大統領
タイ(舊シヤム國)	グスタフ五世	王
中華民國	フランシスコ・	大統領
チリ	フランコ元帥	大統領
デンマーク	ミカエル・イワ	大統領
ドイツ	ノイウイツチ	大統領
ドミニカ	カリニン	大統領
	アナン・ダマヒ	王
	ベドロ・アギ	大統領
	セルダ	大統領
	クリスチャン十	王
	アドルフ・ヒツ	大統領
	トラ	大統領
	ラファエル・ツ	大統領
	ルジロ將軍	大統領

在本邦各國大使

アメリカ合衆國(赤坂區榎坂町一)	臨時代理大使	ユージン・エイチ・ドゥーマン
アルゼンチン(赤坂區新坂町六七)	特命全權大使	ロドolfo・モレーノ
アフガニスタン(麴町區五番町二番地)	特命全權大使	ズル・フエカール・カン
イギリス(麴町區五番町一)	特命全權大使	サイ・ロバート・クレイギー
イタリア(芝區三田三ノ二八)	特命全權大使	シアチン・アウリチ
イラン(舊ペルシヤ)(麻布區材木町五五)	臨時代理大使	マームード・バハドリ
ウルグワイ(麴町區内幸町一ノ三大阪ビル内)	臨時代理大使	オランダ(芝區榮町一)
オランダ(芝區榮町一)	特命全權大使	セネラル・イエー・セー・バラスト
カナダ(赤坂區表町三ノ一六)	臨時代理大使	

トルコ	イスマット・イ	大統領
ニカラグア	アナスタシオ・	大統領
ネパール	ソモザ將軍	大統領
ノールエー	アクラム	シヤイ
ハイチ	ハーコン七世	王
ハンガリー	ザインセント	大統領
パナマ	ニコラス・フォ	攝政
	ン・ホルチ	
	ホアン・デモス	大統領
	テネス・アロセ	大統領
	メナ	
パラグワイ	ホセ・フェリス	大統領
ヒリツピン	エスチガリビア	大統領
	マヌエル・ケソ	大統領
フィンランド	キヨスチ・カル	大統領
フランス	リオ	大統領
ブータン	アルベール・ル	大統領
アラジル	マハラジャ・ワ	王
アルガリア	ンチーク	大統領
	ザアルカス博士	大統領
ベネズエラ	ボリス三世	ザ
	エレアサール・	大統領
	ロベス・コント	大統領
	レラス	大統領

ベルギー	レオポルト三世	王
ベルギー	バイバ	大統領
ホンザユラス	テイアルコ・カ	大統領
ボリヴァ	リエス	大統領
ポーランド	ヘネラル・キン	大統領
ポルトガル	タニア	大統領
滿洲國	モスチツキ	大統領
	カルモナ將軍	大統領
	康德	皇帝
	ヘネラル・ライ	大統領
	サロ・カールテ	大統領
	ナス	大統領
	ルイ二世	公
	ムライ・モハメ	公
	ムラコ	公
	モナコ	公
	ユーゴスラビ	王
	ア	王
	ラトヴィア	大統領
	リスアニア	大統領
	アントナ・スメ	大統領
	トナ	大統領
	フランシス・ヨ	大統領
	セック	公
	バークレー	公
	カリル二世	王
	シヤールツテ	大公
	ローマ法王廳	法王

外交・列國情勢——列國の元首

キエバ(麴町區内幸町一ノ三大阪ビル内)
臨時代理公使
アメリカコ・クルス・イ・フェルナンデス
ギリシヤ(麴町區富士見町二ノ七)
特命全權公使 アタナス・ポリチイェス
コロンビア(麴町區内山下町一ノ一帝國ホテル内)
特命全權公使
アルフレッド・ミケルセン
スイス(芝區二番町一番地)
特命全權公使
グアルダ・ツルンヘール
スエーデン(麻布區西町二二)
臨時代理公使
テイ・フーゴ・ウイストラランド
スペイン(麻布區市兵衛町一ノ二)
特命全權公使
サンチャゴ・メンデス・デ・ザイゴ
ソヴィエト聯邦(麻布區狸穴町一)
臨時代理公使 ニコライ・ゲネラロフ
タイ(舊シヤム)(赤坂區臺町二)
特命全權公使 スリー・セナ
中華民國(麻布區西町二三)
(臨時政府辦事處長 孫 湜)

チリ(麴町區内幸町一丁目大阪ビル)
特命全權公使
デンマーク(麴町區丸ノ内仲通八號館内)
特命全權公使
ラリス・ペー・テイリツツエ
ドイツ(麴町區永田町一ノ一四)
特命全權公使 オイゲン・オット
トルコ(澁谷區代々木山谷町二三八)
臨時代理公使 フェル・アルケンド
ノールウェー(麴町區有樂町一ノ一)
特命全權公使 フィン・コーレン
フィンランド(麻布區笹原町六二)
特命全權公使 グアルゲンネ
埃及(品川區上大崎町三ノ三三一)
特命全權公使 ドウドベイ
フランス(麻布區富士見町三三)
特命全權公使
アラビヤ(赤坂區表町三ノ二)
特命全權公使 フレデリコ・デ・カス
ベルギー(麴町區三年町三)
特命全權公使 ビエール・フォルトム
ペルー(麻布區廣尾町二)
臨時代理公使 カルロス・ボラス

ポーランド(芝町三田綱町九)
特命全權公使 タデウス・ロメイユ
ホルトガル(麴町區三年町一)
臨時代理公使 ドクトル・アー・パレロ
ボリヴァー(澁谷區青葉町七)
特命全權公使 アルンル・アヨロア
滿洲國(麻布區櫻田町五〇)
特命全權公使 阮 振 鐸
メキシコ(麴町區永田町二ノ二二)
特命全權公使
プリモ・グイリヤ・ウツチエル
ルーマニア(麻布區材木町五五)
特命全權公使
シヨルジエ・パラスキヴェスク

各國閣員

英國(一四・九・五改造)
首相 ネヴィル・チェンバレン
外相 サイモン・サイモン
内相兼保安相 アンダーソン
情報相 ヒュー・マックミラン卿
戰時經濟相 ロナルド・ヒツパートクロス
大法官 インスキップ

陸相 ホーアベリシヤ
外相 ハリハツクス卿
自治領相 イーデン
植民相 マルコム・マクドナルド
航空相 サイ・キングスレー・ウツド
ランカスター公領相兼食糧相
ウイリアム・モリソン
スコットランド相 ショーン・コルベール
保健相 ウエルター・エリオット
商相 オリヴァー・スタンレイ
文相 デイ・ラ・ウオア卿
農相 レザナルド・ドーマン・モリソン
勞働相 アーネスト・アラウン
鑛務相 ウイリアム・オムスビー・ゴア
國運尙書 ホーア
國防調整相 チヤットフィールド卿
海相 チヤール
運輸相 ウォーレス
工務相 ハーワード・ラムスボースム
印度相 セットランド侯
恩給相 サイ・ウォルター・ウオマース
軍需相 レスリー・パーシオン
無任所相 ハンケイ卿
會計總監 ウインタートン卿

外交・列國情勢——在本邦各國大使

佛蘭西(一三・八・二改造)
首相兼國防相 エズワール・ダラヂエ
副首相 カミーユ・シヨータン
外相 シヨルジュ・ボネ
内相 アルベール・サロイ
蔵相 ボール・レイノー
空相 ギー・ラ・ジャンアル
海相 セザール・カンパンキ
文相 ジヤン・セイ
農相 アンリ・グイーユ
法相 ホール・マルシヤンド
植民相 ジョルジュ・マンデル
商相 フェルナン・シヤンタン
遞送相 シユール・ジュリアン
保衛相 マルク・リュカール
土木相 マナトール・ド・モンジイ
勞働相 シヤルル・ボマレ
海運相 ルイ・ド・シヤツペドレーヌ
經濟相 レイモン・パテノアール
恩給相 オーガスト・シヤンペテイエ
總統兼首相兼國防相 アドルフ・ヒトライ
外相 ヨハヒム・フォン・リツペン
内相 ロツプ
ウイルヘルム・フリツク

航空相 ヘルマン・ゲイリング元帥
遞送相 オーネゾルゲ
交通相 ドルアシュエーラー
財政相 ルツ・シユエーウエーリン・フオ
勞働相 フランツ・セルテ
經濟相 フランツ・ファンク
教育相 ベルンハルト・ルスト
宗務相 ハンス・ケルル
法相 フランツ・ギユルトナー
國民啓蒙宣傳相 ヨセフ・ゲツベルス
農業相 ワルテル・リヒアルト・ダレー
大審院長 エルヴァイン・アムケ
伊太利
政府首長、内閣總理大臣、内務、陸軍、海軍、空軍、東亞省大臣
ベニート・ムソリーニ
外務大臣 ガレアツツオ・チアノ伯
大藏大臣 パオロ・タオン・デイ・レヴェル
文部大臣 チエザレ・マリッア・デヴェツ
農林大臣 キデイヴァルチスモン
土木大臣 エドモンド・ロツソーニ
交通大臣 ルイヂ・ラツザ
アントニオ・ステファアノ・ベツミ



外交・列國情勢——在本邦各國大使

司法大臣 テイノ・グランサ  
民衆教化大臣 テイノ・アルフイェリ  
ソウイェト聯邦(一四・一・二五)  
人民委員會議長 モロトフ  
國家計畫委員會議長 メジラウク  
外務 務 モロトフ  
内務 務 ヴオロシロフ  
海上運輸 セミオン・デンセルスキ  
河川運輸 ツオジム・シヤシコフ  
司法 エヌ・ルイチコフ  
外國貿易 ア・イ・ミヤコン  
國防工業 ラザール・カガノウイツチ  
木材工業 S・M・アンツエロウイツチ  
輕工業 ルーキン  
機械製造工業 ルゾオフ  
織維工業 コシギン  
食料品工業 カバノフ  
燃料工業 ラザール・カガノウイツチ  
發電所及電氣工業 ミハイル・ベルグヒン  
黑色金屬 フヨードル・メルクロフ  
有色金屬工業 アレクサンドル・サモヒヅ  
化學工業 ミハエル・デニソウ

建築材料工業 レオニード・ソスニン  
建設 セミオン・ザハロウイチ・ギ  
聯邦檢事總長 ハンクラチエフ  
農務 A・B・リュウビモフ  
穀物牧畜國營農場 テイホン・ユールキン  
農産物調達 スクリンニコフ  
交通通信 イロン・ペレシブキン  
海軍 アルセニ・ツペーレフ  
保健 エルソフ  
ソウイェト檢査 ミコヤンコ・シオル  
國立銀行 アレキセイ・グリチウノフ  
ハンガリー(一四・三・一六)  
首相兼商相 ハウル・テレキー伯  
外務相 コロマンデ・カンヤ  
内務相 ケレステス・コイシヤ  
國防相 バルタ將軍  
文相 ルイス・レメニイ・シユネラー  
法相 ヴアレンドンティン・ホーマン  
相 タスナテイ・ナギ  
商相兼産業相 ガザ・ホルネミザ

農相 無任所相  
波蘭(一〇・一〇・一三)  
首相 相 ヲレリアン・スラヴイェツク  
外務相 相 ベツク  
陸軍相 相 カスアツツキ  
監 相 シミグリー  
ベルギー(一四・二・二二)  
首相兼無任所相 ユベール・ピエルロ  
外務相 相 ユーシニエ・スーダン  
國防相 相 カミーユ・グット  
内務相 相 ドニ將軍  
法相 相 ギヨーム・エーケラー  
相 相 オーギユスト・ド・シユジイ  
芬蘭(一一・三・一三)  
首相 相 カジヤンデル  
外務相 相 ルドルフ・ホルステイ

文相 マンテレ  
藏相 タンネル  
大藏副大臣兼外務大臣 キツチンガ  
農相 シユチラ  
社會相 フンニネン  
遞信副大臣 リンナ  
遞信副大臣 カスケンマア  
内務相 アハツカ  
國防相 クアサラ  
商工相 キリネン  
法相 セルラチウス  
希臘(一〇・一一・三〇)  
首相兼外、陸、海相 シヤン・メダグサス  
相 トリアント・フイラコス  
相 パブリゴプロス  
相 マンサヴイノス  
相 カネロプロフ  
相 ベナキス  
相 テカゾス  
相 ログテチス  
相 パラノス  
和蘭(一四・七・二四)  
首相 ヘンドリック・コライン博士

外相 J・A・N・パティン博士  
藏相 ホーデンハウゼン  
國防相 ヴアン・デイク  
内務相 ヴアン・ボーエン  
文相 シユリーケ  
經濟相 デヴオーイス  
法相 デヴィサリス  
植民相 ヴアデン・アツシユ  
土木相 ヴアンリッヅ・デジユデ  
社會相 ダメ  
葡萄牙  
首相 サラザル博士  
外相 アルミンド・ロドリゲス・モレイロ  
植民相 ホセ・シルヴェストル・フェレイ  
ンボツサ  
瑞典(一一・九・二八)  
首相 ヘルアルビン・ハンソン  
外相 リチャード・サンドラー  
法相 カルル・グスタフ・ウエストマン  
國防相 アウグスト・ニルソン  
藏相 エルンスト・ヨハネス・ウイグフ  
オルス  
西班牙(一四・八・一〇)

首相 フランシスコ・フランコ將軍  
外相 相 ベイグベテル大佐  
陸軍相 相 ヴアレラ將軍  
海軍相 相 モレノ提督  
空軍相 相 ヤーグ將軍  
內務相 相 セリアノ・スネル  
文相 相 マルチン  
經濟相 相 ララス  
農相兼労働相 エウゲル  
法相 相 ビルバオ  
商工相 相 ラステフ大佐  
公共事業相 相 アウフ  
無任所相 相 グランデ將軍  
同 相 デル・カステイロ  
同 相 ホルダーナ將軍  
ルクセンブルク(一二・一一・四)  
首相 相 デュボニイ  
外相 相 ベツシユ  
リスアニア(一四・三・二八)  
首相 相 ツエルニウス  
副首相 相 ビザウカス  
外相 相 ウルアンズ

外交・列國情勢——在本邦各國大使

國防相 ムステイキス  
 法相 タモサイチア  
 農相 クリクスシウナス  
 文相 ヒストラス  
 選相 ゲルマナス  
 内相 スクカス  
 藏相 ストクス

ルーマニア(一四・二・一)

首相 グリゴレ・ガフエンク  
 外相 アルマンド・カリネスコ  
 内相 ヴイクター・スラヴェスコ  
 軍需相 ヴイクター・スラヴェスコ  
 公共事業相兼交通相 ミハイル・チエルム  
 藏相兼國立銀行總裁 ミハイル・コンスタ  
 ンチネスコ  
 國民經濟相 ヤン・アジョイ  
 航空並海相 ボール・テオドレスコ將軍  
 勞働相 ミハイル・ラリア  
 保健相 ニコラス・ウアリネスコ將軍  
 教育相 ビエール・アンドレイ  
 農相 コルナチアン  
 諾威(一〇・三・一〇)

首相 ニーゴルフオル

スロヴァキア自治政府

(一四・三・二四)

首相 シヨセウ・テイソ  
 副總理 ベラ・ツカ  
 内相 カロル・シドル  
 外相 フィルサナンド・ツルカン  
 經濟相 メドリツキ  
 藏相 ドルザンスキ  
 國防相 カプロス  
 文相 ジョセウ・シヴァク  
 法相 ケジヤ・フリツツ  
 交通相 ユリウス・スタノ  
 宣傳相 サノ・マツハ  
 ユーゴスラヴィア(一四・二・六)  
 總理 チエヴエトコヴィツチ  
 外相 アレキサンダー・マルコヴィツチ  
 法相 スタノコヴィツチ  
 文相 クエンヂツチ  
 藏相 レテイツア・ドウカン  
 國防相 ミルティン・ネヴィツチ將軍  
 内相 ミラン・アキモヴィツチ

匈牙利(一三・一一・一四)

首相 クセヴァノフ  
 外相 エチエンヌ・オサキー伯  
 内相 イワン・クラスノウスキ  
 藏相 ドブリ・ボツロフ  
 陸相 C・ルコフ將軍  
 商相 トドル・コユハロフ  
 農相 イワン・バグリノフ  
 文相 ボグダン・フィロフ  
 鐵相 ネーテフ將軍  
 土木相 M・S・カーネフ  
 タイ(舊暹羅)(一三・一一・二〇)

總理大臣兼攝國防及內務大臣兼外務大臣

大藏大臣 ルアン・ヒアン・ソングラム大臣  
 農務大臣 プラ・ウエーチャヤン・ラグシ  
 文部大臣 ルアン・ジン・ソングラム大臣  
 文部副大臣 ヤイ大佐  
 內務副大臣 ルアン・アドルテート・チャ  
 ウオンク

司法大臣 ラス大佐  
 ルアン・ダムロン・ナーワーサ  
 經濟大臣 プラ・ホリバーン・ユタキツト  
 大佐

無任所大臣

同 ルアン・カツチャ・ソングラ  
 同 I大佐  
 同 ルアン・チャムナン・ニテイカセート  
 同 ルアン・チャウエン・サツク・ソ  
 同 クラム少佐  
 同 ナイ・テイレツク・チャイヤ・ナーム  
 同 ルアン・テイト・サハコーン  
 同 ナイ・トア・ラバヌコロム  
 同 ルアン・ナリベート・マニツト  
 同 ルアン・ナーワー・グイチツト中佐  
 同 プラユーン・バーム・モントリー中佐  
 同 ルアン・プロム・ヨイテイ大佐  
 同 ルアン・ウイチツト・ワターカーン  
 同 クン・サマーハーン・ヒタカテイ  
 同 ルアン・チャムナング・ユツタシラ  
 大佐  
 同 ルアン・サグウオン・キタキツト中佐  
 同 ルアン・セリ・ルエンリツト大佐

イラン

外交・列國情勢——在本邦各國大使

首相 シヤム  
 陸相 ナフチヤヴァン

埃及

首相兼內相 ムスタハ・エルナバス・パシヤ  
 外相 ワシフ・プートロス・ガリ  
 藏相 パシヤ  
 農工相 アメード・マヒル  
 商相 サバ・ハバシ・ベ  
 土木相 オスマン・マハラム・パシヤ  
 法相 ガレブ・パシヤ  
 交通相 ノクラシ・パシヤ

トルコ(一四・一・二五)

首相 レファイク・サイダム  
 內相 ファイク・オエズトラク  
 藏相 アグラリ・フアド  
 公共事業相 セティンカヤ・アリ  
 外相 サラコガル・スクル  
 文相 オウラン  
 保健相 アリカン・サフエツト  
 經濟相 アラタシユ・ホウロウシユ  
 國防相 ケセビル・シヤキル  
 農相 オザルプ・カザム將軍  
 ムーリス・エルクメン

關稅、專賣相 ラナ・タルハンアリ

南阿聯邦

總督 ビー・ダンカン  
 首相 エム・ヘルツオホ  
 國防相 ビロウ  
 司法相 ジエー・シー・スムツツ  
 大藏相 エヌ・シー・ハーメンハ  
 內相 ビー・グローパー  
 商相 フーリー

新西蘭(一〇・一一・五)

首相兼外相 サヴェジ  
 藏相兼關稅相 W・ナレシユ  
 內相 W・パリー  
 商工相 D・サリヴァン

濠洲聯邦(一四・四・二四)

首相兼藏相 メンジス  
 檢事總長兼產業相 ヒューズ  
 軍需相 カセイ  
 國防相 ストリート  
 外相 ガレト  
 商相 マクリー  
 內相 フール

外交・列國情勢——在本邦各國大公使

選信及歸還兵相 ハリソン  
通商及關稅相 ローソン  
厚生相 スチュアート  
航空相 フェーバーヤルン

米國

國務長官 コーデル・ハル  
財務長官 ヘンリー・モーゲンソー  
陸軍長官 ハリー・ウッドリング  
司法長官 フランク・マフィー  
選信長官 ナエームス・エイ・フアーリー  
海軍長官 ヤーネル  
内務長官 ハロルド・エル・イクス  
農務長官 ヘンリー・エイ・ウオーレス  
商務長官 ダニエル・シー・ローパー  
労働長官 フランシス・パーキンス女史

墨西哥(一四・一・二三改造)

外相 エドアルド・ヘイ將軍  
内相 イグナシオ・ガルシア・ライエス  
陸相 エドゥアルド・スアレス  
海相 將軍 アンドレス・フイゲロア將軍  
農務相 サトゥルニノ・セデイヨ將軍

交通土木相 メルキアデス・アルバレス  
經濟相 エフライン・ブエンロストロ  
社會事業相 シルヴェストレ・ダレロ  
文相 ゴンサロ・パスチス・ペーラ  
聯邦區長官 ラウル・カステリヤノ  
労働局長官 ヘナロ・パスケス  
體育局長官 イグナシオ・エメ・ベテータ  
農務局長官 ガビーノ・パスケス  
衛生局長官 レオニダス・アルマサン  
山林局長官 ミゲル・アー・ケベド技師  
共和國檢事總長 シルベストレ・ゲレロ  
聯邦及直轄區檢事總長

アマドール・クテイニヨ

カナダ(一〇・一〇・二三)

首相兼外相 マッケンジー・キング  
藏相 チャールズ・ダンニン  
商務相 W・D・バラ  
國防相 アイアン・マッケンジー  
無任所相 ラウル・ダンテユランド  
政 瑪(一一・三・二九)  
國務長官 フアン・ロセレマス  
司法長官 エスタニスラオ・カルタニア  
内務長官 カロス・ハラエス

文部長官 ルシアノ・マルテイネス  
國防長官 アグステイン・クルース子  
労働長官 ラファエル・サントス・ヒメネス  
選信長官 ヘルマン・ウバルテル・デル・  
大藏長官 リーオ  
土本長官 ラウール・シメオン  
衛生長官 マヌエル・メンシニア  
農務長官 ホセ・ゴメス・メナ  
商務長官 エウダルド・ボネー

エクアドル(一一・一二・二三)

内相 ホルヘ・キンタナ中佐  
藏相 エレオドロ・サエンス中佐  
勸業相 ルイス・エレラ中佐  
國防相 ギイエルモ・フレイレ大佐  
外相 カロス・マヌエル・ラレア  
商務 務 フスト・アリエト博士  
大藏 務 ニコラス・デルカド將軍  
經濟 務 シリアノ・コグダス博士  
陸海軍 務 パブロ・マックス・インスフラ  
ニ博士  
エドアルド・トレアニ・グイニ

パラグアイ(一四・八)

警務相(陸相に相等し大統領自ら之に當る)

生 ラ大佐  
司法文部 エフライム・ガルドソ博士  
外相 ポリヴィア(一二・一一・二三)  
内相 エドワルド・テイエス・デ・メ  
文相 エリアス・ベルモンテ  
國防相 ベルナルド・ナバハス・ツリーゴ  
藏相 アルベルト・パラシオス  
農務相 テイオニシオ・フオラニニ  
労働相 カプリアエル・ゴザルベス  
農務相 フウリオ・サルモン  
商工相 フエリツベ・リヴェラ  
外相 ヴイセン・レイトン  
外相 コスタリカ(一一・七・一成立)  
内相 トビアス・スニガ・モントウフ  
藏相 アル  
勸業相 ラウル・グレディアン  
文相 ルイス・フェルナンデス・エレ  
衛生相 リカルド・パチエコ・エレ  
アントニオ・ペニア・チャバリーア

外交・列國情勢——列國の元首

秘 露(一三・一二・三)

外相 カロス・コンチャ  
司法文部 シュアン・フランシスコ・レカ  
大藏 フランシスコ・エスカリイス博士  
陸海軍 ニコラス・デルガト大佐

伯刺西蘭

陸相 ドウトラ  
農相 フェルナンド・コスタ  
労働商工 相 ワルデマル・フアルコン  
交通 相 メンドンサリマ  
外相 オスワルド・アラニーヤ

コロムビア(一二・三・二)

外相 ガヴリエル・ターベイ  
藏相 ゴンサロ・レストレポ  
内相 アルベルト・リエラス・カマルゴ  
工相 アルベルト・ベルナーテ  
文相 ユリオ・パスコン  
外相 サルバドル(一二・一・一)  
マヌエル・コルデロ・レイエス

亞爾然丁(一三・二・二〇)

外務長官 エメ・ホセ・マリア・カンチロ  
内務長官 テイオヘネス・タボアダ  
大藏長官 ペドロ・グロツボ  
司法文部長官 ホルヘ・エイ・コイル  
陸軍長官 カロス・デー・マルケス  
海軍長官 レオン・エレ・スカツソ  
農務長官 エメ・ホセ・パテイリア  
労働長官 エメ・マヌエル・ラモン・アル  
ヴアラド

智利(一三・一二・二四)

外務大臣 アブラアム・オルテガ・アグアヨ  
内務大臣 ベドロ・エンリケ  
大藏大臣 ロベルト・ウアツシホルツ  
國防大臣 アルベルト・カペロ  
文部大臣 アルデシンド・オルテガ  
農務大臣 アルツィロ・オラヴァリア  
勸業大臣 アルツィロ・ピアンチ  
土地植民大臣 カロス・アルベルト  
保健大臣 ミゲル・エンチエバルホ  
司法大臣 パウル・プーガ  
労働大臣 アントニオ・ボウビヤ

# 財政・經濟

## 財界の一年

昭和十三年上期の財界を回顧すれば、先づ一月十六日の對支重大聲明を發端として同二十日には第七十三通常議會が開會せられた、三月二十七日を以て閉會となつたのであるが其の間總額八十億圓に達する尅大豫算を始として、國家總動員法案、電力國家管理法等八十數件に上る幾多重要法案が悉く通過するに至つたのである。一方支那事變は漸く長期戦化せるの觀あり、之に對應するため政府は年八十億圓を目標とする貯蓄獎勵運動に乗り出すこととなつた外六月下旬遂に物資總動員計畫を斷行することとなつたのである。

觀つて國外の情勢を賭るに二月二十日獨逸國の滿洲國承認があつたのを始めとし、三月十日には中國聯合準備銀行の開業を見、同二十八日には中華民國維新政府が樹

## 金融

上半期の東京短資市場を概観するに、翌

立せられたる外、六月下旬北支、中支兩國策會社の設立準備手續が完了するに至つた。叙上の如き内外情勢裡に上期の我が經濟界は、一途統制強化に終始した。

下期は既往の戦時統制を更に修正補足して國家總動員體制が略完成されたのである。而してこの間戦局は次第に進展して十月には廣東攻略に次で遂に武漢三鎮攻略の歴史的偉業を完成、十一月三日並に十二月二十二日の近衛首相の重大聲明發せられ、一方之に呼應して三十日汪精衛氏の聲明發表ありて、茲に多事なりし昭和十三年の幕が閉ぢられたのであるが、官民一致の協力により財界、產業界共健全なる發展を示して、我が財界の強靱性を具現しつゝあるは顯著なる事實である。

期に於ける政府支拂超過額は十九億八千萬圓即ち月平均三億圓以上の巨額に達したのである。叙上の情勢を反映して上半期中に於ける日銀手持公債賣却高は、市中及び官廳筋を合計して利附國債十四億八千六百萬圓、米券十七億七千三百萬圓、合計三十二億六千萬圓と言ふ巨大なる數字を示してゐる、かくて日銀貸出高も年初來漸減の傾向を辿り六月の月中平均額は四億六千萬圓の低位となり特融も三億九千八百萬圓と始めて四億圓臺を割るに至つた。乍併日銀兌換券發行高は時局を反映して六月中の平均發行高は、十八億五千六百萬圓と一月以來の最高を示したのである。

扱て市況の概略はと言ふと一月は十二年末市場に放出されてゐた一億圓見當の預金部資金が概ね回収されたにも拘らず、月末に翌日拂中心七厘五毛を唱へた外は、概ね六厘臺中心に推移するの緩漫状態を呈し、日銀手持公債の賣行も旺盛であつたが、之は主として年末來の巨額の政府資金撤布に因るものであり、他面又、政府の金現送が消極的となつたこと、資金調整法の效力發揮により越年後資金の需要が一段落となつたことなどもその原因を爲してゐると見ら

れる。

二月は翌日拂最低五厘四分三、最高七厘二分一と引續き極めて平穩に推移し、公債の賣行また盛況を呈したが、之も政府支拂進捗、生産資金需要の一段落並に輸入決済金の減少等の事情によるものである。殊に公債消化の大半が大銀行によつて占められてゐる點から、金融緩和が漸く本格的になつて來たものと見られるに至つた。三月に入ると政府支拂超過額は著しく増加し、翌日拂最低六厘、最高七厘と引續き平穩な推移を示し、公債殊に米券の賣行は旺盛を極めて、三月物米券の賣止めを行つた位であつた。四月は翌日拂最低六厘、最高七厘と引續いで平穩に推移し、日銀公債賣行また好成績を示した。かくて協定率引下論すら擡頭するに至つた。五月も翌日拂最低五厘四分三、最高七厘と引續き極めて平穩に推移し、日銀公債賣行また好調であつた。殊に日銀貸出高の減少が同月頃より顯著となつて來た。六月に入るや月初め一日は株式長期受渡、株式拂込等大口の資金移動行はれたが、一方國債利拂並に政府支拂の進捗等によつて資金は補給せられ、出手銀行筋の手許開放と相俟つて出合は急激に軟化し辛

うじて七厘中心を保つ有様であつたが、翌二日には需要減退と協定外資金の増加と相俟つて早くも六厘臺中心に移行した。爾後資金の還流順調なるに加へて需要は引續き減少したるため、高値物は漸次安値物に振替へられ、一流銀行筋は弗々期越物の放出開始し、期末金融は樂觀視されるに至つた。購辦資金の移動も天候關係から例年よりも遅漫た爲め、上旬は五厘臺すら出現するの緩漫状態を呈したが、中旬頃より購辦資金の地方流出開始と共に、國債發行關係の資金移動もあつて安値物は漸次消滅するに至つた。乍併、大勢には些して變化もなかつた。上旬に入るや蘭資金の移動は一段落となり、配當資金の需要増加し流石に取引は活況を呈するに至つたが、期末資金の地方流出が例年より遅れたのと政府支拂の進から依然氣配は六厘臺中心を持續し市場は期末としては頗る平穩を續け、月末最終日に近づき漸く七厘一本を唱へたに過ぎず豫想に違はず極めて平穩裡に越期することとなつた。

七月は平穩越期の後を受けて翌日拂最低六厘、最高七厘と引續き極めて平穩に推移した之は生産力擴充工作も略一服状態とな

り銀行の貸出増勢が停頓したのに對し預金は著増して居り、其の他貿易の不振等の關係から短資市場の資金が潤澤となつた事に依るもので、市中銀行側から短期證券の發行を要望する聲さへも聞くに至つたのである。八月も翌日拂最低六厘最高七厘と平穩に推移した。尙ほ同月下旬より米券の期限短縮が行はれた。九月に入つても翌日拂最低五厘、最高七厘と軟調裡に推移し、殊に安値五厘丁度の出現は昭和八年五月以來の新記録であり、中心相場も中旬には六厘臺を割つて五厘四分の三と之亦昭和八年七月以來の安値を示現した。斯の如き記録的安値に低落した原因は政府資金の撤布、特銀筋の短資吸収量の減少、一般的の取引不振等に因るものである。十月も翌日拂最低六厘最高七厘と平穩に推移したが、十月中旬時局社債見返スタンブ手形制度が創始された。十一月に入るや流石に税金移納の開始政府支拂の鈍化、資金の地方滞留その他の事情から中央中心七厘を持續するの異例的強調を示し、金融界の注目を惹いたのであるが、同月二十九日には日銀兌換券發行高は二十二億五千九百萬圓に昨年四月保證準備再擴張後最初の限外發行五千八百萬圓を

示現して、十二月に入るや月初一日は證券關係の資金移動輻輳した爲め、交換前はや窮屈に見受けられたが、一方民間への國債利拂約五千萬及び滿洲國建國公債償還八百萬圓の他市中への資金撤布が可なりになつた爲め、交換後取引は全く平穩化し、安値六厘臺の出現を見るに至つた。翌二日以降は資金移動の段落に加へて需要の減少と供給の増加と相俟つて出合は頗る圓滑に推移し、早くも六厘中心に移行し年越物の出合も弗々開始されるに至つた。爾後月央にかけて安値資金は増加の一途を辿り安値五厘臺の出現をすら見るに至り、國債の買氣また漸く活潑となるに至つた。中旬に入るや歳末資金の先驅と覺しき地方送金が弗々開始されたる外、新規需要の擡頭と相俟つて市場は稍々活況を呈して來たが、一方政府支拂順調なるため出合は平穩に推移した。乍併日銀兌換券發行高は増加の一途を辿り、十六日には二十二億一千八百萬圓と早くも一千六百萬圓の限外發行を示現するに至つた。尙ほ中旬より日銀日歩一部引下が行はれた事は前述の通りである。下旬に入るや資金移動は逐次繁忙となつて來たが、一方政府支拂の進行、米券償還等に依

つて緩和され、需給は圓滑に推移し氣配また引續き中心六厘臺を持續するの有様であつた。然るに年末に接近するや流石に配當資金の移動増加地方送金の増加に加へて供給減少需要増加の傾向となり市場は活況を呈し、二十六日には翌日拂七厘一本と強調を呈するに至つたが、爾後政府支拂の進行に依り出合に平穩に推移し、年末三十一日には早くも日銀返金を行ふの餘裕を生じ、氣配も七厘一本と平穩裡に越年することゝなつた。但し此間日銀兌換券發行高は遞増し、三十日には二十八億五千八百萬圓と六億五千七百萬圓の限外發行を示現するに至つたが、兌換券膨脹の傾向は鮮銀、臺券にも顯著に現はれ、鮮銀券は半島産金業の股賑、生産力擴充等に依り二十六日には三億三千四百萬圓と前年最高に比し四千二百萬圓の増加を示し、臺銀券も政府支拂の進歩に依り特に激増し、三十日には一億四千二百萬圓と前年最高に比し二千七百萬圓の膨脹を示現した。

爲替

上半期の爲替市場は、對英は依然協定相

場たる一志二片賣唱へに終始し、買は四月四日迄は一志二片三分二であつたが、五日對英爲替細目協定實施と共に一志二片六四分一となつた。對米は米國內新産銀の買入値引下から年初一時昂騰した外は弱保合、二月は佛國政府、和蘭及び瑞西の投資家筋の弗賣り、米國輸入業者の輸入取極急ぎ、並に米國財務長官の不活動金解放聲明等から米英クロスは一時昂騰したが、下旬大統領の弗切下否定から反撥三月は獨塊合併、波蘭リトアニア關係の悪化其の他歐洲國際政局の危機からクロスは遂に弗九四仙十六分十五迄奔落した。然れ共二十三日より愈々對米爲替協定が實施せらるることとなり、之を楔機にクロスは反騰かたゞ、正金建値も二八弗十六分十五と改訂された。四月は米國インフレ政策懸念、佛國グラデーイ内閣成立、英伊會談成功、其の他歐洲情勢平穩化からクロスは奔騰し、正金建値また連續的に改訂された。五月は米國弗切下説解消、倫敦に於ける佛國逃避資金の還流並にチェコ問題を中心とする歐洲政局の不安等から大幅低落を演じた。六月に入るや弗切下説が依然執拗に繰返され、九月にはクロスは四弗九五仙十六分三と十六分三

方の騰貴に止まりしも、十一日には四弗九六仙四分一と一仙八分一方昂騰を入れて、正金建値は半ポイント高の二八弗十六分十五に改訂され、續いて十三日には英米佛三國の同時平價切下案を含む新三國通貨協定説を繞りてクロスは四弗九七仙八分三と更に一仙八分一方昂騰を報じたので、正金建値は又々半ポイント高の二九弗丁度と約一ヶ月振りの高値に改訂されるに至つた。翌十四日には半ポイント方反落したが、十五日には倫敦市場に於ける金買付増加に伴ふ弗賣再燃から、再びクロスが十六分の九方反騰したので正金建値は再び二九弗丁度と改訂された。爾後弗切下説、倫敦に於ける金塊需要米國インフレ氣構への諸事情を繞りてクロスは一高一低を繰返すのみであつたが、二十八日には海外投資家に依るアメリカ證券の思惑買付再燃、かたゞ、スペイン問題を繞る歐洲政局再悪化からクロスは低落を入れて、正金建値は再び二八弗八分七に改訂され爾後保合に終つた。下旬には米英クロス四弗九一仙八分五と過去一年來の新安値に低落した。之は(一)米國對外貿易の好調(二)米國證券界の活況に

基く同國への外資流入、(三)チェコ問題を繞る歐洲政局の不安等の事情に依るものと見られる。八月に入つてもクロスは落潮の一途を辿り、月末には四弗八六仙と一九三五年以來始めて舊對米平價(四弗八六仙五六)を割るに至り、正金建値また二八弗十六分五と對米協定以來の不安値を示現するに至つた。而して九月に入るも米國財界の好調、殊に外國貿易の好調、及び英國財界の不調に加ふるにチェコ問題の紛糾と相俟つてクロスは連日崩落を重ねて、下旬四弗七二仙十六分七と慘落するに至つた。十月に入るや歐洲危機緩和と共にクロスもやや恢復を示したが、英政界の内紛、佛蘭西財政策に對する不安人氣等からクロスは再び落勢を辿り抄々しい回復を示さなかつた。十一月に至るやクロスは更に崩落して下旬には四弗六十三仙八分七、對米二十七弗丁度と昭和八年十月以來の不安値を示現した。歐洲政情の不安、英國實際收支の悪化、英米通商協定に依るも貿易好轉に期待出来ない等の事情に基くものと見られてゐた。十二月に入ると月初法貨の堅調に依る法貨買、弗賣りに依り恢復したが、佛伊關係の緊張に依る歐洲政局不安に弗賣再燃し

て再び反落し、爾後保合を續けて居たが、下旬英國對外貸付の制限から四弗六四仙迄低落するに至つた。

### 物價

上期に於ける一般物價變動の趨勢は、尙大豫算の實施、生産設備の擴張に伴ふ重工業資材の需要激増及び輸入制限に基く物資の不足等は金融の緩和と共に物價高を誘發する主要原因となり、世界的物價の低落を他所に、我國物價は暴騰の危機を胎んだのである。乍併之を自然の勢に放置する時は軍需品生産のコスト高、國民生活壓迫等最も憂慮さるべき問題を惹起する恐れあるに、より政府は之が對策に就ては萬全を期し、重要商品全般に互る價格公定、配給統制、消費制限を企圖すると共に、臨時物資調整局を設けて物資需給のバランスを維持する一方、貯蓄獎勵に依る全面的消費節約を計畫し、更に中央物價委員會により之が對策を樹立すべく腐心したのである。他方民間方面の各種團體に於ても物價對策の重要性を認識し、政府の政策に協力し、消費節減の必要に就き聲を大にして叫び、配給統制

に當つたのであるが、斯くの如き官民擧げの必死の努力のため、一般物價は本質的には暴騰の傾向にあるに拘らず、尙比較的僅少の騰貴に終つた。下期には政府の對策も漸く全面化され、最高標準價格の設定、經濟警察の組織化、物價委員會の活動等の諸對策が相繼いで實施された爲め、諸商品も一時昂騰を阻まれたが、十月以降再び騰勢に轉じた。標準價格の決定された金屬、燃料、布類は何れも價格公定に依つて低落したが、暗取引により低落しない商品が多かつた。

### 起債界

事變勃發以來、政府は金準備再評價による金資金特別會計の設定、臨時資金調整法による不急不要資金需要の抑制、軍需工業前拂制度の擴張等諸般の金融緩和と工作を實施する一方預金部、特殊銀行を總動員して之が緩和に努力せしめた結果、金融緩漫、低金利は漸次徹底の域に進み生産力擴充、國債消化も順調に行はれ、十三年中の公社債發行額も、關係當局の慎重適切な統制下に約六十億の巨額に達し、未曾有の活況

を呈した。即ち十二年春以來久しく沈滞の狀を續け來つた起債市場も、國庫資金の大量撤布に伴ふ金融情勢の好轉により漸く本格的立直りの氣運に向ひ、一月中旬起債界再開の第一矢として發行された東京電氣社債が市場に歡迎され、頗る幸先き良きスタートを切つた爲め、其の後相次いで一流會社債が賣出され、何れも順調な賣行を示した。尤も之等一流債の條件を見ると、何れも四分三厘パー期限十ヶ年と起債市場停頓以前に較べ幾分の訂正的逆轉を免れなかつたが、之は四圍の事情より當局が萬全を期した爲めであり、蓋し止むを得ないところである。斯る好調も三月上旬宇部窒素、昭和肥料の諸債が賣出された頃から市場が漸く買滿腹の狀態となつた爲め、一服狀態に陥り、爾後上期末に至るまで起債談は見送られ勝ちとなり、その間に於ける發行債の大部分は特殊物乃至非公募物であつた。

下期起債界の動向を卜するものとして其の賣行如何を注目された東拓一四一回債が即日賣切れの好況を示してより市場人氣は頗る好轉し、陸續と一流社債の發行を見られたのであるが、巨額の政府支拂が續行されて金融益々緩漫の折柄、何れも主として保

險、信託會社、貯蓄銀行方面に消化し盡された。其の後八月に入り中島飛行機、滿洲化學工業等が發行された頃、市場は一時中弛みの狀態を呈したが、金融緩漫低金利は漸次徹底化し、環境は引續良好なため、直ちに人氣は立直り滿鐵、東拓、興銀等の特殊社債の如きは、何れも即日賣切れて品不足の感あり、十月には遂に久しきに亙つての懸案であつた、所謂二流社債の發行を見るに至り、先づ日産化學債が四分三厘アンダーの新基準によつて賣出され、良好なる成績を擧げた。其の後市場は益々好調を辿り起債物は殆んど消化し盡され、證券業者の手持も一掃せられる有様。十二月に入り季末關係から見送られた起債談も中旬に至り新春拂込物の發表を爲す程の好調を示した。

### 事業界

上期に於ける本邦事業會社の業績は、戰時統制の強化、勞働力の不足、租稅負擔の増大に依つて著しく壓迫されたが、軍需關係事業の活況を背景として收益の増加を示し、前期稍々後退した収益率は今期再び反

撥して、前々期、即ち事變前の地位に復した。

主要株式會社百六十八社に就てその事業成績を概観するに、拂込資本金は四十八億八千四百萬圓で前期に比して一億七千三百萬圓(三七%)の増加に過ぎず、前期に於ける増加二億六千八百萬圓(六・〇%)よりも可成り著しく減退した。拂込資本金が前期に比しその増加率を低下したことは、十二年九月廿七日以降實施の臨時資金調整法の影響に基くものにして、今期増資または拂込徵收が行はれたのは、製造工業、鑛業、運輸及び倉庫業の一部のみである。製造工業に於ては増資會社十二社、拂込徵收會社廿一社を數へたが、其の中重工業關係に於ては増資會社八社、拂込徵收會社十一社を占めた。また全體として増資會社は十六社で、前期と同數であつたが、拂込徵收會社は廿九社で、前期の廿七社に比して可成り減少した。純益金は三億五千三百萬圓で、前期に比し一千九百萬圓(五・九%)の増加を示し、前期に於ける増加一千三百萬圓(四・一%)より稍々良好であつた。だが拂込資本の増加程度は前期よりも却つて僅少であつた爲めに、兩々相俟つて収益率は

一四・二%から一四・五%に上昇し、前年同期よりも更に上位となつた。八業種別に觀測すると、前期よりも収益率を低下したのは、取引所及び證券業、運輸及び倉庫業と「其他」の三業で、之等を除く五業種中商業以外は何れも前期のみならず前年同期よりもなほ向上を示してゐた。

下期に於ては、武漢、廣東の陥落を轉機として、長期建設への態勢をとるに至つた。とは言へ、軍需工業は益々急位を致した。併し軍需工業と雖も、豫算の遂行に伴ふ巨額の政府資金の撤布、鑛業、重工業方面に於ける事業擴張による資金並に物資需要の急増を見た反面、輸入制限の嚴化、物資配給統制の不圓滑等の事情の錯綜のために、必ずしも一概に順調とは言へない點が少くなかつた。併し物資不足は必然的に物價の昂騰を齎し、採算上有利な事業の少くなかつた事や、平和産業の時局産業への轉換等も見られ、資金統制或は租稅負擔の増大等經營上の困難が加つたとは言ふもの、事業會社の業績は一般に上期と略ぼ同様の成績を擧げた。

主要株式會社百九十四社の業績に就て見ても、拂込資本、収益率は全體として前期

の一四・四％に對し、今期は一四・五％に微増し、配當率の八・九％及び保留率の三六％は共に上期と變りなかつた。拂込資本金は五十六億七百萬圓で、前期に比し二億七千四百萬圓（五・一％の増加で、前期に於ける増加一億八千萬圓（三・七％）に比しては稍々顯著な膨脹を示した。純益金は四億六百九十萬圓で、對前期増加は二千二百二十萬圓（五・八％）より稍々減退した。然るに拂込資本収益率は上期の一四・四％に對し一四・五％と僅か乍ら上昇を示した。八業種別に觀察すると、取引所及び證券業の事業不振に基く低下はさるゝと乍ら、鑛業に於ける減退は一に急激な資本膨脹によるもので、商業据置を除く他の五業種に於ては、何れも僅か乍ら向上を見た。また茲に注目すべきは軍需工業として最も重要な重工業の業績が低下したこと、犠牲産業の代表繊維工業の業績が意外にも上期と變化を見なかつた事である。

貿易

十三年の内外地對外貿易狀況を觀るに輸出二十八億九千六百萬圓、輸入は二十八億

三千六百萬圓、合計五十七億三千二百萬圓にして前年に比較すると、輸出は四億二千二百萬圓（一割二分七厘）輸入は十一億一千百萬圓（二割八分三厘）を夫々減じたのである。斯くの如く輸出不振の外、輸入もまた強度の抑制により激減を來した爲め、貿易尻は六千萬圓の出超となり、前年度の六億三千五百萬圓の入超に比し著しき改善を示した。その内容を觀ると輸出に於ては食料品の増加以外、原料品、原料用品等何れも減少となり、商品別に於ても對支關係による小麦粉の約十割増加、機械の五割増加、以外に増加したものは數種に過ぎず、人絹糸、人絹織物、綿織物、絹織物、帽子を始め減少したものが多かつた。輸入に於ては減少を告げたもの著しく、原料品の減少は三割五分に近く、商品別に於ては機械類、石炭、硫安、油糟、豆類、其他原料品の増加に反し棉花は四割八分、羊毛は六割七分、生ゴムは四割八分、木材は五割六分バルブは六割四分と顯著なる減少を示した。十三年の貿易は戰時貿易統制の結果種々の現象を示したが、其の特徴と考へれるものは左の各項であらう。

- (一) 嚴重な輸入制限が行はれた事、(二)

輸出貿易は對滿支貿易のみ増加し對第三國貿易は著しく不振を示した事、(三) リンク制外國爲替基金制等の種々貿易振興策が實施された事。

即ち輸入品は棉花、羊毛等の平和産業原料品を始め一般に多大の制限を受け、其の爲め十一億の減少を來したのであるが、その結果、國內物價の昂騰となつて輸出方面もまた影響を受けるに至り、對滿支輸出のみ増加し、第三國關係に於ては約四割の減少となつたのである。而してこれに對する對策として當局は各重要商品リンク制を實施し、團體リンク制、個人リンク制、特殊リンク制等種々改善を重ねて運用上の不便を除去すると共に、金融方面に於ても外國爲替基金制を設けて積極的に輸出品厚料の輸入に便ならしめ、且つ輸出資金前貸補償制度を創設する等汎ゆる努力を試みた。

叙上、十三年中に試みた種々の對策は漸く實效を現し、例年上半期貿易尻は入超を示した我が國が歐洲大戰以來初めての出超三千六百八十八萬圓と云ふ異常の好記録を示現したことは、蓋し貿易部門に於ける計畫經濟の本格化を示唆するものと理解されるべきであらう。

財政

一般會計歲入歳出

Table with columns for 會計年度 (Accounting Year), 歳入 (Revenue), and 歳出 (Expenditure). It includes sub-sections for 經常部 (Regular Dept), 臨時部 (Temporary Dept), and 計 (Total). Rows list various categories like 明治 (Meiji), 大正 (Taisho), and 昭和 (Showa) with their respective financial figures.

一般會計歲入款項別(單位千圓)

Table showing the breakdown of general accounting revenue by item (e.g., 租, 稅, 營業收益, 地業收租, 外貨債特別稅, 酒稅, 清涼飲料稅, 砂糖消費稅, 織物消費稅, 揮發油稅). It includes columns for 昭和十三年 (Showa 13), 昭和十三年年度豫算 (Showa 13 Budget), and 昭和十四年度豫算 (Showa 14 Budget).

取引所稅	三九、三五六	二七、三三四
有價證券移轉稅	三、四三四	二、三九九
關稅	一五七、八三五	一七五、一九五
噸稅	三、〇〇八	二、四八八
印紙收入	一〇〇、〇五六	九〇、七三三
官業及官有財產收入	三六七、〇八一	三七一、九七七
森林收入	五五、八八八	七〇、八九九
專賣局益收入	三五四、〇五〇	二四一、〇〇〇
配當金收入	二九、四一〇	三〇、六五五
刑務所收入	二、一四五	二、〇六六
通信事業特別會計	八一、五〇〇	八一、五〇〇
納稅金	一五、〇六六	一五、〇六六
日本銀行納付金	五、六一二	六、九三六
雜收	六、七五五	六、九三六
教育改善及農村振興基金特別會計より繰入	二、二〇三、七六一	二、三三六、〇三八
合計	二、二〇三、七六一	二、三三六、〇三八
【臨時部】		
官有物拂下代	六、七九九	七、一九二
雜收	一、九八五	六、七九九
公共團體工事費納付金	五、一六五	七、二八八
公共團體工事費分擔金	七、九三八	九、〇四九
學術研究獎勵金受入	三	三
特別會計より繰入	三、五四三	七、五四三
保險會社納付金	三、〇四七	三、〇四七
輸出補償收入	一、九三六	一、六七五

輸出資金前貸補償收入	—	三、七六八
滿洲國國防分擔金受入	一九、五〇〇	—
臨時所得稅	二七、〇九〇	二九七、三三三
特別會計より一般財源	六、七〇〇	六、七〇〇
利益配當稅	五、六七〇	四、一四八
公債及社債利子稅	二、〇九六	二、〇〇六
通行場稅	二、九六六	九、四三三
特別入場稅	一〇、三四四	八、一四四
特別入場稅	一一〇	一〇五
物品稅	五三、九〇〇	一〇五、七七三
前年度剩餘金繰入	一、〇〇八、〇二二	一、七三三、七三三
遊興飲食稅	—	八四、六六〇
總計	一、三三〇、七九九	二、四二六、五〇五
合計	三、五一一、五二二	四、八〇四、五四三
【經常部】		
皇室費	四、五〇〇	四、五〇〇
外務省費	一八、九三〇	二〇、六六〇
本省費	三、七六八	三、八一三
款項別	昭和十三年	昭和十四年
豫算	豫算	豫算

在國外居留民保護	一四、三六	一六、三〇五
在滿大使館教務部費	五九	五五
諸支出	一六四	一七三
神宮費	一三二	一五
神戶及國幣社	四、一五一	四、一五八
幣料	三〇	三〇
本警察講習所	一、〇一一	一、〇一一
警察講習所	一、〇一一	一、〇一一
地方法廳	三〇	三〇
徵兵費	二、〇三五	二、〇六八
警察費連帶支辨金	二、〇六八	三、〇三五
諸補助費	二、九三七	三、〇三五
諸支出	三、二九	四、二六七
大藏省	七三、七一九	九六、三三九
內務省	一、九八六	二、〇六六
本府	一、五〇八	一、七三七
內務省	一、九八六	一、九八六
貴族院	一、七三四	一、七三六
衆議院	二、三九八	二、三七
會計院	五五一	五三九
行政裁判所	一三三	一三五
行營	六六五	六四六
管財	九三	八

稅務官署及釀造試驗所	六、三九九	六、三九五
稅務官署及釀造試驗所	二、五三六	二、五三二
諸拂辰及補填金	三三、七九〇	二四、二六七
國債整理基金繰入	五八、七九八	七三、〇五七
大藏省預金部特別會計	一、〇五〇	一、〇四四
在滿日本人教育費	三、五〇〇	四、四四〇
國庫負擔	六、七五	七、七七
國庫準備金	八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
陸軍省	一六五、八四八	二五、三三七
本軍	六五一	六、八八
靖國神社供進金	一六四、四三四	二二、八八七
海軍省	七四九	一、二
本軍	二九四、〇九三	七、五九
諸軍	六〇〇	二九二、七六
司法省	二九二、五七一	七、四三
司事	九〇〇	二九一、〇九八
本支	四七、〇〇三	八、八四
司法省	七七一	八、七四
刑務省	二〇、八九五	一、二九九
支務	二五、二八二	二、六六四
支務	五五	二、八〇四
支務	一三三、八四三	五、五
支務	—	一四、一七三

本學部	二、二七五	五、二九九
氣象學	三、四三	四、九
普通教育費	二、〇六六	三、七〇九
實業教育費	九〇、四四四	九〇、五四六
社會教育費	七〇二	八六一
思想指導施設費	四、五三	五、二六六
官立學校職員年功俸	一、〇〇	一、三三
公立學校職員年功俸	二〇九	二〇九
私立中等學校恩給	一、二二三	一、二二三
財團事業費補助	九三	九三
大學及學校圖書館	三、四一	三、三六〇
支務	三、四一	六
農林省	三九、〇八六	四、七〇九
本局	一、二四五	一、二八九
馬場	四、五四	二、七四四
試驗場調查所費	二七、六九	二、八七二
森檢査所	一、九〇二	二、〇二五
生絲檢査所	一、六五二	一、六四〇
種馬所及種馬牧場	二、八〇四	四、七五
水産講習所	四、八三	四、八四
補助費	二、六二七	二、七四
支務	三、七	三、三

本工部省	七、三〇六	八、三七七
貿易	一、六四一	一、七一九
燃料	六九八	六九五
特許	四三三	三九〇
鑛山監督	八八三	八七五
試驗所及研究所費	五三三	八七七
指導所及檢査所費	一、八一九	二、一四三
補助費	一、〇六五	一、〇五九
諸支出	一六八	一、〇五九
本府	二〇〇、三三七	二四、六九四
遞信省	八六四	五、四四
電氣試驗	一、三五九	一、五〇三
電氣試驗	六五五	九、五五
海員養成所	—	七〇
燈臺	—	一、五三
航空研究所	九三九	一、〇六六
中央航空研究所	—	三、四九
年支	一、九五一	二、三〇
諸支	八	八
本府	二、四一三	二、七〇三
烟草專賣金	八四八	八四七
本府	一、五六〇	一、八五〇
諸支	五	五





帝國在鄉軍人會補助費	六〇〇	七〇〇
滿洲事件費	一四、二七	三九、一三
航空部隊其他改編費	八六、六六	一四九、八六
兵備改善費	三、八六	一〇六、〇三
在勤俸其他臨時增給	五三	六三
滿洲事件行賞諸費	一、〇五七	三六
陸軍飛行場特別地	—	六〇
域設定補償費	—	一〇〇
特別會計資本繰入	—	一〇、〇〇〇
海軍	—	五四、〇五
艦艇製造費	三六、九〇	三九、八七四
水陸整備費	二八、四三	九三、八〇
航空隊整備費	六、四九	六五、三三
艦船整備費	一八、六四	六、〇三〇
軍需品整備費	六、〇六	七、八六四
營繕費	二、七〇	九九
受託製造修費	六六	一、七〇
拂下圖誌製造費	一、六〇	一、〇
研究費	五、〇九	五、六七
一時賜金	二七	六三
國際水路局費分擔金	五	二〇
震災復舊費	二〇〇	一八〇
艦艇派遣費	五〇〇	一八〇
航空高層氣象圖誌	—	四九
其他調製費	一四八	—

在勤俸其他臨時增給	五五	二、〇〇〇
教育用兵器整備費	一、七〇〇	—
圖書改編費	一四	一九
特別會計資本繰入	三、〇〇〇	五〇〇
受託測量費	五九	一五〇
航空氣象移動	—	四
觀測調查費	—	四、二六七
司法	—	四
法律調查費	三六	四
營繕費	三九六	五八
思想犯罪防遏特別	—	一、〇七〇
施設費	九六	—
金錢債務調停臨時	七九	六五
事務取扱費	一、〇五九	一、〇四
臨時刑務費	—	一三
法律審議會諸費	—	二四三
司法警察刷新費	—	四
商法中改正法律費	—	—
施設準備費	—	—
小作調停及自作農	—	—
地保全登記事務費	—	—
司法制度調查委員	—	—
會務諸費	—	—
家事事件取扱費	—	—
裁判所構成法施行五	—	—
十周年紀念式典諸費	—	—
議員選舉檢察費	—	—

文部省	—	二、七〇七
營繕費	—	八四三
皇室制度史編纂費	—	一〇
維新史料編纂費	—	一〇五
氣象技術員養成費	—	四
臨時調查費	—	三六
臨時講習施設費	—	一八〇
臨時外國行政諸費	—	四〇
補助費	—	一、五九九
震災復舊諸費	—	一、二八四
大學及學校圖書館	—	二、八四〇
臨時支出金	—	八〇
社會教育施設費	—	一八四
國寶臨時保存費	—	八
史蹟臨時施設費	—	一八
重要美術品其他調	—	七〇〇
査及取締費	—	七〇
國民精神總動員諸費	—	七〇〇
普通教育臨時施設費	—	一、〇五
臨時工業技術員養	—	一、二六
成施設費	—	—
臨時高等海員養成	—	—
施設費	—	—
青年教育臨時施設費	—	—
思想指導臨時施設費	—	—
教育刷新諸費	—	—

姫路城建物其他保	四	四
存費	—	—
氣象觀測施設充備費	—	—
災害費	—	—
宗教團體費	—	—
實施教育保健費	—	—
小學校設備補助費	—	—
臨時施設補助費	—	—
市町村立小學校災害建	—	—
築費借入金元利補給	—	—
在外研究員學費其	—	—
他臨時增給	—	—
氣象觀測施設整備	—	—
擴充費	—	—
神武天皇聖蹟調查竝國	—	—
史館建設事業施行費	—	—
農林省	—	—
產業獎勵費	—	—
農村振興費	—	—
調查及研究費	—	—
營繕費	—	—
家畜傳染病及害蟲	—	—
豫防費	—	—
森林治水事業費	—	—
公有林野官行造林費	—	—
民有林其他造林促	—	—
進費	—	—

獵區管理費	—	—
漁業經營費低減施設	—	—
設費	—	—
臨時漁業登錄事務費	—	—
沿岸漁場整理費	—	—
海外漁業取締費	—	—
日ノ漁業條約費	—	—
施費	—	—
青島牛及獸肉検査費	—	—
農地關係調整處理費	—	—
河水統制調查費	—	—
保險國庫負擔金	—	—
農村經濟更生施設費	—	—
臨時農村對策施設費	—	—
自作農耕地開發補助費	—	—
米穀自治管理補助費	—	—
用排水主要工事國	—	—
營繕費	—	—
川南原開墾國營費	—	—
東北地方開墾國營費	—	—
災害防止林業施設費	—	—
災害其他施設費	—	—
災害地產業其他復	—	—
舊助成費	—	—
陸地方海嘯災害	—	—
豫防施設費	—	—

沖繩縣振興事業費	—	—
鹿兒島縣大島郡振	—	—
興事業助成費	—	—
東北地國營開墾地	—	—
施設費	—	—
東北地方國有林所	—	—
在縣交付金	—	—
臨時出資金	—	—
在勤手当其他臨時	—	—
給費	—	—
日ノ漁業條約整備費	—	—
設立米穀株式會社	—	—
商工	—	—
貿易振興費	—	—
液體燃料自給促進費	—	—
工振興費	—	—
中小商業振興費	—	—
設費	—	—
中小工業振興費	—	—
工業獎勵費	—	—
鑛業獎勵費	—	—
製鐵業獎勵費	—	—
產業獎勵費	—	—
調查及試驗費	—	—
營繕費	—	—

臨時整理費	四〇	八	元
改正度量衡法施行費	四〇	八	元
特許局審査處分費	四〇	八	元
臨時審判處理費	三三	三	元
沖繩縣振興事業費	二八	二	元
鹿兒島大島郡振興事業助成費	三	〇	元
製鐵事業評價審査委員費	七	〇	元
紀元二千六百年紀念萬國博覽會開催指導監督費	三	〇	元
臨時出資金	五、七〇〇	一五、三五〇	元
帝國燃料興業株式會社配當補給金	二七三	一、六五七	元
臨時物資調整費	七	六六	元
輸出入品臨時措置費	一六	一三	元
臨時資金調整費	九〇	八五	元
產金管理費	九六	八三	元
鑛業出願處理費	一、六七	九五七	元
金門及紐育國際博覽會參同費	三〇	一、四六四	元
代用品工業振興及資源回收利用諸費	九三	六三七	元
重要物資廢品回收施設	七	一	元
應召中・小商業者營業援護施設費	六〇	七	元

日本產金振興株式會社配當補給金	四六九	一五	元
作業用義肢製作指導費補助	七	〇	元
臨時轉業對策費	七、四六	二	元
罹災地中小商工業復興資金融通損失再補償金	三	〇	元
燃燒指導費	五〇	五〇	元
臨時外國行諸費	一九〇	一五	元
臨時經濟統制措置費	六	〇	元
帝國鐵業開發株式會社設立準備金	七、三八	七、三八	元
北樺太利權確保補助金	四、五八	四、五八	元
軍需關係資材確保損失補償金	六、八九	六、八九	元
遞信省補助及獎勵費	一六、三〇	一六、三〇	元
農村電氣利用改善費	二〇	二〇	元
臨時發電水力調査費	二八	二八	元
電力設備出資關係事務取扱費	三	三	元
金鐵山送配電助成施設	一、六五	一、六五	元
電氣試驗所臨時研究費	一七〇	一七〇	元
造船鐵材調査費	三九	三九	元
船舶調査其他諸費	四	四	元

船舶建造助成施設費	三、五二九	八、四七一	元
船員登錄諸費	三〇	三〇	元
支那事變損害復舊資金貸付補助	二四	二四	元
航路標識建設及改修	二五〇	二五〇	元
航路標識氣象觀測其他施設費	三三	三三	元
航空機乘員養成施設	一、二六〇	一、二六〇	元
航空機乘員臨時養成	三、三六八	三、三六八	元
飛行場設置及整備費	二、〇四四	二、〇四四	元
航空試驗施設費	二、九	二、九	元
中央航空研究所設置	五〇	五〇	元
國際航空路開設準備金	一	一	元
營繕費	八	八	元
器具機械設備費	三〇	三〇	元
臨時外國行諸費	七	七	元
支那海運事情調査費	一四	一四	元
船舶建造資金貸付	六〇〇	六〇〇	元
航路標識防空施設費	九六七	九六七	元
大日本航空株式會社設立諸費	一〇	一〇	元
臨時出資金	七、〇〇〇	七、〇〇〇	元

航空補償金	三、〇八一	八〇	元
災害費	二六、七三	四四、七〇九	元
移住救養所	一〇七	一〇五	元
移植民及海外移植事業保護獎勵費	二、七三	二、三八四	元
滿洲移植民費	二、一五七	三、三〇〇	元
棉花及羊毛資源開發獎勵補助	三〇〇	八九	元
特別會計經費補充金	三〇	三〇	元
在勤俸其他臨時增給	二、九〇九	二、九〇九	元
滿洲拓植公社出資拂込	九九〇	五、〇一〇	元
物資需給調整諸費	三〇	四一	元
拓務委員會諸費	一	一五	元
移植民及拓植事業臨時調査費	一	一五六	元
厚生補助費	六七、五八八	五、四四四	元
補助費	三、一六三	三、八二八	元
管轄費	八五〇	五五七	元
調査諸費	一	三五六	元
國家總動員諸費	一	二、六四一	元
傳染病豫防費	一、三三五	一、四三七	元
衛生事業諸費	一、八四四	一、八八八	元
國立公園費	八四	六三	元

體力向上施設諸費	六〇	六〇	元
乳幼児體力向上指導費	四〇	四〇	元
特殊疾病豫防諸費	三〇	三〇	元
勞務關係調整及勞務指導諸費	二四〇	二四〇	元
醫療救護費	六〇〇	六〇〇	元
沖繩縣振興事業費	一四	一四	元
協和改革費	五〇	五〇	元
地方改善費	一、二四七	一、四五五	元
工場災害豫防並工場及鑛業衛生調査獎勵費	四三	四三	元
失業應急施設費	一、〇〇〇	三、三九七	元
臨時軍事援護諸費	一、五五六	一九、〇八七	元
明治神宮國民體育大會開催諸費	一	三五〇	元
職員健康保險及船員保險實施準備金	一、九五四	三、〇七三	元
職業紹介事業諸費	三五、三〇六	一五、七五五	元
傷痍軍人保護諸費	一、七四七、〇七四	二、七六、三九三	元
歲出臨時部合計	三、五二四、五三二	四、八〇四、五三三	元
歲出總計	三、五二四、五三二	四、八〇四、五三三	元

對支文化事業	七、〇五五	一、六五六	元
【大藏省所管】			
造幣局	三三、三〇五	七、五二二	元
同資金部	三四、〇八五	七、四、五〇〇	元
印刷局	二七、五三八	三三、三〇〇	元
專賣局	五五〇、三三八	三六、七〇四	元
預金部	三三、九〇三	一七〇、一九三	元
教育基金	三	〇	元
國債整理基金	四、一九一、四九一	四、一九一、四九一	元
公有債金	五、九五五、四七一	五、九五五、四七一	元
國有財產整理基金	七、九五九	五、六四六	元
教育改善及農村振興基金	六、六九八	六、六九八	元
關東局	四七、九三〇	三三、六六二	元
金局	三四、三四〇	三四、一九一	元
【陸軍省所管】			
陸軍造兵廠	一、五〇、九〇四	一、四九〇、八五九	元
千住製絨所	一一、六六三	一〇、二二四	元
【海軍省所管】			
海軍工廠資本金	二〇六、五四五	二〇五、三五三	元
海軍火藥廠	四三、四九九	四三、一〇九	元
海軍燃料廠	五五、五五一	五五、二九三	元
【文部省所管】			
帝國大學	三五、七六六	三五、七六六	元
同資金部	二二、八〇四	五、二九八	元





災害關係資金	四〇,〇〇〇,〇〇〇
恩給債券買入資金	一〇,〇〇〇,〇〇〇
朝鮮簡易生命保險積立金關係資金	八,六〇〇,〇〇〇
(前年度決議濟)	
肥料資金	三〇,六三〇,〇〇〇
養蠶應急資金	一〇,〇〇〇,〇〇〇
朝鮮肥料資金	三,〇〇〇,〇〇〇
朝鮮米穀應急資金	三,〇〇〇,〇〇〇
アルコール原料資金	一,四〇〇,〇〇〇
小計	二七九,〇三〇,〇〇〇
三、生産力擴充資金	
造船資金	六,六〇〇,〇〇〇
南滿洲鐵道株式會社社債買入	三〇,〇〇〇,〇〇〇
政府保證興業債券買入	三〇,〇〇〇,〇〇〇
政府保證東北興業株式會社社債買入	五,〇〇〇,〇〇〇
日滿兩國政府保證滿洲拓殖公社債買入	一〇,〇〇〇,〇〇〇
滿洲國國債買入	一〇,〇〇〇,〇〇〇
政府保證燃料興業債券買入	一〇,〇〇〇,〇〇〇
東洋拓殖債券買入	八,〇〇〇,〇〇〇
小計	一〇九,六〇〇,〇〇〇

四、合 計 一、二八、七三〇,〇〇〇

內國稅	五三,〇八七	五七,六五四	六三,九九九
市町村稅	二〇,〇八六	二〇,四七六	二二,七三三
合計	一〇〇,八六六	一〇六,七六一	一五五,六四一
國稅中直接國稅	三六,八八三	三六,六一五	三七,〇六〇
地方稅中直接國稅	一七,三三二	一八,一九三	一九,三七七
附加稅	一七,三三二	一八,一九三	一九,三七七
(備考) 內國稅とは國稅中關稅及噸稅以外のもの。			

地租納額別人員

五千圓以上	九三	九七
千圓以上	一,四三四	一,四五九
百圓以上	五五,六七〇	五五,一六五
五十圓以上	九八,八八五	九三,四三九
十圓以上	一,四七,五七七	一,四一,三三三
五圓以上	九四,八八七	九六,〇六六
一圓以上	二,九三三,八三三	二,九四〇,七九

所得稅納額別人員

二十錢以上	三,三九九,七二一	三,四八八,九四一
二十錢未滿	一,七〇一,八八	一,七〇五,四三三
計	一〇,三三九,八三九	一〇,三三三,九六六
第一種法人所得	六三,一七五	六六,三三四
百圓未滿	八四,三五九	八七,六三〇
百圓以上	一三三,七三三	一三七,九六四
千圓以上	七,〇三三	八,一八八
二千萬圓以上	四,三三三	四,六六七
五千萬圓以上	一,三三八	一,四四三
一萬圓以上	八八三	九七九
五萬圓以上	六六	六六
十萬圓以上	三七	四三
總計	九四一,六〇四	一,〇〇〇,三六〇
計	一,〇〇四,七九九	一,〇九六,六四四

第三種所得決定額

所得決定額	(千圓)	納稅人員
千圓以下	三七,〇一一	四〇,九三九
千二百圓以下	二九,七五七	三三,〇六五
千五百圓以下	三三,二二四	三〇,〇八三

二、所得金額に於て計と其の内譯と符合せざるは千圓未滿を切捨てたるに因る。

一人當内國稅負擔額

年度	直接稅	其他	計
昭和十年	六・七〇	五・〇六	一一・七六
昭和十一年	七・一五	五・三三	一二・四八
昭和十二年	一三・二五	六・〇六	一八・六一
昭和十三年	一四・六九	七・九五	二二・六四

【備考】(一) 昭和十二年度分には昭和十三年三月迄の北支事變特別稅(物品特別稅)以外を直接稅として計算す(を包含す)  
(二) 昭和十三年度分は豫算額に依る  
(三) 直接稅の種類は所得稅、地租、營業稅、礦業稅、資本利子稅、法人資本稅、相続稅、臨時利得稅、利益配當稅及公債及社債利子稅とす  
(四) 其他の諸稅の種類は酒稅、清涼飲料稅、砂糖消費稅、織物消費稅、揮發油稅、取引稅、有價證券移轉稅、兌換銀行券發行稅、通行稅、入場稅、特別入場稅及物品稅とす。

物品稅豫算及課稅額

區分	豫算月割	課稅額
第一種物品	八、一三五	五、二四九
第二種物品	八、三三〇	九、六九四
第三種物品	三三、九三六	三三、〇三六
合計	三九、三七一	三六、九八五

臨時資金調整實績

◇昭和十三年中における資金調整法による貸出許可の事業別金額並に社債、拂込金

貸付	會社債	株式拂込金
一五、四〇四	三七、五〇〇	三五〇,三三八
六九,四九〇	三五八,五〇〇	一,三六三,四七八
八九三	—	五,一八四
三三,四〇四	—	一七,九三四
一三四,六五五	—	一一三,七九三
五四,三七五	—	八三,一四九
一七,〇三七	—	三〇,〇〇〇
六三,二六八	—	一一八,四四五
合計	一,一六六,四五五	七二五,四五五

二千圓以下	三六、三三三	三九、九七七
三千圓以下	三六、四六三	三六、五〇二
五千圓以下	五五、九四八	三〇七、七七〇
七千圓以下	二九五、七六四	七六、四九三
一萬圓以下	二七四、二〇〇	五二、三三九
一萬五千圓以下	二四、九七三	三四、五九一
二萬圓以下	一五、九五四	一五、八九五
三萬圓以下	一九、七三三	一四、一一二
五萬圓以下	一六、八五一	八、九五
七萬圓以下	八六、三四	三、三五
十萬圓以下	八三、三九	三、三三
十五萬圓以下	七四、七三三	一、四四四
二十萬圓以下	五一、二六六	七三
三十萬圓以下	四六、五〇二	三五
五十萬圓以下	四三、三〇	三六
七十萬圓以下	三三、三〇	二〇
百萬圓以下	二〇、四七九	六五
二百萬圓以下	—	四
三百萬圓以下	—	一五
四百萬圓以下	—	—
四百萬圓を超ゆるもの	五八、一八七	—
合計	三、八一九、四〇三	一、六五七、六〇九

【備考】一、昭和十三年分第三種所得の決定人員を掲ぐ

昭和三十二年、三年度における臨時資金調整法により許可したる資金額及事業別統計

Table showing financial data for various industries (Mining, Agriculture, Forestry, etc.) for the period from September 17, 1939, to December 31, 1940.

資金調整法實施以來十三年十二月末迄の認可及不認事項の成績一覽表

Table detailing the performance of approved and disapproved items since the implementation of the funding adjustment law.

國稅總覽 (單位千圓)

Table of National Tax Summary (in thousands of yen) for the years 1939 and 1940, categorized by tax type.

Table of Special Income (特別收入) including items like mining royalties, alcohol taxes, and other specific revenue sources.

十一年度貿易外收支表

Table of Trade and Non-trade Balance for the 11th year, showing receipts and payments for various categories like manufacturing, shipping, and government.

本邦人海外放資回収

Table of Repatriation of Japanese Investment Abroad, detailing receipts and payments for various types of investments.

國際貸借帳尻累年表

Table of International Loan and Repayment Balance Sheet, showing the cumulative balance over time.

租稅負擔累年比較

Table comparing tax burdens from 1933 to 1941, distinguishing between national and local taxes.

帝國の國富

(昭和五年末、單位百萬圓)

項目	總額	官有	公有	私有
總額	一〇、一六八、四六九	一、四六五、九二〇	九、七〇二、五四九	
土地	四、〇九一、二二五	一、四二二、三六六	二、六六八、八五九	
山	六、五〇〇	—	六、五〇〇	
港灣及運河	三、四三三	—	三、四三三	
橋	四、八三三	—	四、八三三	
樹木	六、七〇七	—	六、七〇七	
家畜・家禽	三、四八三	—	三、四八三	
建築物	三、八四三	—	三、八四三	
工業用機械	一、八〇九	—	一、八〇九	
鐵道及軌道	三、五九八	—	三、五九八	
諸車及航空	六、六〇〇	—	六、六〇〇	
船	二、〇〇〇	—	二、〇〇〇	
電氣及瓦斯	一、九〇五	—	一、九〇五	
供給設備	—	—	—	
電信及電話	—	—	—	
水道設備	—	—	—	
所藏財貨	一、八八四	—	一、八八四	
家具家財	—	—	—	
生產品	—	—	—	

項目	總額	官有	私
鑄貨及金	九七	—	九七
銀地金	—	—	—
雜對外債權額	二、三五〇	—	二、三五〇
對外債權額	—	—	—
總額	二、三五〇	—	二、三五〇

昭和五年國民所得額

(內閣統計局推計、單位百萬圓)

項目	總額	官有	私
總額	一〇、六六三、三六四	一〇、三二七	三、三三六
農產	一、八八三	—	一、八八三
水產	—	—	—
漁業	—	—	—
養殖	—	—	—
工業	—	—	—
工場工業	—	—	—
家内工業	—	—	—
其他	—	—	—
商(物品販賣業)	—	—	—

本表中農業は其生産總價額より生産に要したる種苗、蠶種、飼料、肥料及農具代を控除したる價額。水産業、鑛業、工業、商業及交通業は其各生産總價額より生産に要したる原料、商品仕入れ代、廣告、交通、光熱及動力費、機械器具及工作物の減耗費を控除したる價格にして公務、自由業及家事は其効用の全價額。官公所得は官公營業の生産總價額より前記列舉の各經費項目及人件費を控除した價額である。

△印は支拂超過を示す。

國有財產

(單位千圓)

項目	昭和八年度末	同九年度末	同十年度末	同十一年度末
土地	一、六〇〇、四九五	一、六〇七、七六六	一、六三三、三五六	二、五八六、六九九
建物	一、一〇三、八六一	一、〇九六、四八八	一、〇九七、三二八	一、五三〇、七三三
立木	九四七、三三〇	一、〇〇五、六四一	一、〇六六、四六七	一、三三五、〇九七
建築物	三、〇七〇、二五六	三、三七八、三二六	三、五三三、七六一	四、三四八、八二七
工作物及器械	一、三〇八、二四四	一、三三九、五五五	一、三八九、三三三	一、四三三、九五九
船舶	五三三、五二〇	五三三、五二〇	五三三、五二〇	六二二、五二〇
株式及持分	—	—	—	—
鑛業權及砂權	—	—	—	—
合計	八、五九三、〇四七	八、九九八、三三三	九、二六三、三二一	一一、二四八、三九九

國債負擔會計別

(昭和十四年三月末)

種別	千圓	千圓	千圓
一般會計	—	—	—
朝鮮總督府特別會計	—	—	—
臺灣總督府特別會計	—	—	—
關東廳特別會計	—	—	—
樺太廳特別會計	—	—	—
南洋廳特別會計	—	—	—
帝國鐵道特別會計	—	—	—
通信事業特別會計	—	—	—
合計	—	—	—

外資輸入現在高

(單位百萬圓)

項目	昭和八年	昭和七年	昭和六年	昭和五年	昭和四年
國債	—	—	—	—	—
海外債	—	—	—	—	—
海外債(額)	—	—	—	—	—
海外債(集分)	—	—	—	—	—
海外債(集分)(上)(額)	—	—	—	—	—
海外債(集分)(上)(額)	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—

列國の歳入歳出

(昭和十三年度)

△歳入の部

財政・經濟——財政

國別	總額	租稅	官業及官有財產收入	其他	租地
佛蘭西(百萬法)	四、七四二	三、七五七	四八四	三、九〇三	九〇





(備考)朝鮮、臺灣を含まず。△印は入超

重要輸出品 (單位千圓)

Table of major export items including rice, sugar, tea, and various oils, with columns for 昭和十二年, 昭和十三年, and 比較増減.

重要輸入品 (單位千圓)

Table of major import items including machinery, iron, and various raw materials, with columns for 昭和十二年, 昭和十三年, and 比較増減.

月別貿易額 (單位千圓)

Table of monthly trade amounts for various goods like sulfur, oil, and wool, with columns for 昭和十年, 昭和十一年, 昭和十二年, and 昭和十三年.

Table of monthly trade amounts for various goods like cotton, wool, and other textiles, with columns for 昭和十年, 昭和十一年, 昭和十二年, and 昭和十三年.



財政・經濟——貿易

Table of trade data for various countries including 博多, 三池, 三島, etc., with columns for 昭和十一年, 昭和十二年, and 昭和十三年.

Table titled '金貨及金地金輸出入額' showing gold and silver trade statistics for 昭和十一年 through 昭和十三年, including sub-headers for '輸出' and '輸入'.

人造絹織物輸出額

Table of artificial silk export values for 昭和十一年, 昭和十二年, and 昭和十三年, categorized by product type like 人絹羽二重, 人絹縞子, etc.

ス・フ織物輸出額

Table of S.F. fabric export values for 昭和十二年 and 昭和十三年, including sub-headers for '数量' and '金額'.

綿布國別輸出高

(單位千平方碼)

Table of cotton cloth export values by country for 昭和十二年 and 昭和十三年, listing countries like 染めたもの, 捺染したもの, etc.

棉花輸入高

(單位俵)

Table of cotton import values for 十三年度 and 十四年度, categorized by origin like 南阿, 南米, 中米, etc.

列國の主要貿易港

(單位千圓)

Table of major trade ports for various countries, listing ports like ロンドン, ハンブルグ, 紐約, etc., and their trade values.

金融

紙幣及銀行券流通高

(各年末、單位千圓)

Table of paper money and bank notes circulation for 昭和十一年, 昭和十二年, and 昭和十三年, including sub-headers for '小額紙幣', '日銀兌換券', etc.





倉庫業	二一	五〇九二	—
業	八二	三、六六二	三、二四二

鑛業	四一	一、五、九〇五	一、五、〇五五
貿易業	八一	—	一、八五〇
證券業	三〇	—	一〇、八五五

計	五五	一、五、五六一	三、九〇、一七九
三井合名會社調查部調による	—	—	—

### 全國金利高低(大藏省發表)

金利	十三年六月			十三年十二月		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
預金	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
普通貯金	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
當座貯金	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
特別當座	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
通知預金	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
定期預金	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
貸付金	〇・八四	〇・五五	〇・六九	〇・八三	〇・五五	〇・六八
證券貸付	〇・八四	〇・五五	〇・六九	〇・八三	〇・五五	〇・六八
手形貸付	二・五	一・七	二・一	二・三	一・五	一・九
當座貸越	二・五	一・七	二・一	二・三	一・五	一・九
割引	二・五	一・七	二・一	二・三	一・五	一・九
備考	—	—	—	—	—	—

### 日本銀行金利

改定年月日	最高	最低	平均
大正六年三月十六日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 七年九月十五日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 八年十月廿五日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 九年十月廿五日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十年十月廿五日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十一年十月廿五日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十二年十月廿五日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十三年十月廿五日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十四年十月廿五日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十五年十月廿五日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
昭和二年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 三年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 四年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 五年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 六年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 七年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 八年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 九年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十一年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十二年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五
同 十三年三月九日	〇・三〇	〇・二〇	〇・二五

### 東京重要銀行金利

協定期間	定期預金(年)	當座預金(日)	特別當座預金(日)
昭和十三年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和十二年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和十一年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和十年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和九年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和八年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和七年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和六年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和五年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和四年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和三年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和二年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下
昭和一年	五・五以下	〇・五以下	一・〇以下

### 大阪銀行集會所組合銀行預金利率協定表

協定期間	定期預金(年)	當座預金(日)	特別當座預金(日)
昭和十三年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和十二年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和十一年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和十年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和九年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和八年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和七年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和六年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和五年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和四年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和三年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和二年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下
昭和一年	三・七以下	〇・三以下	〇・七以下

### 全國各種銀行所有有價證券調

(昭和十三年上半期、同年下半期、單位千圓)

種類	總額	地方債	外國證券	社債	株式
特別銀行(一三行)	二、四六八、四八八	—	—	—	—
貯蓄銀行(七二行)	一、九七七、八五五	—	—	—	—
普通銀行(三六九行)	五、六七〇、四八五	一〇四、一〇三	三三、八七六	四三、六九五	一八五、八八一
上中銀行(一三行)	一〇、一三五、七七八	—	—	—	—
特別銀行(七二行)	三、四四〇、四八八	—	—	—	—
貯蓄銀行(七二行)	二、二五六、四八八	—	—	—	—
普通銀行(三六九行)	六、一六三、七〇六	—	—	—	—
下中銀行(三五一行)	二、一八三、五五五	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

郵便貯金 (各年度末單位圓)

Table showing postal savings amounts for various years from 1934 to 1939, categorized by staff and amount.

Table showing postal savings amounts for various years from 1936 to 1940, categorized by staff and amount.

本表中には朝鮮、臺灣、關東州、樺太及南洋所在地の郵便局取扱に係るものを含む。

郵便貯金増加状況

Table showing the increase in postal savings from April 1933 to July 1933, including staff and amount.

Table showing monthly increases in postal savings from August 1933 to March 1934, including staff and amount.

郵便年金契約高

Table showing the number of postal annuity contracts and their total amount for various years.

簡易保險累年表 (各年度末)

Table showing the cumulative number of simple insurance policies and their total amount from 1931 to 1936.

簡易保險成績 (昭和十二年度)

Table showing the performance of simple insurance in 1933, categorized by life insurance, old-age insurance, and children's insurance.

信託會社 (各年度)

Table showing the assets and liabilities of trust companies from 1931 to 1933.

擔保附社債信託契約 (昭和十二年度、銀行局年報)

Table showing the number and amount of secured corporate bond trust contracts for 1933.

Table showing the number and amount of secured corporate bond trust contracts for 1933, categorized by staff and amount.







全國公社債概括一覽

(日本興業銀行調查課編纂全國公債社債明細表)

Table showing national public debt statistics for 1922, 1923, and 1924, categorized by region (Total, Local, National) and type (Government, Local, National).

外國發行本邦公社債

(昭和十三年中)

Table showing foreign-issued domestic public debt for 1923, categorized by type (Government, Local, National) and value.

外國爲替相場(正金建值電信賣)

Table showing foreign exchange rates for various currencies (British, American, etc.) in 1922 and 1923.

Text providing exchange rates for the Shanghai market (上海宛) and the Hong Kong market (香港宛).

世界主要國紙幣流通高

(單位百萬)

Table showing the circulation of paper money in major world countries for 1923 and 1924.

財政・經濟——金融

世界主要國正貨準備高

Text describing the gold and foreign exchange reserves of major world countries.

Table showing the gold and foreign exchange reserves of major world countries for 1923 and 1924.

二六七

瑞典銀行 七百萬クローナ  
聯邦銀行 〇・三百萬磅

三三三

白耳義、佛蘭西、瑞西、米國の昭和二年分金額は新平價に依り換算。伊は三月二十日、葡は十月末、西は四月末現在。

列國の郵便貯金（昭和十二年末）

國名	總數	預入一人當り金額
帝國	三、八三九、三九五	三、八三九、三九五
滿洲國	三、五八三	三、五八三
北米	四、三九九、三三四	四、三九九、三三四
伊太利	四、六六六、〇九九	四、六六六、〇九九
佛蘭西	二、九七一、四九	二、九七一、四九
英吉利	×七、四二一、九九〇	×七、四二一、九九〇
埃太利	九、七三三	九、七三三
和蘭	八、〇〇三	八、〇〇三
瑞典	一、五三三、五〇〇	一、五三三、五〇〇
白耳義	四、九五五、八三三	四、九五五、八三三
英領印度	一、四七七、三三三	一、四七七、三三三
力華	×九、六九八、八二六	×九、六九八、八二六
中亞	×七、七〇〇	×七、七〇〇
南阿	▲五、七二六	▲五、七二六
亞爾然	一、九四四、五八九	一、九四四、五八九
總計	三、四三三、三三六	三、四三三、三三六
×	一、三四、五五五	一、三四、五五五

新西蘭 一五七、八三三  
波蘭 七五、七〇〇  
西班牙 五二四、一三七  
×印は昭和十一年末▲外國貨幣の邦貨換算は昭和十年末の正金建及ロンドン建の相場による。

商社概況

項目	昭和十一年	昭和十二年
社數	八七、五二一	八五、〇三三
積立金	三、九七七、七六一	三、九三三、一五二
配當金	三、九六六、六六三	四、〇〇五、四七七
純利益	一、〇〇九、五五八	一、〇〇〇、八四九
純損	一、六三三、六三二	一、八九七、四二二
純損率	一、八、四三	二、一、三三
資本に對する純損率	八、八	九、五

株式會社資本調（昭和十三年）

項目	社數	金額
新設	四、五三	一、九二七、八九八、三九五
増資	一、六九九	一、九五四、九三六、八三〇
新規借換	八九	六三、四六七、九〇〇
減資	一〇	三、七九九、九〇〇
解散	一八八	六、六三三、八二五
合計	六、九七	五七、〇一四、七五〇

組織別會社數（昭和十二年）

種類	社數	資本出資
合名會社	一六、六七	一、三五五、七〇七
合資會社	四、三四	九四、三三三
株式會社	三、二六六	二四、六〇三、三六五
株式合資會社	三	五、五七七
相互會社	四	二、〇〇〇
總計	八五、〇四三	三六、九三三、五三三

株式會社資本別

（單位千圓、興銀調査）  
昭和十二年 昭和十三年  
社數 金額 社數 金額

金額	昭和十二年	昭和十三年
一萬圓以下	一六〇	七四四
一萬圓以上	七三	一、〇九
五萬圓以上	七三	一、〇九
十萬圓以上	五三	一、〇九
五十萬圓以上	三三	一、〇九
合計	三三	一、〇九

會社營業別狀況（昭和十二年末）

社數	出資額又公稱資本金	積立金	純益金	配當金
農業	一、九四二	九、九六一	八、七四九	六、四七四
水産業	八、七四九	六、四七四	六、四七四	六、四七四
工業	八、七四九	六、四七四	六、四七四	六、四七四
運輸業	八、七四九	六、四七四	六、四七四	六、四七四
商業	八、七四九	六、四七四	六、四七四	六、四七四
總計	八、七四九	六、四七四	六、四七四	六、四七四

會社營業細別（昭和十二年）

社數	資本	積立金
農業	七〇	八、四六四
園藝業	一六二	五、八七三
開墾業	六九	一、八五一
蠶業	四八	一〇、七九四
牧畜養禽業	一九六	五、三〇〇
搾乳業	一三三	四、三二一
林業	三三	二、三六六
總計	三三	三、六八

財政・經濟——商業



各期純益金	二四、一八四	三五、七九二
各期準備金	六八、九六六	七、九三三
各期配當金	一、七〇九	二、三九七
後期繰越金	四、一〇三	四、九四九

△利益分配並各期成績

(年率)		上期	下期
拂込資本に對する割合	一・四一五	一・四六四	
拂込資本及準備金に對する割合	・七四六	・七五八	
純益金に對する割合	・〇六三	・〇五九	
配當金(拂込資本に對する割合)	・六四三	・七〇三	
純益金に對する各期準備金割合(法定別途)	二・八五一	三・〇五五	

(備考) 特殊銀行を除く。(銀行集會所調査)

興銀中小商工資貸出狀況 (昭和十三年末)

種別	口數	金額	對總貸出高割合
工業	四、七六二	四〇、六六六、三〇〇	八三・三三
交通運輸業	一、五二一	一、〇八八、九三二	二・四七
鑛業	三	三、七〇、九三六	〇・〇六
農林水産業	三	一九七、八二五	〇・四〇
商業	一、九三〇	六、五三三、三五五	一三・三四
合計	六、九六九	四八、八八六、三〇七	一〇〇・〇〇

昭和八年六月末 倉庫數 金額  
 昭和八年十二月末 倉庫數 金額  
 昭和九年六月末 倉庫數 金額  
 昭和十年六月末 倉庫數 金額  
 昭和十一年六月末 倉庫數 金額  
 昭和十二年六月末 倉庫數 金額  
 昭和十三年六月末 倉庫數 金額

全國倉庫在荷金額

年	倉庫數	金額
昭和八年六月末	九	六四、九六五
昭和八年十二月末	一六	五八、〇八五

(日本倉庫協會調)

全國有價證券時價總額表 (單位百萬圓)

總額	株式	國債	地方債	社債	外債
十三年八月	五〇、三六八	三、三〇七	二、九三二	二、三三六	三、〇〇六
九月	五三、六八九	二、八五五	二、二八〇	二、三九四	三、〇四一
十月	五三、六六六	二、七三三	二、二七三	二、三八二	三、〇三六
十一月	五三、七三三	二、七九四	二、四一九	二、三三三	三、〇五六
十二月	五三、八四四	二、六九一	二、四八八	二、三三三	三、〇九七
十四年一月	五三、八六一	二、七一九	二、四八八	二、三三三	三、〇九七
二月	五三、三〇一	二、九三三	二、四八八	二、三三三	三、〇九七
三月	五三、七〇七	三、〇〇〇	二、四八八	二、三三三	三、〇九七
四月	五三、八五〇	三、〇九六	二、四八八	二、三三三	三、〇九七
五月	五三、三三六	三、〇七七	二、四八八	二、三三三	三、〇九七

取引所 (商工省調査)

取引所數	昭和十年	同十一年	同十二年
取引員數	八、九六	八、五九	八、八八
公稱資本金	一四、〇〇三	一四、〇〇三	一四、〇〇三
拂込資本金	一〇八、〇八七	一〇八、〇八七	一〇八、〇八七
賣買手數料	一五、三三七	一五、〇〇一	一五、一五四
其他收入金	六、九六〇	六、七九	七、四六六
取引所稅	二、三九五	二、三三七	三、五六七
其他支出金	八、一六二	七、九六六	二、〇七
純益金	(一、八五三) 損失	(一、五二五) 損失	(一、〇三九) 損失
配當金	八、二四四	八、一四〇	九、七四九

會員組織取引所

取引所數	昭和十年	同十一年	同十二年
取引員數	八、九六	八、五九	八、八八
公稱資本金	一四、〇〇三	一四、〇〇三	一四、〇〇三
拂込資本金	一〇八、〇八七	一〇八、〇八七	一〇八、〇八七
賣買手數料	一五、三三七	一五、〇〇一	一五、一五四
其他收入金	六、九六〇	六、七九	七、四六六
取引所稅	二、三九五	二、三三七	三、五六七
其他支出金	八、一六二	七、九六六	二、〇七
純益金	(一、八五三) 損失	(一、五二五) 損失	(一、〇三九) 損失
配當金	八、二四四	八、一四〇	九、七四九

產業組合累年比較 (各年末現在)

種別	昭和九年	同十年	同十一年	同十二年
信託	一、五二一	一、三三三	一、二一七	一、二九七
販賣	三三三	三〇一	三〇〇	二九七
購買	三三三	三〇一	三〇〇	二九七
信用	三三三	三〇一	三〇〇	二九七
利	三三三	三〇一	三〇〇	二九七
用	三三三	三〇一	三〇〇	二九七
用	三三三	三〇一	三〇〇	二九七

本邦產金額並政府日本銀行產金買入高

(大藏省調査)

昭和一一年	同十二年
内地產	昭和一五、一四六、五五五 瓦
朝鮮產	一、四三七、〇三二 瓦
臺灣產	一、〇〇三、九六六 瓦
計	一八、六四七、五五三 瓦
政府及日本銀行產金買入高	一、五二七、二五二 瓦
計	二〇、一七四、八〇五 瓦











(單位町)

年次	田	畑	計
昭和八年	三、三五、三八二	一、八〇三	五、一五八、〇八八
九年	三、二八、四〇〇	二、八一九	五、一〇五、四九六
十年	三、二九、三五五	二、八三九	五、一三、〇五五
十一年	三、二七、五六六	二、八六八	五、一四、五七七
十二年	三、二七、九八八	二、八〇〇	五、〇七、七八八
十三年	三、二〇、八五四	二、八〇〇	五、〇〇、六五四

耕地所有者戸數 (單位千戸)

年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
五段未滿	二、五九	二、五五	二、五五	二、五五〇	二、五五〇
一段以上	一、二九	一、三〇	一、三〇	一、三〇	一、三〇
一町以上	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
三町以上	二二	二二	二二	二二	二二
五町以上	一三	一三	一三	一三	一三
十町以上	四	四	四	四	四
二十町以上	三	三	三	三	三
計	五、〇九六	五、一四七	五、一五〇	五、一四二	五、一四二

本表には耕作に従事せざる地主をも含んで居る、而して此數から前出の自作農家と自作兼小作農家とを差引いたものが即ち此耕作に従事せざる地主といふことになる。左にその數を示すこととする。

「耕作に従事せざる地主數」

年次	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
同	九八七、〇八八	一、〇五四、九九六	一、〇七〇、四五六	一、〇六八、〇八三

耕地整理 (昭和十二年)

項目	面積
設置施行認可	三、二九六
工事完了	一、一七五、五〇五
換地處分	一四、六六一
事業終了	五五八、九二三
計	三三九、〇六二

耕地整理後の地目面積

項目	整理前	整理前後の比較
總計	一、一七五、五〇五	一、一七五、五〇五
田	七三〇、七七一	七三〇、七七一
畑	一八九、五三三	一七五、一六四
山林	一七五、〇九二	一七五、〇九二
池沼	一七、七五六	一七、七五六
野原	四六、六一五	四六、六一五
山地	一、一七五、五〇五	一、一七五、五〇五
宅地	一、一七五、五〇五	一、一七五、五〇五
畦畔	一、一七五、五〇五	一、一七五、五〇五
道路溝渠	一、一七五、五〇五	一、一七五、五〇五
堤塘溜池	一、一七五、五〇五	一、一七五、五〇五

耕地移動 (單位町)

項目	昭和十二年度	昭和十三年度	前年比
開墾	二、六八	二、七、八九四	△
埋立及干拓	三、四三	三、四三	〇
荒地復舊	三、四一七	三、四一七	〇
地目變換	八六七	一、〇九六	△
總計	一、〇二七	一、〇二七	〇
擴張	三、三二七	三、三二七	〇
廢止	三、三二七	三、三二七	〇
計	三、三二七	三、三二七	〇

自作農創設維持

項目	昭和九年	昭和十年
創設	一、七、七七一	一、七、七七一
維持	一、七、七七一	一、七、七七一
創設	一、七、七七一	一、七、七七一
維持	一、七、七七一	一、七、七七一
融資金額	一、七、七七一	一、七、七七一
金額單位千圓とす。	一、七、七七一	一、七、七七一

米作付反別及收穫高 (農林省米統計表による)

年次	作付反別 (町)			收穫高 (石)		
	粳米	糯米	陸稻	粳米	糯米	陸稻
昭和三年	二、七九〇、六三六	二、六四、四五九	一、三六、六四〇	五、九八九、七六四	七、六〇、七九四	一、五五、一一九
四年	二、八〇六、〇九一	二、六八、八六三	一、三五、六四八	五、九八七、六一一	七、七二、一〇一	一、五七、九七二
五年	二、八三八、二七九	二、六六、〇七五	一、三四、五〇三	六、〇〇〇、六九二	七、三三、六五二	一、六二、七二四
六年	二、八四八、七〇九	二、六五、九六六	一、三四、〇四三	六、〇九〇、九三九	七、四九、五〇一	一、六三、五〇一
七年	二、八四七、六四四	二、七五、〇一一	一、三五、三三二	六、〇九四、四二五	七、四九、四七二	一、六三、五〇一
八年	二、七九一、四三四	二、五六一、一五四	一、三五、六四三	六、〇七三、七七一	七、四九、四七二	一、六三、五〇一
九年	二、八〇八、二六六	二、五九、九八八	一、三六、六四〇	六、〇七三、七七一	七、四九、四七二	一、六三、五〇一
十年	二、八三三、三五五	二、五五、七五九	一、三五、〇四三	六、〇七三、七七一	七、四九、四七二	一、六三、五〇一
十一年	二、八二五、四九一	二、五五、〇四三	一、三五、〇四三	六、〇七三、七七一	七、四九、四七二	一、六三、五〇一
十二年	二、八二四、五七一	二、五五、〇四三	一、三五、〇四三	六、〇七三、七七一	七、四九、四七二	一、六三、五〇一
十三年	二、八二二、五五五	二、五五、〇四三	一、三五、〇四三	六、〇七三、七七一	七、四九、四七二	一、六三、五〇一
計	二、八二二、五五五	二、五五、〇四三	一、三五、〇四三	六、〇七三、七七一	七、四九、四七二	一、六三、五〇一

各府縣別米作付反別收穫高(昭和十三年)

(農林省米統計表より)

道府縣	戸農家	作付反別(町)				合計	收穫高(石)				合計
		水	稻	陸	稻		水	稻	陸	稻	
北海道	八三、一七二	一六七、七九七	一八、六一一	四、六一九	一八六、四三三	三三、五六一	一、四八三	一、六一	三、四九三	三、四九三	
青森	七四、九二二	一六四、八〇三	四、六一九	一、一	一六九、四四一	八、三七六	一、四〇	一、三三六	一、四八三	一、四八三	
岩手	八五、五五六	五、六六六	五、三三八	一、一	六、一四四	一、五〇	一、三三六	一、三三六	一、五〇	一、五〇	
宮城	九四、七五九	九、八六六	六、八四四	一、一	一〇、七一〇	一、九八七	一、三三六	一、三三六	一、九八七	一、九八七	
秋田	九〇、七七四	一〇〇、六四三	六、五三三	一、一	一〇、四一七	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、四一七	一〇、四一七	
山形	九三、一一八	八八、〇三三	六、三三四	一、一	九、五八二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	九、五八二	九、五八二	
福島	一三三、五二〇	九一、一〇七	一〇、一〇七	一、一	一〇、二一四	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、二一四	一〇、二一四	
茨城	一三〇、六〇五	八八、〇三三	五、七六六	一、一	九、三三三	一、三三六	一、三三六	一、三三六	九、三三三	九、三三三	
栃木	一〇三、六五三	七〇、〇〇〇	三、四九七	一、一	七、四九七	一、三三六	一、三三六	一、三三六	七、四九七	七、四九七	
群馬	九九、一四三	三三、八一	三、四九七	一、一	三、八八八	一、三三六	一、三三六	一、三三六	三、八八八	三、八八八	
千葉	一三六、六三七	五九、一九七	八、一八六	一、一	六、九八三	一、三三六	一、三三六	一、三三六	六、九八三	六、九八三	
東京	一四六、八〇九	九七、五三三	八、四三六	一、一	一〇、三六九	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、三六九	一〇、三六九	
神奈川	一八八、三二六	一六、四九六	一、四三六	一、一	一、七九二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一、七九二	一、七九二	
新潟	一六三、三九五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、一	二、〇〇〇	一、三三六	一、三三六	一、三三六	二、〇〇〇	二、〇〇〇	
富山	七五、四〇九	一、三三六	一、三三六	一、一	二、六七二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	二、六七二	二、六七二	
石川	六八、〇九六	四、七三六	七、四三六	一、一	一二、一七二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一二、一七二	一二、一七二	
福井	五九、九四八	四、四三六	三、四三六	一、一	七、八七二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	七、八七二	七、八七二	
山梨	五六、六五五	一、六〇八	一、三三六	一、一	二、九四四	一、三三六	一、三三六	一、三三六	二、九四四	二、九四四	

道府縣	戸農家	作付反別(町)				合計	收穫高(石)				合計
		水	稻	陸	稻		水	稻	陸	稻	
長野	一六四、四九七	一、三三六	一、三三六	一、一	二、六七二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	二、六七二	二、六七二	
岐阜	一七二、八三三	五、八一六	四、七三六	一、一	一〇、五五二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、五五二	一〇、五五二	
静岡	一三〇、八九八	五、三六二	五、三六二	一、一	一〇、七二四	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、七二四	一〇、七二四	
愛知	一五九、一〇五	八、七〇三	七、一三六	一、一	一五、八三九	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一五、八三九	一五、八三九	
三重	一〇三、五五七	六、四三六	五、五六一	一、一	一二、〇〇二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一二、〇〇二	一二、〇〇二	
滋賀	八〇、〇二五	五、八五八	五、一三一	一、一	一〇、九六九	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、九六九	一〇、九六九	
京都	七〇、二七六	三、七三六	一、八八六	一、一	五、六二二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	五、六二二	五、六二二	
大阪	一六七、一三一	九三、九三三	一、九四四	一、一	九、八七七	一、三三六	一、三三六	一、三三六	九、八七七	九、八七七	
兵庫	一六七、一三一	九三、九三三	一、九四四	一、一	九、八七七	一、三三六	一、三三六	一、三三六	九、八七七	九、八七七	
奈良	一三三、〇三三	四九、五三三	三、八一七	一、一	五、三九〇	一、三三六	一、三三六	一、三三六	五、三九〇	五、三九〇	
和歌山	四九、五三三	四九、五三三	三、八一七	一、一	五、三九〇	一、三三六	一、三三六	一、三三六	五、三九〇	五、三九〇	
鳥取	八三、〇三三	四九、五三三	三、八一七	一、一	五、三九〇	一、三三六	一、三三六	一、三三六	五、三九〇	五、三九〇	
島根	一四三、一一一	七九、四八八	五、八一七	一、一	八、四〇五	一、三三六	一、三三六	一、三三六	八、四〇五	八、四〇五	
岡山	一四三、一一一	七九、四八八	五、八一七	一、一	八、四〇五	一、三三六	一、三三六	一、三三六	八、四〇五	八、四〇五	
広島	一四三、一一一	七九、四八八	五、八一七	一、一	八、四〇五	一、三三六	一、三三六	一、三三六	八、四〇五	八、四〇五	
山口	九七、五三三	六九、五三三	五、八一七	一、一	七、三九〇	一、三三六	一、三三六	一、三三六	七、三九〇	七、三九〇	
徳島	九七、五三三	六九、五三三	五、八一七	一、一	七、三九〇	一、三三六	一、三三六	一、三三六	七、三九〇	七、三九〇	
香川	七三、九五一	三、三三三	二、八八八	一、一	六、二二二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	六、二二二	六、二二二	
愛媛	九九、八二一	三、三三三	二、八八八	一、一	六、二二二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	六、二二二	六、二二二	
高知	五九、四〇七	三、三三三	二、八八八	一、一	六、二二二	一、三三六	一、三三六	一、三三六	六、二二二	六、二二二	
福岡	一三三、〇三三	九八、三三三	一、三三六	一、一	一〇、六六九	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、六六九	一〇、六六九	
佐賀	六三、七五三	四九、一〇一	一、三三六	一、一	五、一〇一	一、三三六	一、三三六	一、三三六	五、一〇一	五、一〇一	
長門	一三三、〇三三	九八、三三三	一、三三六	一、一	一〇、六六九	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、六六九	一〇、六六九	
熊本	一三三、〇三三	九八、三三三	一、三三六	一、一	一〇、六六九	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、六六九	一〇、六六九	
大分	一三三、〇三三	九八、三三三	一、三三六	一、一	一〇、六六九	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、六六九	一〇、六六九	
鹿儿岛	一三三、〇三三	九八、三三三	一、三三六	一、一	一〇、六六九	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、六六九	一〇、六六九	
鹿児島	一三三、〇三三	九八、三三三	一、三三六	一、一	一〇、六六九	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一〇、六六九	一〇、六六九	

官崎	七、六九〇	四、五九	三、一五	四、五六六	一、四九	五、六五	九、〇三〇	六、三三六	五、九八三	一、九三三	一、〇四一、一六
鹿兒島	一、四九、九四	五、七、〇〇	五、三、三	一、六、〇、六九	三、四、五	八、二、四	一、〇、六、〇八	八、六、四、四	一、九、六、四	五、七、九	一、四、三、〇九
沖繩	二、六、八七七	七、六、五六	九、四、六	四、九、九	三、五	九、二、五	一、〇、三、六	一、三、七	一、三、七	四、四	一、七、五、〇〇
總數	四、六、六、〇九	二、八、三、五	二、四、一、八	八、〇、三、九	六、七、三、六	三、三、〇、〇	七、九、五、九	五、九、〇、七	四、五、八、七	七、四、五、七	六、五、八、六、九

本邦五十年間の米の生産状況 (単位千石)

(一) 平均收穫高及前期に對する増加率

期	平均收穫量	前期に對する増加率
第一期	三九、〇七	—
第二期	四一、三七	二、七
第三期	五一、四	二、四
第四期	五七、九四	一、三
第五期	六〇、〇	—

(二) 收穫高、作付反別及び一反當收穫高指數(第一期を100とす)

期	收穫高	作付反別	反當收穫高
第一期	100	100	100
第二期	107	108	101
第三期	111	107	101
第四期	148	107	101
第五期	158	111	101

(三) 前同前期増加率

期	收穫高	作付反別	反當收穫高
第二期	—	—	—
第三期	三%	四%	三%
第四期	二%	五%	二%
第五期	—	—	—

備考 明治十六年以降昭和十年に至る五十年を一期間十年として表示す。  
農林省調査。

明治維新以來の米價 (岡山縣統計課調査、石價)

年	米價	年	米價
明治元年	五、九〇	二年	九、一五
三年	九、一〇	四年	五、〇
五年	四、一〇	六年	五、〇
七年	七、〇〇	八年	六、九
九年	五、〇	十年	五、三
十一年	六、三	十二年	八、三
十三年	一〇、五	十四年	一、三、五

年	米價	年	米價
十五年	八、八	十六年	六、〇
十七年	五、一	十八年	六、〇
十九年	五、〇	二十年	五、〇
二十一年	四、九	二十二年	六、〇
二十三年	八、九	二十四年	七、〇
二十五年	七、四	二十六年	七、〇
二十七年	八、〇	二十八年	八、〇
二十九年	九、六	三十年	一、一
三十一年	一四、八〇	三十二年	九、七
三十三年	一、三	三十四年	三、〇
三十五年	二、六	三十六年	一、四
三十七年	一、三	三十八年	一、六
三十九年	一、四	四十年	一、六
四十一年	一、五	四十二年	一、七
四十三年	一、七	四十四年	一、七
四十五年	一、一〇	四十六年	一、一
四十七年	一、五	四十八年	一、一
四十九年	一、六	五十年	一、一
五十一年	一、七	五十二年	一、一
五十三年	一、八	五十四年	一、一
五十五年	一、九	五十六年	一、一
五十七年	二、〇	五十八年	一、一
五十九年	二、一	六十年	一、一
六十一年	二、二	六十二年	一、一
六十三年	二、三	六十四年	一、一
六十五年	二、四	六十六年	一、一
六十七年	二、五	六十八年	一、一
六十九年	二、六	七十年	一、一
七十一年	二、七	七十二年	一、一
七十三年	二、八	七十四年	一、一
七十五年	二、九	七十六年	一、一
七十七年	三、〇	七十八年	一、一
七十九年	三、一	八十年	一、一
八十一年	三、二	八十二年	一、一
八十三年	三、三	八十四年	一、一
八十五年	三、四	八十六年	一、一
八十七年	三、五	八十八年	一、一
八十九年	三、六	九十年	一、一
九十一年	三、七	九十二年	一、一
九十三年	三、八	九十四年	一、一
九十五年	三、九	九十六年	一、一
九十七年	四、〇	九十八年	一、一
九十九年	四、一	一百零一年	一、一
一百零二年	四、二	一百零三年	一、一
一百零四年	四、三	一百零五年	一、一
一百零六年	四、四	一百零七年	一、一
一百零八年	四、五	一百一十年	一、一
一百一十一年	四、六	一百一十二年	一、一
一百一十三年	四、七	一百一十四年	一、一
一百一十五年	四、八	一百一十六年	一、一
一百一十七年	四、九	一百一十八年	一、一
一百一十九年	五、〇	一百二十一年	一、一
一百二十二年	五、一	一百二十三年	一、一
一百二十五年	五、二	一百二十七年	一、一
一百二十九年	五、三	一百三十一年	一、一
一百三十三年	五、四	一百三十七年	一、一
一百三十九年	五、五	一百四十四年	一、一
一百四十年	五、六	一百四十五年	一、一
一百四十二年	五、七	一百四十六年	一、一
一百四十四年	五、八	一百四十七年	一、一
一百四十六年	五、九	一百四十八年	一、一
一百四十八年	六、〇	一百四十九年	一、一
一百五十一年	六、一	一百五十二年	一、一
一百五十四年	六、二	一百五十五年	一、一
一百五十七年	六、三	一百五十八年	一、一
一百六十年	六、四	一百六十一年	一、一
一百六十二年	六、五	一百六十三年	一、一
一百六十四年	六、六	一百六十五年	一、一
一百六十七年	六、七	一百六十八年	一、一
一百七十年	六、八	一百七十二年	一、一
一百七十四年	六、九	一百七十五年	一、一
一百七十八年	七、〇	一百八十年	一、一
一百八十二年	七、一	一百八十五年	一、一
一百八十九年	七、二	一百九十年	一、一
一百九十二年	七、三	一百九十四年	一、一
一百九十八年	七、四	二百零一年	一、一
二百零二年	七、五	二百零三年	一、一
二百零五年	七、六	二百零七年	一、一
二百一十年	七、七	二百一十二年	一、一
二百一十四年	七、八	二百一十五年	一、一
二百一十八年	七、九	二百二十一年	一、一
二百二十五年	八、〇	二百三十一年	一、一
二百三十七年	八、一	二百四十四年	一、一
二百四十年	八、二	二百四十五年	一、一
二百四十二年	八、三	二百四十六年	一、一
二百四十四年	八、四	二百四十七年	一、一
二百四十六年	八、五	二百四十八年	一、一
二百四十八年	八、六	二百四十九年	一、一
二百五十年	八、七	二百五十二年	一、一
二百五十四年	八、八	二百五十五年	一、一
二百五十七年	八、九	二百五十八年	一、一
二百六十年	九、〇	二百六十二年	一、一
二百六十四年	九、一	二百六十五年	一、一
二百六十七年	九、二	二百六十八年	一、一
二百七十年	九、三	二百七十二年	一、一
二百七十四年	九、四	二百七十五年	一、一
二百七十八年	九、五	二百八十年	一、一
二百八十二年	九、六	二百八十五年	一、一
二百八十九年	九、七	二百九十年	一、一
二百九十二年	九、八	二百九十四年	一、一
二百九十八年	九、九	三百零一年	一、一
三百零二年	一〇、〇	三百零三年	一、一
三百零五年	一〇、一	三百零七年	一、一
三百一十年	一〇、二	三百一十二年	一、一
三百一十四年	一〇、三	三百一十五年	一、一
三百一十八年	一〇、四	三百二十一年	一、一
三百二十五年	一〇、五	三百三十七年	一、一
三百四十一年	一〇、六	三百四十四年	一、一
三百四十二年	一〇、七	三百四十五年	一、一
三百四十四年	一〇、八	三百四十六年	一、一
三百四十八年	一〇、九	三百四十九年	一、一
三百五十年	一一、〇	三百五十二年	一、一
三百五十四年	一一、一	三百五十五年	一、一
三百五十七年	一一、二	三百五十八年	一、一
三百六十年	一一、三	三百六十二年	一、一
三百六十四年	一一、四	三百六十五年	一、一
三百六十七年	一一、五	三百六十八年	一、一
三百七十年	一一、六	三百七十二年	一、一
三百七十四年	一一、七	三百七十五年	一、一
三百七十八年	一一、八	三百八十年	一、一
三百八十二年	一一、九	三百八十五年	一、一
三百八十九年	一二、〇	三百九十年	一、一
三百九十二年	一二、一	三百九十四年	一、一
三百九十八年	一二、二	四百零一年	一、一
四百零二年	一二、三	四百零三年	一、一
四百零五年	一二、四	四百零七年	一、一
四百一十年	一二、五	四百一十二年	一、一
四百一十四年	一二、六	四百一十五年	一、一
四百一十八年	一二、七	四百二十一年	一、一
四百二十五年	一二、八	四百三十七年	一、一
四百四十一年	一二、九	四百四十四年	一、一
四百四十二年	一三、〇	四百四十五年	一、一
四百四十四年	一三、一	四百四十六年	一、一
四百四十八年	一三、二	四百四十九年	一、一
四百五十年	一三、三	四百五十二年	一、一
四百五十四年	一三、四	四百五十五年	一、一
四百五十七年	一三、五	四百五十八年	一、一
四百六十年	一三、六	四百六十二年	一、一
四百六十四年	一三、七	四百六十五年	一、一
四百六十七年	一三、八	四百六十八年	一、一
四百七十年	一三、九	四百七十二年	一、一
四百七十四年	一四、〇	四百七十五年	一、一
四百七十八年	一四、一	四百八十年	一、一
四百八十二年	一四、二	四百八十五年	一、一
四百八十九年	一四、三	四百九十年	一、一
四百九十二年	一四、四	四百九十四年	一、一
四百九十八年	一四、五	五百零一年	一、一
五百零二年	一四、六	五百零三年	一、一
五百零五年	一四、七	五百零七年	一、一
五百一十年	一四、八	五百一十二年	一、一
五百一十四年	一四、九	五百一十五年	一、一
五百一十八年	一五、〇	五百二十一年	一、一
五百二十五年	一五、一	五百三十七年	一、一
五百四十一年	一五、二	五百四十四年	一、一
五百四十二年	一五、三	五百四十五年	一、一
五百四十四年	一五、四	五百四十六年	一、一
五百四十八年	一五、五	五百四十九年	一、一
五百五十年	一五、六	五百五十二年	一、一
五百五十四年	一五、七	五百五十五年	一、一
五百五十七年	一五、八	五百五十八年	一、一
五百六十年	一五、九	五百六十二年	一、一
五百六十四年	一六、〇	五百六十五年	一、一
五百六十七年	一六、一	五百六十八年	一、一
五百七十年	一六、二	五百七十二年	一、一
五百七十四年	一六、三	五百七十五年	一、一
五百七十八年	一六、四	五百八十年	一、一
五百八十二年	一六、五	五百八十五年	一、一
五百八十九年	一六、六	五百九十年	一、一
五百九十二年	一六、七	五百九十四年	一、一
五百九十八年	一六、八	六百零一年	一、一
六百零二年	一六、九	六百零三年	一、一
六百零五年	一七、〇	六百零七年	一、一
六百一十年	一七、一	六百一十二年	一、一
六百一十四年	一七、二	六百一十五年	一、一
六百一十八年	一七、三	六百二十一年	一、一
六百二十五年	一七、四	六百三十七年	一、一
六百四十一年	一七、五	六百四十四年	一、一
六百四十二年	一七、六	六百四十五年	一、一
六百四十四年	一七、七	六百四十六年	一、一
六百四十八年	一七、八	六百四十九年	一、一
六百五十年	一七、九	六百五十二年	一、一
六百五十四年	一八、〇	六百五十五年	一、一
六百五十七年	一八、一	六百五十八年	一、一
六百六十年	一八、二	六百六十二年	一、一
六百六十四年	一八、三	六百六十五年	一、一
六百六十七年	一八、四	六百六十八年	一、一
六百七十年	一八、五	六百七十二年	一、一
六百七十四年	一八、六	六百七十五年	一、一
六百七十八年	一八、七	六百八十年	一、一
六百八十二年	一八、八	六百八十五年	一、一
六百八十九年	一八、九	六百九十年	一、一
六百九十二年	一九、〇	六百九十四年	一、一
六百九十八年	一九、一	七百零一年	一、一
七百零二年	一九、二	七百零三年	一、一
七百零五年	一九、三	七百零七年	一、一
七百一十年	一九、四	七百一十二年	一、一
七百一十四年	一九、五	七百一十五年	一、一
七百一十八年	一九、六	七百二十一年	一、一
七百二十五年	一九、七	七百三十七年	一、一
七百四十一年	一九、八	七百四十四年	一、一
七百四十二年	一九、九	七百四十五年	一、一
七百四十四年	二〇、〇	七百四十六年	一、一
七百四十八年	二〇、一	七百四十九年	一、一
七百五十年	二〇、二	七百五十二年	一、一
七百五十四年	二〇、三	七百五十五年	一、一
七百五十七年	二〇、四	七百五十八年	一、一
七百六十年	二〇、五	七百六十二年	一、一
七百六十四年	二〇、六	七百六十五年	一、一
七百六十七年	二〇、七	七百六十八年	一、一
七百七十年	二〇、八	七百七十二年	一、一
七百七十四年	二〇、九	七百七十五年	一、一
七百七十八年	二一、〇	七百八十年	一、一
七百八十二年	二一、一	七百八十五年	一、一
七百八十九年	二一、二	七百九十年	一、一
七百九十二年	二一、三	七百九十四年	一、一
七百九十八年	二一、四	八百零一年	一、一
八百零二年	二一、五	八百零三年	一、一
八百零五年	二一、六	八百零七年	一、一
八百一十年	二一、七	八百一十二年	一、一
八百一十四年	二一、八	八百一十五年	一、一
八百一十八年	二一、九	八百二十一年	一、一
八百二十五年	二二、〇	八百三十七年	一、一
八百四十一年	二二、一	八百四十四年	一、一
八百四十二年	二二、二	八百四十五年	一、一
八百四十四年	二二、三	八百四十六年	一、一
八百四十八年	二二、四	八百四十九年	一、一
八百五十年	二二、五	八百五十二年	一、一
八百五十四年	二二、六	八百五十五年	一、一
八百五十七年	二二、七	八百五十八年	一、一
八百六十年	二二、八	八百六十二年	一、一
八百六十四年	二二、九	八百六十五年	一、一
八百六十七年	二三、〇	八百六十八年	一、一
八百七十年	二三、一	八百七十二年	一、一
八百七十四年	二三、二	八百七十五年	一、一
八百七十八年	二三、三	八百八十年	一、一
八百八十二年	二三、四	八百八十五年	一、一
八百八十九年	二三、五	八百九十年	一、一
八百九十二年	二三、六	八百九十四年	一、一
八百九十八年	二三、七	九百零一年	一、一
九百零二年	二三、八	九百零三年	一、一
九百零五年	二三、九	九百零七年	一、一
九百一十年	二四、〇	九百一十二年	一、一
九百一十四年	二四、一	九百一十五年	一、一
九百一十八年	二四、二	九百二十一年	一、一
九百二十五年	二四、三	九百三十七年	一、一
九百四十一年	二四、四	九百四十四年	一、一
九百四十二年	二四、五	九百四十五年	一、一
九百四十四年	二四、六	九百四十六年	一、一
九百四十八年	二四、七	九百四十九年	一、一
九百五十年	二四、八	九百五十二年	一、一
九百五十四年	二四、九	九百五十五年	一、一
九百五十七年	二五、〇	九百五十八年	一、一
九百六十年	二五、一	九百六十二年	一、一
九百六十四年	二五、二	九百六十五年	一、一
九百六十七年	二五、三	九百六十八年	一、一
九百七十年	二五、四	九百七十二年	一、一
九百七十四年	二五、五	九百七十五年	一、一
九百七十八年	二五、六	九百八十年	一、一
九百八十二年	二五、七	九百八十五年	一、一
九百八十九年	二五、八	九百九十年	一、一
九百九十二年	二五、九	九百九十四年	一、一
九百九十八年	二六、〇	一千零一年	一、一
一千零二年	二六、一	一千零三年	一、一
一千零五年	二六、二	一千零七年	一、一
一千一十年	二六、三	一千一十二年	一、一
一千一十四年	二六、四	一千一十五年	一、一
一千一十八年	二六、五	一千二十一年	一、一
一千二十五年	二六、六	一千三十七年	一、一
一千四十一年	二六、七	一千四十四年	一、一
一千四十二年	二六、八	一千四十五年	一、一
一千四十四年	二六、九	一千四十六年	一、一
一千四十八年	二七、〇	一千四十九年	一、一
一千五十年	二七、一	一千五十二年	一、一
一千五十四年	二七、二	一千五十五年	一、一
一千五十七年			

Table with 4 columns: 労働日数, 家族, 労働日数, 労働日数. Rows include 労働日数, 家族, 労働日数, 労働日数.

内地米需給額 (単位千石)

Table showing domestic rice supply and demand from 昭和三年 to 昭和十三年. Columns include 年産額, 輸移入, 輸移出, 消費額, 消費額.

内地米穀需給実績

Table showing domestic rice and grain supply and demand from 昭和十三年 to 昭和十四年. Columns include 供給, 生産, 輸入, 輸出, 移入, 移出.

内地米穀現在高 (農林省発表)

Table showing current domestic rice and grain prices by region (内地, 朝鮮, 臺灣, 外國) from 昭和十四年 to 昭和十三年.

麥作付反別及收穫高 (昭和十三年麥統計表に據る)

Large table showing wheat planting and yield statistics from 昭和三年 to 昭和十三年. Columns include 年次, 作付反別, 收穫高.

麥收穫豫想

Table showing wheat harvest forecasts for 昭和十四年七月一日現在. Columns include 反別, 前年, 本年豫想, 前年實.

農業收入 (昭和十年度)

Table showing agricultural income components: 農業總收入, 農業經營費, 兼業收入, 兼業費.

備考 本表中△印は減少を示す。

Table showing household income and expenses: 所得, 家計費, 差引過不足.

農家收入累年比較表

Table showing annual agricultural income comparison from 1908 to 1914. Columns include year, agricultural income, income from raising animals, and total income, with corresponding indices.

備考 畜産収入は非公表扱に就き合計指数共に算出せず。(日本勸業銀行調査課調)

全國桑畑面積

Table showing the area of mulberry fields nationwide from 1907 to 1914, categorized by year and type (main, other).

繭産額累年表 (農林省調査)

Table showing the cumulative amount of silk production from 1907 to 1914, including metrics like rearing households, quantity, and price.

繭絲類生産額 (農林省調査)

Table showing the amount of silk and silk-like products produced from 1911 to 1913, including metrics like rearing households, quantity, and price.

主なる生絲産出地方

Table listing major silk production areas by prefecture (e.g., Yamaguchi, Hiroshima, Tokushima) with columns for quantity and price.

本年度春繭の全国的標準相場を建てる演習

Table detailing the standard market price for spring silk in 1914, including highest and lowest prices and average prices for various grades.

農作備貸銀

Table showing agricultural loan statistics by season (winter, spring, summer, autumn) and month, including national averages and unit prices.





香茶	1,723,566	2,466,705
紅茶	1,355,945	1,068,556
其他	106,945	255,445
計	3,186,456	3,790,706
製造戸數	14,376,762	14,591,244

主なる製茶産出地方

地方	昭和十二年	昭和十三年
静岡	8,758,183	8,788,635
京都	4,552,268	4,912,000
鹿島	5,000,677	5,550,103
三浦	7,766,621	7,154,544
宮崎	2,522,425	2,592,878
茨城	3,452,385	3,952,555
奈良	2,552,396	2,882,326
岐阜	3,342,744	3,462,511
熊本	2,200,565	2,280,049
備考	2,292,558	2,742,573
昭和十三年農林省茶統計表による。		

綠肥作物 (昭和十二年)

紫雲英	作付反別	收穫高	價額
2,211,069	千町	千圓	千圓
1,069,369	千町	千圓	千圓
1,531,700	千町	千圓	千圓

販賣肥料種類別 (昭和十二年末、單位千圓)

動物質肥料	210
鯉搾粕	15,699
鯉	189
雜魚搾粕	639
粉末魚肥	2,146
其他魚肥	2,437
骨粉	3,499
蠶蛹搾粕	1,976
其他	1,784
計	36,688

製造營業者 總價額

昭和七年	33,228
同八年	33,083
同九年	33,559
同十年	33,633
同十一年	33,788
同十二年	33,890

田畑賣買價格 (勸銀調査)

(普通田畑一反當り)

年次	賣買價格	賣買價格
昭和四年	490	330
同五年	490	330
同六年	490	330
同七年	490	330
同八年	490	330
同九年	490	330
同十年	490	330

地方別 田畑賣買價格 (普通田畑一反當り)

地方別	賣買價格	賣買價格
北海道	490	330
東北	490	330
關東	490	330
北陸	490	330
東海	490	330
近畿	490	330
中國	490	330
四國	490	330
九州	490	330
沖繩	490	330
全國平均	490	330

中小農山漁家の負債 (農林省經濟更生部調査)

(昭和十年八月末現在)

地方	負債額
北海道	16,355
東北	6,441
關東	9,649
北陸	15,069
東海	8,424
近畿	10,837
中國	10,837
四國	10,837
九州	10,837
沖繩	10,837
全國平均	10,837



Table showing agricultural production data for various countries including USA, Canada, UK, France, Germany, Italy, etc. Columns include country names and numerical values.

Table titled '世界の繭産額' (World Silk Production) showing production values for various countries like USA, Canada, UK, France, Germany, Italy, etc. Includes a note about the unit and year.

Table titled '米國生絲需給狀況' (USA Silk Supply and Demand Status) showing import and export figures for silk from various countries like Japan, France, etc.

畜産

Table titled '家畜數 (農林省統計表)' (Livestock Numbers) showing counts for various types of livestock like cattle, sheep, etc. for different years.

Table titled '乳牛' (Dairy Cattle) showing detailed statistics for dairy cattle, including production and stock numbers, categorized by region and year.

Table titled '鶏及鶏卵' (Chickens and Eggs) showing statistics for chicken production and egg output, including price and quantity data.

産業—畜産

備考 各年六月末日現在、産卵は前年七月一日より其年六月末日に至るもの。

家畜飼養戸數(昭和十一年)

Table showing the number of households raising various types of livestock (牛, 馬, 豚, 鶏, 山羊, 綿羊) in 1936.

家畜屠殺數(昭和十一年)

Table showing the number of livestock slaughtered (牛, 馬, 豚, 鶏, 山羊, 綿羊) in 1936, including head count, weight, and value.

家畜傳染病(昭和十三年)

Table showing the occurrence, deaths, and recovery of livestock diseases in 1938.

乳肉製品及罐詰(昭和十二年)

Table showing the quantity and value of various dairy and meat products (肉, 品製肉, 品製乳) in 1937.

三〇〇

詰罐(其の他の鳥獸肉)

Table showing the quantity and value of various canned goods (詰罐) in 1937.

蜜蜂

Table showing the quantity and value of honey and bees (蜜蜂) in 1937.

家畜市場數

Table showing the number of livestock markets in 1937.

Table showing the total number of livestock (總數) in 1936, 1937, and 1938, categorized by type (牛, 馬, 豚, etc.).

家畜家禽價格(單位千圓)

Table showing the prices of various types of livestock and poultry (家畜, 家禽) in 1936.

獸醫及び蹄鐵工

Table showing the number of veterinarians and farriers (獸醫, 蹄鐵工) in 1936.

國立種畜種禽場

Table listing various national breeding farms (國立種畜種禽場) and their locations.

産業—畜産

Table listing various types of livestock and their breeding locations (種馬育成所, 種牛育成所, etc.).

狩獵免狀下付數(昭和十二年)

Table showing the number of hunting licenses issued (狩獵免狀下付數) in 1937, categorized by type (甲, 乙).

公認競馬(農林省馬政局)

Table showing the number of public racing horses (公認競馬) in 1937.

開催日数 競走回数 登録頭数 出走頭数 入場人員 入場料 賞金額 勝馬投票券 賣得金額

列國の家畜(昭和十一年)

牛 馬 豚 羊 千頭 千頭 千頭 千頭

世界の羊毛産額(列國々勢要覽)

カナダ 波蘭 中國 波羅 英國 蘇聯 亞爾 南阿 北米 濠洲

水産

トイタル 日本 伊太利 チイリ ユーゴスラ ブラジ 佛領モロツ

水産業者種別(昭和十二年)

漁撈 養殖 製造 計 被用者 漁船遭難

船(農林省統計表)

昭和十一年 同十二年 動力をも有せるもの 動力をも有するもの

漁船遭難

沈没 破産 行方不明 遭難漁船損害高(昭和十二年)

沿岸漁獲物(昭和十二年)

品目 魚類 貝類 藻類 金額

水産製造物(昭和十二年)

飛魚 鱈魚 鮭魚 鮫魚 蛤貝 鳥貝 北寄貝 烏賊 鰻魚 魚鱈

産業—水産

Table of fish products including 節類, 鹽乾, 燻乾, 雜類, 魚油, 魚卵, etc. with prices and quantities.

水産孵化放流 (昭和十二年)

Table of fish hatchery and release statistics for 1927, including 鮭, 鱒, 公魚, etc.

水産養殖 (昭和十二年)

Table of aquaculture statistics for 1927, including 鰻, 鮭, 公魚, etc.

Table of fish processing statistics for 1927, including 製場数, 製造場数, etc.

内地沖合遠洋漁業

Table of inland, coastal, and distant water fishing statistics for 1927.

露領極東州出漁

Table of fishing statistics for the Far Eastern Territory in 1927.

寒天

Table of ice production statistics for 1927.

世界の製鹽額

Table of world salt production statistics for 1927.

其他の漁業 (昭和十二年)

Table of other fishing statistics for 1927.

出漁 (昭和十二年)

Table of fishing output statistics for 1927.

世界各地の捕鯨業績

Table of whaling performance statistics worldwide for 1927.

林業

Table of forestry statistics for 1927.

私有 八、八二、八〇九、一六四、〇七六 一〇、四九五、八八五  
合計 三、〇五、八六二、三二五、〇五五 三、四、八六、三七六  
備考 本表は毎三年調査なり。

樹種別林野面積

(昭和十一年末)

Table with columns for tree types (針葉, 闊葉, 混交, 竹林, 雑木) and ownership (御料, 國有, 公有, 社寺, 私有). Includes sub-sections for 保安林 (昭和三十二年末) and 林野産物 (昭和十二年).

森林伐採 (昭和十二年)

Table showing timber harvest statistics for 昭和十二年, including categories like 用材, 薪炭, 竹材, 樹皮, 樹實, 樹籜, 樹皮, 山萐.

林野放牧 (昭和十一年)

Table showing statistics for 林野放牧 (昭和十一年), including categories like 竹皮, 柴草, 蔓及莖, 五倍子, 松茸.

林野被害 (昭和十一年)

Table showing statistics for 林野被害 (昭和十一年), including categories like 火災, 風害, 水害, 病虫害, 雪害, 其他.

国有林野收入 (昭和十二年)

Table showing 国有林野收入 (昭和十二年) with categories like 火災, 水害, 其他, 合計. Includes a sub-section for 採掘鑛區 (面積單位アール).

鑛業

採掘鑛區 (面積單位アール)

Table showing 採掘鑛區 (面積單位アール) for 昭和十一年末 and 同十三年末.

鑛産物累年表 (商工省統計表)

Table showing 鑛産物累年表 (商工省統計表) with columns for years (昭和三年 to 十二年) and minerals (金, 銀, 銅, 鐵, 石炭, 石油).

産業—鑛業

砂鑛區 (面積單位アール) 昭和十一年末 同十二年末

鑛業收入 昭和十一年 昭和十二年

金(砂) 銀 銅 鉛 錫 鋅 水銀 亞鉛 水銀 砂(鑛) アンチモン

砒 磷 石 炭 亞 原油 硫(鑛) 硫(石) 硫酸 硫酸銅 硫酸鉛 硫酸ニッケル 石 石膏 重晶石 コバルト鑛 セレニウム

巴拉ヂウム 砒酸鉛 亞鉛トロッツス 灰重石 ガトミウム 白金 イリヂウム 價額合計

世界の金産額 (單位斤) 昭和十一年 同十二年

産業—鑛業

英領西部亞弗利加 白領西ゴンド 蘭領東印度 プラヂル

世界の銀産額 (單位斤) 昭和十一年 同十二年



産業—鑛業

Table showing copper production for various countries like 瑞典, 露, 其の他, and 總計, with data for 昭和十一年 and 同十二年.

世界の銅産額

Table of world copper production by country for 昭和十一年 and 同十二年, including 北米合衆國, 白領, 加, 英, etc.

Table showing iron production for 英領印度, 其の他, and 世界總數, with data for 昭和十一年 and 同十二年.

世界の鉄産額

Table of world iron production by country for 昭和十一年 and 同十二年, including 北米合衆國, 加, 英, 佛, etc.

世界總計 本邦の産油量

Table showing oil production for 世界總計 and 本邦 (Japan) from 大正 to 昭和十一年, with columns for 年次 and 産油量.

石油産額 (昭和十年)

Table showing oil production by region in Japan for 昭和十年, including 山形, 静岡, 北海道, etc.

世界の石炭産額

(昭和十二年、單位千噸)

Table of world coal production by country for 昭和十二年, including 北米合衆國, ドイツ, フランス, etc.

産業—鑛業・工業

世界の石油産額

(昭和十二年、單位千噸)

Table of world oil production by country for 昭和十二年, including 米, 蘇聯, 英領印度, etc.

世界の原油生産高

(單位千噸、増減%)

Table showing world crude oil production and percentage change by country for 昭和十二年, including 北米, 蘇, 英領印度, etc.

工業概観

近年我國に於ける工場数の増減を見るに、大正三年に於ては三一、七一七を示したるに對し、歐洲大戰直後の大正八年に於ては四三、九四九を算するの増加を見、爾後漸増の傾向を示し、大正十四年には四九、一六一

昭和五年には六二、二三四、同六年には六四、四三六、同七年には六七、三一八、同八年には七一、九四〇、更に同九年には八〇、三一、同十年には八五、一七四、同十一年には九〇、六〇二を算し、而して昭和十二年末現在に於ける工場總數は一〇六〇〇五にして、之を前年に比すれば一五、四〇三即ち一七・〇%の増加を見た譯である。次に職工五人以上三十人未満使用工場は九一、四五五にして全體の八六・三%に當り三十人以上百人未満使用工場は一〇、七七八(一〇・一%)、百人以上二百人未満使用工場は一、九六三(一・八%)、二百人以上使用工場は一、八六九(一・八%)にして工場數の大部分は職工五人以上三十人未満使用工場に集中してゐる。更に地方別分布状態より見るに大阪の一六、八九一首位にあり、全體の一五・九%に當り之に次ぐは東京の一五、一八二、愛知の一、二〇五、兵庫の五、六三八の順である。工場數を工業別に見るに紡績、食料品、機械器具の順にして、前年に比し紡績は六・七%、食料品は一七・八%、機械器具は二四・四%の増加を見た。職工數は前年より總數に於て一三、三%増加し、職工數の地方別分

布状態は東京の四一九、五一一人首位にして次いで大阪の四〇六、〇七九人愛知の二六七、四三五人、兵庫の二二四、六二七人の順となる。(工場統計表より)

工場及職工事業別 (昭和十二年末現在)

Table with columns for industry type (e.g., 紡績工業, 機械器具工業), factory count (工場數), and employee count (職工數) split by gender (男, 女).

工場總生産額 (工場統計表)

Table showing total production values for various industries in 1917 and 1923, categorized by industry type.

工産物價額表 (商工省統計表)

Table of industrial product values for 1917 and 1923, including categories like 加工賃及修理料, 瓦斯業, 電気業, 織物, 絹, 毛, 綿, etc.

工産物價額表 (商工省統計表)

Table of industrial product values for 1917 and 1923, including categories like 家具及裝飾品, 工業用品, 玩具, 瓦及土管, 漆, 土管, etc.

工産物價額表 (商工省統計表)

Table of industrial product values for 1917 and 1923, including categories like 植物油, 藍, 芥子, 桐油, 桐油, etc.



樟腦 油 × 一、三三七、八四四 × 一、四三九、一五三  
計 二、二二一、三九〇 一、二四七、七〇〇

精製樟腦 四、八九八、九六三  
九八五、六三六

四、三六八、一七九

備考 ×印は再製樟腦の内書を示す。

綿織物生産高 (昭和十三年)

物	幅	一月—五月計		六月—十二月計	
		数量	金額	数量	金額
細綾木綿	綾木綿	一四一、〇〇〇	二五、七三〇	一〇〇、九〇〇	二七、一九五
細綾木綿	綾木綿	一六、〇〇六	三、四五一	一〇〇、九四七	二四、九六三
細綾木綿	綾木綿	三、七三三	八、九七〇	二八、〇〇四	五、五九六
粗布	粗布	五、六、五二四	九九、四六四	六、九、五五九	九、五、四五五
天竺	天竺	八、八、八五三	一九、一一七	八、八、八六〇	一、五、五三三
綿縮	綿縮	一〇八、四三三	二、三、六八	六、一、〇六六	一〇、七九八
小倉	小倉	一〇、七〇一	二、三、一一	七、四六六	一、四、四六六
綿縮	綿縮	二七、〇三三	九、六三六	六、五五五	二、六、二四
綿縮	綿縮	七、八、三六六	三、四六	四、二、二八	六、八、九七
ポプリン	ポプリン	一六、九七六	一、二、〇三六	八、三、六二	一、三、六五六
帆天	帆天	一八、四七	八、六五六	一九、四三三	一、七、五五一
天竺	天竺	一、〇、四七	一、六五六	三、〇、一八六	七、一、五五
其他	其他	三〇、九八	二、七、八三	二、七、〇四八	二、四、四三三
計	計	—	三九、八六四	—	二、八、六四九

物	幅	一月—五月計		六月—十二月計	
		数量	金額	数量	金額
白綿	白綿	二、四、九、五二	二、四、九、五二	二、四、九、五二	二、四、九、五二
白綿	白綿	一、九、四、三三	一、九、四、三三	一、九、四、三三	一、九、四、三三
白綿	白綿	二、四、八、七五	二、四、八、七五	二、四、八、七五	二、四、八、七五
白綿	白綿	三、〇、八、六三	三、〇、八、六三	三、〇、八、六三	三、〇、八、六三
白綿	白綿	七、八、七、三三	七、八、七、三三	七、八、七、三三	七、八、七、三三
白綿	白綿	五、〇、九、三、七六	五、〇、九、三、七六	五、〇、九、三、七六	五、〇、九、三、七六
白綿	白綿	三、〇、二、〇、四一	三、〇、二、〇、四一	三、〇、二、〇、四一	三、〇、二、〇、四一
白綿	白綿	二、〇、四、五、〇八	二、〇、四、五、〇八	二、〇、四、五、〇八	二、〇、四、五、〇八
白綿	白綿	一、五、八、四、五九	一、五、八、四、五九	一、五、八、四、五九	一、五、八、四、五九
白綿	白綿	一、〇、〇、二、二五	一、〇、〇、二、二五	一、〇、〇、二、二五	一、〇、〇、二、二五
白綿	白綿	九、八、三、三〇	九、八、三、三〇	九、八、三、三〇	九、八、三、三〇
白綿	白綿	一、三、五、七、三、六二	一、三、五、七、三、六二	一、三、五、七、三、六二	一、三、五、七、三、六二

(商工省綿織物及絹織物年表による)

混紡綿織物生産高

物	幅	(昭和十三年六月—十二月)	
		数量	金額
細綾木綿	細綾木綿	一〇、三、四、三三	三、三、七、三六
細綾木綿	細綾木綿	一、三、四、八二	四、二、六、三九
細綾木綿	細綾木綿	四、二、六、四六	一、五、九、一、二七
細綾木綿	細綾木綿	四、六、七、六四	一〇、一、九、七、三三
細綾木綿	細綾木綿	四、七、五、〇、四八	三、五、九、一、九八
細綾木綿	細綾木綿	五、七、三、三、九〇	二、〇、九、五、九、九四
細綾木綿	細綾木綿	二、三、九、五、一〇	五、五、五、〇、〇四
細綾木綿	細綾木綿	四、七、五、一、一五	二、四、九、九、三三
細綾木綿	細綾木綿	一、七、八、六、〇、一、二六	七、八、七、一、三、九

物	幅	一月—五月計		六月—十二月計	
		数量	金額	数量	金額
白綿	白綿	二、四、九、五二	二、四、九、五二	二、四、九、五二	二、四、九、五二
白綿	白綿	一、九、四、三三	一、九、四、三三	一、九、四、三三	一、九、四、三三
白綿	白綿	二、四、八、七五	二、四、八、七五	二、四、八、七五	二、四、八、七五
白綿	白綿	三、〇、八、六三	三、〇、八、六三	三、〇、八、六三	三、〇、八、六三
白綿	白綿	七、八、七、三三	七、八、七、三三	七、八、七、三三	七、八、七、三三
白綿	白綿	五、〇、九、三、七六	五、〇、九、三、七六	五、〇、九、三、七六	五、〇、九、三、七六
白綿	白綿	三、〇、二、〇、四一	三、〇、二、〇、四一	三、〇、二、〇、四一	三、〇、二、〇、四一
白綿	白綿	二、〇、四、五、〇八	二、〇、四、五、〇八	二、〇、四、五、〇八	二、〇、四、五、〇八
白綿	白綿	一、五、八、四、五九	一、五、八、四、五九	一、五、八、四、五九	一、五、八、四、五九
白綿	白綿	一、〇、〇、二、二五	一、〇、〇、二、二五	一、〇、〇、二、二五	一、〇、〇、二、二五
白綿	白綿	九、八、三、三〇	九、八、三、三〇	九、八、三、三〇	九、八、三、三〇
白綿	白綿	一、三、五、七、三、六二	一、三、五、七、三、六二	一、三、五、七、三、六二	一、三、五、七、三、六二

(本表はステープルファイバーとの混紡織物)

物	幅	一月—五月計		六月—十二月計	
		数量	金額	数量	金額
縮緬及壁	縮緬及壁	二、四、九、六八	一、八、九、八六	二、四、九、六八	一、八、九、八六
縮緬及壁	縮緬及壁	二、四、〇、九七	一〇、六、九、一一	二、四、〇、九七	一〇、六、九、一一
縮緬及壁	縮緬及壁	一〇、九、九六	六、三、〇、三二	一〇、九、九六	六、三、〇、三二
縮緬及壁	縮緬及壁	四、五、八五	一、七、七、三三	四、五、八五	一、七、七、三三
縮緬及壁	縮緬及壁	六、七、七五	二、三、三、九七	六、七、七五	二、三、三、九七
縮緬及壁	縮緬及壁	一、〇、〇、一一	八、五、六	一、〇、〇、一一	八、五、六
縮緬及壁	縮緬及壁	三、九	五、八	三、九	五、八

物	幅	一月—五月計		六月—十二月計	
		数量	金額	数量	金額
縮緬及壁	縮緬及壁	二、四、九、六八	一、八、九、八六	二、四、九、六八	一、八、九、八六
縮緬及壁	縮緬及壁	二、四、〇、九七	一〇、六、九、一一	二、四、〇、九七	一〇、六、九、一一
縮緬及壁	縮緬及壁	一〇、九、九六	六、三、〇、三二	一〇、九、九六	六、三、〇、三二
縮緬及壁	縮緬及壁	四、五、八五	一、七、七、三三	四、五、八五	一、七、七、三三
縮緬及壁	縮緬及壁	六、七、七五	二、三、三、九七	六、七、七五	二、三、三、九七
縮緬及壁	縮緬及壁	一、〇、〇、一一	八、五、六	一、〇、〇、一一	八、五、六
縮緬及壁	縮緬及壁	三、九	五、八	三、九	五、八



産業—工業

Table showing textile production statistics including categories like 純毛織物 (Pure woolen goods), 混紡毛織物 (Mixed-spun woolen goods), and 著尺セル (Yards of cloth).

晒及染物 (Dyed and bleached goods)

Table detailing statistics for dyed and bleached goods, including 工場敷 (Factory count), 職工敷 (Employee count), and 賃銀 (Wages).

世界人造絹絲生産高 (World artificial silk production)

Table of world artificial silk production by country, listing countries like 帝 (Empire), 米 (USA), 英 (UK), etc., and their respective production volumes.

砂糖製造高 (Sugarcane production)

Table showing sugarcane production statistics, including 甘蔗及 (Sugarcane and), 作付地積 (Cultivated area), and 收穫 (Harvest).

洋紙製造高 (Paper production)

Table of paper production statistics, categorized by paper type such as 上等印刷用紙 (High-quality printing paper), 筆記及畫用紙 (Note and drawing paper), etc.

火力發電用燃料消費量 (Coal consumption for power generation)

Table showing coal consumption for power generation, including 汽力(石炭) (Steam (coal)) and 總消費量 (Total consumption).

産業—工業 (Industry—Industry)

Table of fuel statistics, including 燃料 (Fuel) and 内燃力(重油其他) (Internal combustion power (heavy oil, etc.)).

全國瓦斯事業 (National gas industry)

Table of gas industry statistics, including 事業者數 (Number of operators), 拂込資金 (Paid-up capital), and 動力(馬力) (Power (horsepower)).

電氣事業者數 (Number of electric utility companies)

Table showing the number of electric utility companies, categorized by 種別 (Type) and 開業未開業 (Operated/Not operated).

電燈需要狀況 (Electric lighting requirements)

Table of electric lighting requirements, including 燈數 (Number of lamps) and 從定額數 (Rated capacity).

事業別發電力 (Power generation by industry)

Table of power generation by industry, including 事業種類別 (By industry type) and 單位キロワット (Per kilowatt).

産業—工業

定額燈取付KW數 (KW) 昭和十三年 44,743.3 昭和十二年 44,863.3 昭和十一年 44,863.3

用途別電力使用高(單位KW)

業種別 昭和十一年 昭和十二年 昭和十三年 紡織工業 574,880 647,477 647,477

本邦生産指数(昭和十三年)

商品別 昭和五年を100とす 三月 六月 九月 十二月 生糸 101 85 83 83

三二二

石油需給(單位千箱)

昭和十一年 同十二年 帝國 123.0 127.5 備考 1929年を100とす

石炭需給(單位千噸)

昭和十一年 同十二年 前年末貯炭高 73 送炭高 35,554

各國生産指数(昭和十三年)

英國 三月 133.3 六月 133.4 九月 108.5 十二月 127.6 米國 三月 133.3 六月 133.4 九月 108.5 十二月 127.6

各國護謨消費高(單位噸)

月別 英國 米國 日本 其他計 一月 15,456 4,000 4,935 8,612

苛性曹達需給(單位噸)

昭和十一年 同十二年 同十三年 生産額 86,755,881 84,071 84,071

世界護謨別生産高(單位英噸)

英國 1936 1937 1938 英領馬來 353,392 469,030 308,810

産業—工業

特許・登録件數

特許出願 昭和十二年 17,381 同十三年 18,211 實用新案出願 昭和十二年 18,583 同十三年 14,530

特許・實用新案工業別件數

昭和十三年出願數 特許 機械工業 6,754 化學工業 8,108











軍事・航空——陸軍

千磅を含む、(E)國防公債六、〇〇〇千磅を含む。  
自治領及植民地に於ける軍事費

地域	金額 (千磅)	摘要
濠洲聯邦	一九三三—三三年度 約1,000	11,111,000弗を換算
加奈陀	一九三三—三三年度 約1,100	£=49S
印度	一九三三—三三年度 約1,000	£137/2R.を換算
新西蘭	一九三五—三六年度 約1,100	
南阿聯邦	一九三五—三六年度 約1,100	
愛蘭自由國	一九三五—三六年度 約1,500	

陸軍現役將校定限年齢

六十五歳	大將	主計少佐	軍醫少佐	藥劑少佐
六十二歳	中將	主計大尉	軍醫大尉	藥劑大尉
六十歳	少將	大尉	衛生中尉	獸醫中尉
五十八歳	中尉	中尉	衛生少尉	獸醫少尉
五十六歳	少尉	少尉	衛生中少尉	獸醫中少尉
五十五歳	大佐	中少尉	衛生中少尉	獸醫中少尉
五十四歳	主計中佐	中尉	衛生中少尉	獸醫中少尉
五十三歳	獸醫中佐	中尉	衛生中少尉	獸醫中少尉

陸軍武官俸給

大將	將 六、六〇〇	中將同相當官 五、八〇〇
少將	同相當官 五、〇〇〇	大尉同相當官 四、二五〇
中將	同相當官 四、二五〇	中尉同相當官 一、一〇〇
少將	同相當官 三、三〇〇	少尉同相當官 八、五〇〇
大尉	同相當官 三、三〇〇	同 二、九〇〇
中尉	同相當官 一、一〇〇	同 一、一〇〇
少尉	同相當官 一、一〇〇	同 一、一〇〇
大尉	同相當官 一、一〇〇	同 一、一〇〇
中尉	同相當官 一、一〇〇	同 一、一〇〇
少尉	同相當官 一、一〇〇	同 一、一〇〇

特別大演習一覽

回数	年次	認習地	參加師團	名	古	屋	地方	三、十四
一	二五	宇都宮地方	近衛、第一、二	二	三	大	阪地方	三、九、十五
二	三一	大阪地方	第三、四、九、十	三	四	弘	前地方	第二、七、八
三	三四	仙臺地方	第二、八	四	五	福	岡地方	第五、六、十一
四	三五	熊本地方	第六、十二	五	六	彦	根附近	第三、四、九、
五	三六	姫路地方	第五、十、十一	六	七	關	東地方	第一、二
六	四〇	結城地方	近衛、第一、三	七	八	攝	播地方	第四、十、十一
七	四一	奈良附近	第四、九、十、	八	九	中	津地方	第六、十二、十八
八	四二	宇都宮附近	第二、七、八、	九	一〇	武	相平野	第一、三
九	四三	岡山附近	第五、十、十七	一〇	一一	西	讃岐地方	第五、十一
一〇	四四	久留米附近	第六、十二、十八	一一	一二	加	越地方	第九、十三、十六
一一	大正元	川越附近	近衛、第一、十	一二	一三	仙	臺地方	第二、七、八

國家總動員業務の内容及施設

國家總動員業務の包括すべき範圍は頗る廣汎にして國家の全部面に亘るもので、其の主要なるものを擧ぐれば精神動員、人員動員、産業動員、財政金融動員、交通動員、科學動員、情報宣傳、警備等がある。而して之が計畫及實施の機關としては各國共行政各省を以て夫々の部面を擔任せしむる一方、別に之を統括する爲め、專任の一機關を設けてゐる。我が國の企畫廳の如きも之である。

軍事・航空——陸軍

昭和十五年度動務演習召集標準年次及日數表 本廳聯隊區司令部

區分	役種	召集標準年次者	召集日數
各兵科將校	豫備役	昭和十一年—豫備役編入者	二十一日
	後備役	昭和十三年—豫備役編入者	三十五日
幹部候補生出身	豫備役	昭和十二年—豫備役編入者	二十八日
	後備役	昭和九年—豫備役編入者	二十八日

各兵第一補充兵	衛生部		各兵科兵		軍醫豫備員	各部准士官、下士官		各兵科下士官		各部將校	
	衛生兵	衛生員	(兵ヲ除ク)	(兵ヲ除ク)		(幹部候補生出)	(幹部候補生出)	(幹部候補生出)	(幹部候補生出)	(幹部候補生出)	(幹部候補生出)
補充兵	後備役	後備役	後備役	後備役	後備役	後備役	後備役	後備役	後備役	後備役	後備役
昭和十一年徵集	昭和九年徵集	昭和五年徵集	昭和十一年徵集	昭和十一年徵集	昭和十三年ニ後備役編入者	昭和十三年ニ後備役編入者	昭和十三年ニ後備役編入者	昭和十三年ニ後備役編入者	昭和十三年ニ後備役編入者	昭和十一年ニ後備役編入者	昭和十一年ニ後備役編入者
二十一日	十四日	二十一日	十四日	十四日	二十一日	二十一日	二十一日	二十一日	二十一日	二十一日	二十一日

考	備
一、標準年次ハ下士官以上ニ在リテハ其ノ役ニ入りタル年ノ翌年ヨリ、兵及補充兵ニ在リテハ徵集年ノ翌年ヨリ起算スルモノトス(徵集年トハ最後ノ徵兵検査ヲ受ケ現役兵又ハ補充兵トシテ決定セラレタル年トス)	一、標準年次ハ下士官以上ニ在リテハ其ノ役ニ入りタル年ノ翌年ヨリ、兵及補充兵ニ在リテハ徵集年ノ翌年ヨリ起算スルモノトス(徵集年トハ最後ノ徵兵検査ヲ受ケ現役兵又ハ補充兵トシテ決定セラレタル年トス)
二、士官勲務委任證書又ハ下士官委任證書ヲ有スル者ノ召集ハ現官等級相當ノ召集年次及日數ニ依ル	二、士官勲務委任證書又ハ下士官委任證書ヲ有スル者ノ召集ハ現官等級相當ノ召集年次及日數ニ依ル
三、朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國ニ在留シテ服役上手續ヲ履行シタル者ハ在留地ニ召集セラルルモノトス	三、朝鮮、臺灣、關東州及滿洲國ニ在留シテ服役上手續ヲ履行シタル者ハ在留地ニ召集セラルルモノトス
四、飛行機操縦術ヲ修得シタル豫備役又ハ後備役ノ將校(操縦候補生出身者ニシテ少尉ニ任セラレタル者ヲ含ム)准士官及下士官ハ豫備役現役ヨリ直ニ後備役ニ入りタル者ニ在リテハ後備役ニ入りタル年ノ翌年ニ召集シ爾後毎年之ヲ召集ス其ノ召集回數ハ五回召集日數ハ各回二十日トス但シ年齢四十歳ニ達スル者ニ在リテハ其年及爾後之ヲ召集セズ	四、飛行機操縦術ヲ修得シタル豫備役又ハ後備役ノ將校(操縦候補生出身者ニシテ少尉ニ任セラレタル者ヲ含ム)准士官及下士官ハ豫備役現役ヨリ直ニ後備役ニ入りタル者ニ在リテハ後備役ニ入りタル年ノ翌年ニ召集シ爾後毎年之ヲ召集ス其ノ召集回數ハ五回召集日數ハ各回二十日トス但シ年齢四十歳ニ達スル者ニ在リテハ其年及爾後之ヲ召集セズ
五、寄留地ノ軍隊ニ於テ勤務演習召集ニ應セントスル者ハ昭和十四年十一月三十日迄ニ到達スル如ク寄留地ノ市町村長及警察署長ヲ經テ寄留地ノ聯隊區司令官宛顯出ツヘシ	五、寄留地ノ軍隊ニ於テ勤務演習召集ニ應セントスル者ハ昭和十四年十一月三十日迄ニ到達スル如ク寄留地ノ市町村長及警察署長ヲ經テ寄留地ノ聯隊區司令官宛顯出ツヘシ
六、豫備役、後備役兵ニシテ演習召集中下士官ニ任セラレタル者ノ召集回數ハ兵トシテ召集セラレタル回數ヲ通算スルモノトス	六、豫備役、後備役兵ニシテ演習召集中下士官ニ任セラレタル者ノ召集回數ハ兵トシテ召集セラレタル回數ヲ通算スルモノトス
七、歩兵科兵(下士官)ニシテ操縦術ヲ修得シタル者ニ在リテハ本表ニ依ラズ第三年(後備役第二年)又ハ第九年(後備役第一年)ヲ標準年次トスルコトヲ得	七、歩兵科兵(下士官)ニシテ操縦術ヲ修得シタル者ニ在リテハ本表ニ依ラズ第三年(後備役第二年)又ハ第九年(後備役第一年)ヲ標準年次トスルコトヲ得
八、幹部候補生出身者ニシテ一月ヨリ四月迄ノ間ニ於テ後備役ニ入りタル者ニ在リテハ其ノ年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス	八、幹部候補生出身者ニシテ一月ヨリ四月迄ノ間ニ於テ後備役ニ入りタル者ニ在リテハ其ノ年ヲ第一年トシテ起算スルモノトス
九、召集期間ハ時ヲ以テ計算ス	九、召集期間ハ時ヲ以テ計算ス
十、本表ノ外必要ナル演習等ノ召集シ又ハ本表日數ノ範圍内ニ於テ各年次ノ召集日數ヲ彼此融通スルコトアルヘシ	十、本表ノ外必要ナル演習等ノ召集シ又ハ本表日數ノ範圍内ニ於テ各年次ノ召集日數ヲ彼此融通スルコトアルヘシ

昭和十五年度簡閱點呼參會該當年次表

考	備	下士官		兵		既教		補充兵	區分徵集年及任官年
		軍醫豫備員	志願ニ依ル者	後備	豫備	補充	未教		
一、〇印ヲ附シタルハ該當年次ヲ示ス 二、昭和十三年度事故者及所定ノ回數ニ滿タサル者ハ本表ニ依ラス參會セシム (召集規則第四百六條參照)									4
									5
									6
									7
									8
									9
									10
									11
									12
									13
									14

本郷聯隊區司令部 要

# 海軍

## 第一海軍區

陸上區畫  
樺太、北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、東京、神奈川、山梨、静岡、秋田、山形、新潟、長野各道廳府縣

## 第二海軍區

陸上區畫  
岐阜、愛知、三重、奈良、和歌山、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、富山、石川、福井、滋賀、京都、鳥取、島根、德島、高知、愛媛、香川各府縣

## 第三海軍區

陸上區畫  
福岡、大分、宮崎、鹿兒島、佐賀、長崎、熊本、沖繩、朝鮮、臺灣各廳府縣

## 海軍武官俸給

大將	六六〇〇	各科中將	五、八〇〇
各少將	五、〇〇〇	各科中佐	三、三〇〇
各少佐	四、一〇〇	各科中尉	一、九〇〇
各少尉	三、三〇〇	各科中尉	一、六〇〇
各少尉	二、七〇〇	各科中尉	一、三〇〇
各少尉	二、一〇〇	各科中尉	一、〇〇〇
各少尉	一、五〇〇	各科中尉	七〇〇
各少尉	一、〇〇〇	各科中尉	四〇〇
各少尉	七〇〇	各科中尉	二〇〇
各少尉	四〇〇	各科中尉	一〇〇
各少尉	二〇〇	各科中尉	五十
各少尉	一〇〇	各科中尉	二十

## 海軍現役將校定年限年齡

六十五歲	大將	主計中將	造船中將
六十二歲	軍醫中將	主計少將	造船少將
六十歲	軍醫少將	主計少將	造船少將
五十八歲	軍醫少將	主計少將	造船少將
五十六歲	軍醫大佐	主計大佐	造船大佐
五十四歲	軍醫大佐	主計大佐	造船大佐
五十二歲	軍醫中佐	主計中佐	造船中佐
五十歲	軍醫中佐	主計中佐	造船中佐
四十九歲	軍醫少佐	主計少佐	造船少佐
四十八歲	軍醫少佐	主計少佐	造船少佐
四十七歲	軍醫少佐	主計少佐	造船少佐
四十五歲	軍醫少佐	主計少佐	造船少佐
四十二歲	軍醫少佐	主計少佐	造船少佐
四十歲	軍醫少佐	主計少佐	造船少佐

## 帝國艦船一覽 (昭和十三年九月末現在)

艦名	排水量	竣工	速力	備砲	砲	造船所
金剛	二九、三〇〇	大正二二	二六・〇	二七	二七	英國
榛名	二九、三〇〇	大正二二	二六・〇	二七	二七	ドイツ社
霧島	二九、三〇〇	大正二二	二六・〇	二七	二七	神戶川崎造船所
扶桑	二九、三〇〇	大正二二	二六・〇	二七	二七	三菱長崎造船所
山城	二九、三〇〇	大正二二	二六・〇	二七	二七	吳工廠
伊勢	二九、三〇〇	大正二二	二六・〇	二七	二七	橫須賀工廠
日向	二九、三〇〇	大正二二	二六・〇	二七	二七	神戶川崎造船所
長門	二九、三〇〇	大正二二	二六・〇	二七	二七	三菱長崎造船所
陸奥	二九、三〇〇	大正二二	二六・〇	二七	二七	吳工廠
戰艦計九隻	排水量計(基準)	二七、〇七〇				橫須賀工廠
練習艦	比叡	一九、五〇〇	大正三	八・〇	二・七	高角四
	練習艦	計一隻	排水量計(基準)	一九、五〇〇		橫須賀工廠
古鷹	七、一〇〇	大正三	一五・〇	一〇	六・二	三菱長崎造船所
加古	七、一〇〇	大正三	一五・〇	一〇	六・二	神戶川崎造船所

軍事・航空——海軍

## 一等巡洋艦

青葉	七、一〇〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	三菱長崎造船所
衣笠	七、一〇〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	神戶川崎造船所
那智	一〇、〇〇〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	吳工廠
羽黑	一〇、〇〇〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	三菱長崎造船所
妙高	一〇、〇〇〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	橫須賀工廠
足柄	一〇、〇〇〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	神戶川崎造船所
愛宕	九、八五〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	吳工廠
高雄	九、八五〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	橫須賀工廠
鳥海	九、八五〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	三菱長崎造船所
摩耶	九、八五〇	昭和二	三三・〇	二〇	八・二	神戶川崎造船所
一等巡洋艦計十二隻	排水量計(基準)	一〇九、八〇〇				

三三七

三三六

巡洋艦

由良	五、一七〇	二、三三〇	同	佐世保工廠
夕張	二、八九〇	二、三三〇	一四種六八種高角一	佐世保工廠
平鈴	五、一七〇	二、三三〇	一四種七八種高角二	浦賀船渠會社
川内	五、一九五	二、三三〇	同	三菱長崎造船所
阿武隈	一、七〇〇	一、四三〇	同	浦賀船渠會社
神通	五、一九五	一、四三〇	同	神戶川崎造船所
那珂	五、一九五	一、四三〇	同	橫濱船渠會社
最上	八、五〇〇	一、五〇〇	一五種一五、二七	吳工廠
三隈	八、五〇〇	一、五〇〇	同	三菱長崎造船所
鈴谷	八、五〇〇	一、五〇〇	同	三菱長崎造船所
熊野	八、五〇〇	一、五〇〇	同	神戶川崎造船所
利根	八、五〇〇	一、五〇〇	同	三菱長崎造船所
筑摩	八、五〇〇	一、五〇〇	同	三菱長崎造船所
二等巡洋艦計二十五隻(内未成二隻)排水量計(基準)二、三三〇				
淺間	九、四〇〇	二、二〇〇	二〇種一、一五種三、八種高角一	英國アームストロング社
八雲	九、四〇〇	二、二〇〇	同	獨逸
吾妻	八、四〇〇	二、一六〇	同	ヴァルカン社
出雲	九、一八〇	二、二〇〇	二〇種四、一五種二、八種高角一	英國アームストロング社
磐手	九、一八〇	二、二〇〇	同	同
對馬	三、三〇〇	七、七〇〇	一五種六、八種八、七種高角一	吳工廠
春日	七、〇八〇	七、七〇〇	一五種一、〇種三、一五種一、四種八種高角一	伊國アンサルド社
海防艦 計七隻 排水量計(基準) 五、四五〇				

航空母艦

鳳翔	七、四七〇	二、二五〇	一四種四、八種高角二	淺野造船所
赤城	二、九〇〇	二、八五〇	二〇種一〇、三種高角三	吳工廠
加賀	二、六〇〇	三、三〇〇	同	橫須賀工廠
龍驤	七、一〇〇	八、二五〇	一三種七、七種高角三	橫須賀工廠
蒼龍	一〇、〇〇〇	一、三〇〇	同	吳工廠
飛龍	一〇、〇〇〇	一、三〇〇	一三種七、七種高角三	橫須賀工廠
航空母艦 計六隻(内未成一隻)既成艦排水量(基準)七、四三〇				
韓崎	九、五七〇	一、三六〇	一八種一、八種高角一	英國ホーソン
駒橋	一、二五〇	一、三六〇	一八種一、八種高角一	レスリー社
迅鯨	五、一〇〇	一、三六〇	一四種四、八種高角三	三菱長崎造船所
長鯨	五、一〇〇	一、三六〇	同	同
大鯨	一〇、〇〇〇	一、三六〇	一三種七、七種高角四	橫須賀工廠
劍崎	一〇、〇〇〇	一、三六〇	一三種七、七種高角四	橫須賀工廠
高崎	一〇、〇〇〇	一、三六〇	同	同
潜水母艦 計七隻(内未成二隻)既成艦排水量(基準)三、〇二五				
能登呂	一、四〇〇	二、〇〇〇	一三種三、八種高角二	神戶川崎造船所
神威	一、七〇〇	二、一五〇	一四種三、八種高角二	ニューヨーク、シツプビルディング社
千歲	九、〇〇〇	一、三〇〇	一三種七、七種高角四	吳工廠
千代田	九、〇〇〇	一、三〇〇	同	同
瑞穂	九、〇〇〇	一、三〇〇	一三種七、七種高角六	神戶川崎造船所
水上機母艦 計五隻(内未成二隻)既成艦排水量計(基準) 四、〇五〇				

潜水母艦

水上機母艦

敷設艦

常磐	九、四〇〇	二、三三〇	二〇種三、一五種八、八種高角一	英國アームストロング社
勝利	一、五〇〇	二、三三〇	同	吳工廠
白鷹	一、四〇〇	二、三三〇	一三種高角三	石川島造船所
嚴島	一、九七〇	四、一六〇	一四種三、八種高角二	浦賀船渠會社
八重山	一、一五〇	七、二〇〇	一三種高角三	吳工廠
沖島	四、四〇〇	一、二〇〇	一四種四	播磨造船所
敷設艦 計六隻 排水量計(基準) 一、九六〇				
淀	一、三〇〇	三、〇八〇	同	神戶川崎造船所
鳥羽	二、二五〇	四、一五〇	短八種三	佐世保工廠
嵯峨	六、八五〇	一、五〇〇	一三種一、八種高角三	同
安宅	七、七五〇	一、一六〇	一三種三、八種高角二	橫濱船渠會社
比良	三、〇五〇	一、一六〇	一三種高角二	三菱神戶造船所
勢多	三、〇五〇	一、一六〇	一三種高角二	揚子機器有限公司
堅田	三、〇五〇	一、一六〇	同	播磨造船工場
保津	三、〇五〇	一、一六〇	同	上海東華造船會社
熱海	一、七〇〇	一、一六〇	短八種高角一	三菱神戶造船所
二見	一、七〇〇	一、一六〇	同	揚子機器有限公司
砲艦 計十隻 排水量計(基準) 四、五〇五				
驅逐艦				
艦名(基準) 竣工 速度 備砲 製造所				
澤風	一、二五〇	大正九	三、〇三種四	三菱長崎造船所

峯風	一、二二五	九、四四〇	一三種四	舞鶴工廠
矢風	一、二二五	九、四四〇	同	三菱長崎造船所
沖風	一、二二五	九、四四〇	同	舞鶴工廠
羽風	一、二二五	九、四四〇	同	三菱長崎造船所
島風	一、二二五	九、四四〇	同	舞鶴工廠
秋風	一、二二五	九、四四〇	同	三菱長崎造船所
夕風	一、二二五	九、四四〇	同	舞鶴工廠
瀨風	一、二二五	九、四四〇	同	舞鶴工廠
太刀風	一、二二五	九、四四〇	同	同
帆風	一、二二五	九、四四〇	同	同
野風	一、二二五	九、四四〇	同	同
沼風	一、二二五	九、四四〇	同	同
波風	一、二二五	九、四四〇	同	同
神風	一、二二五	九、四四〇	同	三菱長崎造船所
春風	一、二二五	九、四四〇	同	舞鶴工作部
朝風	一、二二五	九、四四〇	同	三菱長崎造船所
旗風	一、二二五	九、四四〇	同	舞鶴工作部
疾風	一、二二五	九、四四〇	同	同
追風	一、二二五	九、四四〇	同	藤永田造船所
夕風	一、二二五	九、四四〇	同	佐世保工廠
朝風	一、二二五	九、四四〇	同	浦賀船渠會社
如月	一、二二五	九、四四〇	同	石川島造船所
皐月	一、二二五	九、四四〇	同	藤永田造船所
睦月	一、二二五	九、四四〇	同	舞鶴工作部
佐世保	一、二二五	九、四四〇	同	佐世保工廠









軍事・航空——海軍

暹	砲艦 六隻	驅逐艦 三隻
羅	海防艦 一隻	水雷艇 一三隻
	潛水艦 二隻	練習艦 二隻
其ノ他	一七隻	
智	驅逐艦 一七隻	
利	スループ 一隻	沿岸警備艇 七隻
	驅逐艦 一隻	給油艦 二隻
	スループ 一隻	沿岸警備艇 七隻

哥	潛水艦 六隻	雜 六隻
祕	潛水母艦 一隻	
墨	運送艦 六隻	沿岸警備艇十四隻
	砲艦 五隻	
露	驅逐艦 三隻	河用砲艦 五隻
	潛水艦 四隻	給油艦 一隻
	潛水母艦 一隻	運送艦 一隻
國	驅逐艦 二隻	砲艦 二隻
	河用砲艦 五隻	沿岸警備艇 三隻

列國海軍艦艇製造費(兵器費を含む)累年支出一覽表

(昭和十三年九月三十日調)

年度國別	日	米	英	佛	伊
大正十一年	一、三、六、七二	三、八、三〇〇	三〇、七三二	一、四、四四四	一八、五七六
(一九二二)					
同十二年	一〇、四、一〇三	六、八、四四五	四二、五二二	九〇、七二一	四六、四四一
(一九二三)					
同十三年	八、九、〇六二	三、三、九五六	五七、九四六	一一、一四五	六二、九一九
(一九二四)					
同十四年	八、八、〇〇〇	六、八、五四六	七四、六八五	一四、六八五	六八、四九九
(一九二五)					
同十五年	八、八、〇〇〇	二、八、八六五	八、九、六九八	一九、二八三	一四三、三八三
(一九二六)					
昭和二年	九、〇、〇〇〇	四、八、〇〇〇	一〇、七、七四五	八、一、八〇九	三、八〇、六七八
(一九二七)					

備考  
 一、我が國のものは附屬費を加算せり  
 二、米國のものは同國豫算教書に依る  
 三、英國のものは同國政府刊行の海軍豫算書に依る  
 四、大正十五年迄は下記の率にて換算し單位を「千圓」とせり  
 一弗＝二、〇〇六  
 磅＝九、七六三  
 法＝〇、三三七  
 利＝〇、三八七

列國主力艦一覽(昭和十三年九月三十日)

國	艦名	排水量(基準)	速力	主砲	戰艦
同三年		八、〇〇〇、〇〇〇	一〇、三、七、七八	一、〇、七、〇、五九	三、七、一、八〇〇
(一九二八)					
同四年		八、〇〇〇、〇〇〇	九、三、〇、一、九〇	一、一、六、〇、四七九	四、三、〇、三、八〇〇
(一九二九)					
同五年		八、一、六、三三、七三〇	六、〇、四、〇〇〇	六、〇、四、〇〇〇	六、一、三、五〇〇
(一九三〇)					
同六年		五、四、三、一、七六九	五、九、七、四、四六	一、〇、七、九、〇、〇〇〇	七、三、六、二、三三五
(一九三一)					
同七年		六、〇、四、六、八七七	七、六、一、二、八五	九、〇、一、五、九、一、七五〇	七、三、六、一、五〇〇
(一九三二)					
同八年		七、八、三、七、五〇八	九、六、六、一、三五四	一、〇、九、八、八、一、六、四三九	六、五、一、八、五〇〇
(一九三三)					
同九年		三、二、四、九、一、〇〇	一、一、四、七、四、五三	九、二、八、四、四、〇〇〇	四、四、三、九、三〇〇
(一九三四)					
同十年		二、六、六、八、四、三九	一、一、八、四、八、四二	一、〇、八、六、七、八、六三	五、三、九、〇、〇〇〇
(一九三五)					
同十一年		二、六、六、八、二、二五二	一、一、六、五、六、四、九三	一、〇、八、六、七、八、六三	七、〇、〇、〇〇〇
(一九三六)					
同十二年		二、八、一、九、五、八、二六	四、四、〇、九、九、〇五	一、九、〇、四、三、九、九、〇〇	六、〇、八、〇〇〇
(一九三七)					
同十三年		二、二、八、四、三、〇、五七八	四、一、一、九、九、九七	二、一、七、五、〇、一、八二八	一、五、六、五、〇〇〇
(一九三八)					

五、印は豫算額、△印は追加豫算を示す  
 六、\*印は艦艇建造費の外に改造費を含む  
 七、X印は職工費を含ます  
 八、◎印は前年度繰越高三七、八一七、〇〇〇弗を含む  
 九、○印は前年度繰越高二、四九八、〇〇〇弗を含む。○印は尙此の外別に産業復興費より四六、〇〇〇、〇〇〇弗を支出するを以て實質に於ては約九〇、〇〇〇、〇〇〇弗となる  
 一〇、※印は産業復興費を除きたるものを示す  
 一一、□印は總額一五〇、〇〇〇磅の追加豫算ありたるも本費に振當額不明  
 一二、米國十一年度分は産業復興費を含む

軍事・航空——海軍  
 扶桑 排水量(基準) 速力 主砲  
 山城 二九、三三〇 三三、五 三六糶十門  
 山城 二九、三三〇 三三、五 同

戰艦  
 日向 二九、九九〇 三三、〇 同  
 長門 二九、九九〇 三三、〇 同  
 陸奥 二九、九九〇 三三、〇 同  
 金剛 二九、九九〇 三三、〇 同  
 榛名 二九、九九〇 三三、〇 同  
 霧島 二九、九九〇 三三、〇 同

既成九隻 二七〇、七〇噸 建造中ナシ

〔米 國〕

アーカンサス	二六、一〇〇	二二・〇	三十糶十二門
テキサス	二七、〇〇〇	二〇・〇	三六糶十門
ニューヨーク	二七、〇〇〇	二〇・〇	同
ネヴァダ	二九、〇〇〇	二〇・〇	同
オクラホマ	二九、〇〇〇	二〇・〇	同
ペンシルバニア	三三、一〇〇	二〇・〇	同
アリゾナ	三三、六〇〇	二〇・〇	三六糶十二門
ミシシッピ	三三、〇〇〇	二〇・〇	同
アイダホ	三三、〇〇〇	二〇・〇	同
ニューメキシコ	三三、〇〇〇	二〇・〇	同
テネシシー	三三、〇〇〇	二〇・〇	同
カリフォルニア	三三、〇〇〇	二〇・〇	同
メリーランド	三三、〇〇〇	二〇・〇	同
コロラド	三三、〇〇〇	二〇・〇	四十糶八門
ウエストヴァージニア	三三、〇〇〇	二〇・〇	同
ワシントン	三三、〇〇〇	二〇・〇	同
ノースカロリナ	三三、〇〇〇	二〇・〇	四十糶九門

既成十五隻(四四、三〇〇) 建造中(七〇、〇〇〇) 未起工四隻

アーカンサス以下アイダホ迄ノ十隻ハ改造済ナリ上記ノ他ロ  
ソドノ條約ノ結果戰艦ヨリ標的艦又ハ練習艦ニ改造セル下記  
二艦ヲ有ス

ユター 二二、〇〇〇 二二・〇 三十糶六門  
ワイオミング 二六、〇〇〇 二二・〇 三十糶六門

〔英 國〕

クイーンエリザベス	三三、一〇〇	二五・〇	三八糶八門
ワースバイト	三〇、六〇〇	二五・〇	同
バーナム	三二、一〇〇	二五・〇	同
ヴァリアント	三二、一〇〇	二五・〇	同
マラヤ	三二、一〇〇	二五・〇	同
リヴェンジ	三二、一〇〇	二五・〇	同
ローヤルサバリン	三二、一〇〇	二五・〇	同
ローヤルオーク	三二、一〇〇	二五・〇	同
レゾリューション	三二、一〇〇	二五・〇	同
ラミリーズ	三二、一〇〇	二五・〇	同
ホルソン	三二、一〇〇	二五・〇	同
ロドネー	三二、一〇〇	二五・〇	同
リブルス	三二、一〇〇	二五・〇	同
リナウン	三二、一〇〇	二五・〇	同
フッド	三二、一〇〇	二五・〇	同

既成十五隻(四四、七〇〇噸) 建造中五隻(七五、〇〇〇)

未起工二隻(八〇、〇〇〇)

上記の外倫敦條約の結果戰艦ヨリ砲術練習艦ニ改造せられし  
一隻ヲ有ス

〔伊 國〕

ジュネリオ・チエーザレ	二二、六三三	二二・五	早糶半十二門
コンテ・デイ・カヴール	二二、六三三	二二・〇	同
カイオ・デイ・オリオ	二二、五五五	二二・〇	同
アンドレア・ドリア	二二、五五五	二二・〇	同

既成四隻(九〇、三五四) 建造中四隻(一四〇、〇〇〇噸)

艦 戦

クールペー	三三、一八九	二〇・八	早糶半十二門
パリー	三三、一八九	二〇・四	同
プロヴァンス	三三、一八九	二二・五	三四糶十門
ブルターニュ	三三、一八九	二〇・五	同
ロレーヌ	三三、一八九	二二・四	三四糶八門
ダンケルク	三三、一八九	二二・五	三八糶六門

既成六隻(一七、四四五) 建造中三隻(九六、五〇〇)

〔獨 國〕

ドイツランド	一〇、〇〇〇	二六・〇	二八糶六門
--------	--------	------	-------

艦 戦

アドミラル・シエーア	一〇、〇〇〇	二六・〇	同
アドミラル・グラフ・シュペー	一〇、〇〇〇	二六・〇	同
グナイゼナウ	二六、〇〇〇	三〇・〇	二八糶九門

既成四隻(五、〇〇〇) 建造中三隻(六、〇〇〇)

〔ソ 聯〕

パリスカヤ・コンムニーナ	二二、〇一六	二二・〇	早糶半十二門
オクタブリスカヤ・レボリユー	二二、二五六	二二・〇	同
チヤ	二二、六〇六	二二・〇	同
マラート	二二、九〇八	二二・〇	同
ミハイル・フルンゼ	二二、九〇八	二二・〇	同

既成四隻(九、七六六) 建造中二隻

列國航空母艦一覽

加賀	二六、九〇〇	二五・〇	排水量
赤城	二六、九〇〇	二五・〇	速度
鳳城	二六、九〇〇	二五・〇	
龍城	二六、九〇〇	二五・〇	
蒼龍	二六、九〇〇	二五・〇	
飛龍(建造中)	二六、九〇〇	二五・〇	
能登呂	一〇、〇〇〇	二〇・〇	
神威	一〇、〇〇〇	二〇・〇	
千歳	九、〇〇〇	二〇・〇	
代田	九、〇〇〇	二〇・〇	
千代田	九、〇〇〇	二〇・〇	
瑞穂	九、〇〇〇	二〇・〇	

軍事・航空—海軍

米

サラトガ	三三、〇〇〇	三三・〇	レキシントン	三三、〇〇〇	三三・〇
レキシントン	三三、〇〇〇	三三・〇	ヨークタウン	三三、〇〇〇	三三・〇
エンタープライズ	三三、〇〇〇	三三・〇	ワアスプ	三三、〇〇〇	三三・〇
ラングレー	三三、〇〇〇	三三・〇	ライイト	三三、〇〇〇	三三・〇

以下補助航空母艦として現に使用中のもの  
の及び其の設備ヲ有するもの

サントパイパー	八四〇	一四・〇
テール	八四〇	一四・〇
メリカン	八四〇	一四・〇
ラツプウイング	八四〇	一四・〇

英

アスワン	八四〇	一四・〇
ガンネット	八四〇	一四・〇
アポセツト	八四〇	一四・〇
ヘロン	八四〇	一四・〇
ストラツシ	八四〇	一四・〇
オール	八四〇	一四・〇
フューリアス	八四〇	一四・〇
アイガス	八四〇	一四・〇
アイグル	八四〇	一四・〇
ホームズ	八四〇	一四・〇
カレツサアス	八四〇	一四・〇
グロリアス	八四〇	一四・〇
アイクローイヤル	八四〇	一四・〇
ピクトリアス	八四〇	一四・〇

三四九



觀艦式一覽表

年	月	日	場所	名	稱	隻數	噸數	航空機
明治元	三	三	天保山	神戶	觀艦式	六	二、四三三	
	三	四	神戶	神戶	海軍觀艦式	九	三、三三八	
	三	四	神戶	神戶	大演習觀艦式	四六	二、九六一	
	三	四	神戶	神戶	大演習觀艦式	六二	二、七二六	
	三	四	神戶	神戶	凱旋觀艦式	一六六	三、四一五	
	三	四	神戶	神戶	大演習觀艦式	二二二	四、四六〇	
大正元	二	二	神戶	神戶	大演習觀艦式	二五	四、八三五	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	大演習觀艦式	五七	三、五九六	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	特別觀艦式	二四	五、八八八	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	特別觀艦式	八四	四、七三三	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	恒例觀艦式	二六	八、〇三三	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	御親閱式	二二	六、四一〇	飛行機 二
昭和	二	二	神戶	神戶	大演習觀艦式	一五	六、四三九	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	大演習觀艦式	一八	七、八八一	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	特別觀艦式	一六	七、八八一	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	特別觀艦式	一六	七、八八一	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	特別觀艦式	一六	七、八八一	飛行機 二
	二	二	神戶	神戶	特別觀艦式	一六	七、八八一	飛行機 二

華府・倫敦兩條約廢棄經緯

過去十五年間、帝國海軍軍備を拘束し來つた華府及倫敦兩海軍軍縮條約も昭和十一年十二月三十一日失効、今や二三ヶ國の一部

協定を除き全世界は海軍力制限に關し全くの無條約時代となつた抑々軍縮比率條約は偶然の現有兵力を基礎として制定せられたものである點に於て、既に現情に即せざる不合理なる條約と化したることを指摘して我國は極力斯の列國の差別的觀念を是正すべく一九三四年の倫敦豫備交渉及び一九三五年の倫敦軍縮會議に於て帝國の公正妥當なる主張を爲したるも竟に列國の諒解する處とならず、已むを得ず昭和十一年一月十五日帝國は會議より脱退した。

斯くて同會議は日本の脱退後、更に伊太利の脱退に遇ひ、結局英・米・佛三國會議となり、海軍兵力の質的制限及建艦通報並に情報交換等を規定したが、帝國は既に我が主張の原則が容れられず會議を脱退したる以上、爾今此の規定に何等拘束されるものにあらずとの旨を當時明白に聲明せり。従つて帝國に關する限り軍縮條約の制限は何等存在せざるに至り、純然たる無條約状態に還つたのである。

華府條約海軍制限一覽

國別	主力艦合計 總排水量(噸)	航空母艦合計 總排水量(噸)
日本	三三、〇〇〇(九隻)	八、〇〇〇
英國	三三、〇〇〇(五隻)	一五、〇〇〇
美國	三三、〇〇〇(五隻)	一五、〇〇〇
法國	一七、〇〇〇(一隻任意)	六、〇〇〇
義大利	一七、〇〇〇(一隻任意)	六、〇〇〇
希臘	一七、〇〇〇(一隻任意)	六、〇〇〇
中國	一七、〇〇〇(一隻任意)	六、〇〇〇
海峽殖民地	一七、〇〇〇(一隻任意)	六、〇〇〇

△主力艦 各艦基準排水量三五・〇〇〇噸を越ゆるを得ず。備砲口径一六吋(四〇六耗)を越ゆるを得ず。  
△航空母艦 各艦基準排水量二七、〇〇〇噸を越ゆるを得ず、但し(一)合計噸數の範圍内にて三三、〇〇〇噸を越えざるもの二隻を限り建艦することを得。  
(二)協約により廢棄せらるべき主力艦を之に轉用することを得備砲(一)口径八吋を越ゆるを得ず。(二)口径六吋を越ゆる備砲ある時は五吋を越ゆる砲數合計十門以内とす。但し噸數二七、〇〇〇噸以上の航空母艦に於ては八門以内とす。  
(三)航空機防禦用及口径五吋以下の備砲は無制限  
△其他の補助艦 合計總排水量制限なし。  
各艦基準排水量一〇、〇〇〇噸を越ゆるを得ず。備砲口径八吋を越ゆるを得ず。  
△條約有効期限 昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日迄とす

倫敦條約海軍制限一覽

△主力艦 各艦基準排水量一〇、〇〇〇噸を越ゆるを得ず。備砲口径一六吋を越ゆるを得ず。  
△航空母艦 各艦基準排水量二七、〇〇〇噸を越ゆるを得ず、但し(一)合計噸數の範圍内にて三三、〇〇〇噸を越えざるもの二隻を限り建艦することを得。  
(二)協約により廢棄せらるべき主力艦を之に轉用することを得備砲(一)口径八吋を越ゆるを得ず。(二)口径六吋を越ゆる備砲ある時は五吋を越ゆる砲數合計十門以内とす。但し噸數二七、〇〇〇噸以上の航空母艦に於ては八門以内とす。  
(三)航空機防禦用及口径五吋以下の備砲は無制限  
△其他の補助艦 合計總排水量制限なし。  
各艦基準排水量一〇、〇〇〇噸を越ゆるを得ず。備砲口径八吋を越ゆるを得ず。  
△條約有効期限 昭和十一年(一九三六年)十二月三十一日迄とす

軍事・航空——海軍

國別	協定不成立無制限	協定不成立無制限	協定不成立無制限
日本	△甲級巡洋艦 一八、〇〇〇噸 二隻	△乙級巡洋艦 一〇、〇〇〇噸 四隻	△潛水艦 一、〇〇〇噸 五隻
英國	協定不成立無制限	協定不成立無制限	協定不成立無制限
美國	協定不成立無制限	協定不成立無制限	協定不成立無制限
法國	協定不成立無制限	協定不成立無制限	協定不成立無制限
義大利	協定不成立無制限	協定不成立無制限	協定不成立無制限
希臘	協定不成立無制限	協定不成立無制限	協定不成立無制限
中國	協定不成立無制限	協定不成立無制限	協定不成立無制限
海峽殖民地	協定不成立無制限	協定不成立無制限	協定不成立無制限

六ヶ國海軍力擴充概況

◇第一 最近の米國海軍建艦計畫

主力艦	隻千噸	隻千噸	隻千噸
航空母艦	—	—	—
甲級巡洋艦	—	—	—
乙級巡洋艦	—	—	—
驅逐艦	—	—	—
潛水艦	—	—	—
小計	—	—	—
其他艦艇	—	—	—
合計	—	—	—

降一九三九年度(昭和十三—十四年度)迄に豫算成立せるもの、集計である(一)ヴァインソン擴張案は舊條約規定量に擴張量(約二〇〇噸増となる)を加へた量の艦齡内艦船を保有する爲右範圍内において所要の追加建造並に代艦起工の權利を大統領に付與するもので前表記載の數字は一九三九年度(昭和十三—十四年度)に豫算成立せるもののみを示す

◇第二 昭和十四年一月米國海軍現有兵力並に建造中及び未起工の艦船(潛水艦以上)

含む)は▲主力艦三五、〇〇〇噸▲航空母艦一五、〇〇〇噸▲乙級巡洋艦一〇、〇〇〇噸、七、五〇〇噸▲驅逐艦約一、六〇〇噸▲潛水艦一、四五〇噸

◇第三 米國航空兵力

【一】現有兵力【昭和十四年(一九三九年)一月現在】

海軍約二、〇〇〇機(海軍豫備航空隊及練習機を含む)陸軍約一、六〇〇機(編制豫備軍及護國軍飛行機を含む)

備考(イ)陸軍飛行機中には海軍作戦に積極的に協同すべき參謀本部空軍(重爆撃機數百機あり)

(ロ)民間飛行機操縦者の多いこと、飛行機製造能力の大なることは注目に値する。

【二】擴張計畫

(一)海軍新ヴァインソン案に依り三、〇〇〇機以上を整備せんとす。

(二)陸軍從來は昭和十五年(一九四〇年)六月末迄に二、三二〇機を整備する豫定であつた處新聞報に依れば將來六、〇〇〇機を保有することを目標とし差當り今後二ヶ年間に三、〇〇〇機を増加すべき計畫を今期議會に提出中である。

◇第四 最近に於ける英國海軍建艦計畫

主力艦	隻千噸	隻千噸	隻千噸
航空母艦	—	—	—
甲級巡洋艦	—	—	—
乙級巡洋艦	—	—	—
驅逐艦	—	—	—
潛水艦	—	—	—
小計	—	—	—
合計	—	—	—

◇第五 昭和十四年一月英國海軍現有兵力並に建造中及び未起工の艦船(潛水艦以上)

○機▲計約三、三六〇機(ロ)同年十一月政府は右機數よりも約三割増勢する意向なる旨發表した。

備考(一)海外部隊及艦隊航空隊の一部は平時既に極東方面に配備せられて居る必要ある場合には海外部隊及艦隊航空隊は勿論本國部隊と雖もその何割かは極東方面に集中し得るであらう

(二)尙濠洲空軍は昭和十三年(一九三八年)初頭に於て第一線機約二〇〇機であつたが其後着々増勢中である。

乙級巡洋艦 約一〇 約三七 約一〇 約二九

驅逐艦 約二四 約三五 約一五 約一六

潛水艦 約七〇 約九〇 約五〇 約三三

合計 約二三 約三五 約一〇 約二七

太平洋方面には右の内驅逐艦(二隻)潛水艦(六隻以上)等が配備せられ、尙水雷艇(六隻)其他小艦艇が配備せられてゐる

◇第八 昭和十四年一月獨國海軍現有兵力並に建造中及び未起工の艦船(潛水艦以上)

主力艦	隻千噸	隻千噸	隻千噸
航空母艦	—	—	—
甲級巡洋艦	—	—	—
乙級巡洋艦	—	—	—
驅逐艦	—	—	—
潛水艦	—	—	—
小計	—	—	—
合計	—	—	—

◇第七 昭和十四年一月ソ聯邦海軍現有兵力(潛水艦以上)並に建造中及び未起工の艦船

主力艦	隻千噸	隻千噸	隻千噸
航空母艦	—	—	—
甲級巡洋艦	—	—	—
乙級巡洋艦	—	—	—
驅逐艦	—	—	—
潛水艦	—	—	—
合計	—	—	—





十五年の雌伏から猛然航空強化に邁進することになった。それまで適宜の方法を以て研究を怠らなかつた航空界は遂かに活潑となつた。全國を五空軍司令區に分け、海軍航空隊も設置し空軍勢力の擴充に俟つて製作方面も頓に活氣を呈し、大型優秀機を盛んに製作されることになった。民間航空も航空省航空總務局の下に、航空、航空監督氣象、航空保安、民間防空課を置いて航空

の充實に努めてゐる。  
 □日本  
 日本は陸、海軍に航空本部が置かれ、陸軍には航空總監部がある。全國飛行聯隊の他に飛行學校があり、従前の軍令中航空兵團司令官、航空兵團長又は航空兵團司令官を航空兵團司令及び別に定むるもの、外飛行集團長又は飛行集團司令と改正もされた。之に中央航空研究機關設立委員會の

官制も制定された、海軍には陸上、海上部隊があり、また航空戰隊、航空母艦もある。民間航空は逡信省から昭和十三年外局となつた航空局で監督してゐる、同航空局の官制は、航空局の下に監理、技術部、庶務、企畫、監督、工政、國際、航務、乘員、器材規格課となつてゐる。

各國からの訪日飛行

(昭和十四年八月現在)

國名	年 度	操 縦 者	機 體 發 動 機	發 著 地	飛行距離(浬)
伊 國	大正 九・五	フェラリン中尉 マシエロ中尉	ズヴァS・P・A二四〇馬力	ローマ東京	一六、七〇〇
佛 國	大正一三・六	ド・アジール大尉	ブレゲー一九A二型 ローレンルノ一四五〇馬力	巴里所澤	二二、五〇〇
英 國	大正一三・八	マクラレン少佐 ブレダレン中尉	ヴァルチエフ水陸兩用ネビアライオン 四五〇馬力	倫敦霞ヶ浦カマ チャツカ	二〇、五五八
米 國	大正一三・八	マーチン少佐、スミス中尉、ネルソン中尉	ダグラス・リパライ四〇〇馬力	シヤトル日本シヤトル	四六、五六〇
亞爾然	大正一三・一〇	ザンニ中尉、ペロー中尉	フォツカー水陸兩用ネビアライオン四 五〇馬力	アムステルダム霞ヶ浦	一七、二六七
伊 國	大正一四・九	デ・ピネード中佐 カンパニニ氏	サボイア飛行艇ローレン四五〇馬力	伊太利霞ヶ浦ローマ	五六、〇〇〇
蘇聯邦	大正一四・九	クロモウ氏 ナイデーブ氏	R型リパテイ四〇〇馬力	モスコイ所澤	一〇、八五〇

丁抹國	大正一五・六	ホートベツト大尉	フォツカーC複葉ローレン四〇〇馬力	コメンハーゲン所澤	三一、七〇〇
波蘭國	大正一五・九	オルリンスキー中尉	ブレゲー一九A二型ローレン四五〇馬力	ワルソー所澤ワルソー	二〇、二八〇
米 國	昭和 二・八	プロツク シエリー氏	スチンソン複葉 ライト二二〇馬力	アトロイト紐育英國 印度東京	二五、三八〇
チエツ	昭和 二・九	マテーヌウフェル氏 シエスタコフ	エヌ一六型ローレン四五〇馬力	ノヤルスク(不時着)	一五、四〇〇
蘇聯邦	昭和 二・九	同一名	M・T三型 A・R三〇〇馬力	モスコイシベリア東京	九、一〇〇
佛 國	昭和 二・一〇	コスト氏、ル・プリー氏	ブレゲー一九型イスバノ六〇〇馬力	東京シベリアモスコイ	九、〇〇〇
米 國	昭和 三・七	シービオン、コリヤ大尉、ジョン・エツチ・ミアス氏	フレヤチャイルド型ワスプ四三〇馬力	東京シベリアモスコイ	五六、三九五
獨 逸	昭和 三・一〇	フエネヘルト男 リンドネル氏	エンカーW三三型同エル二五〇馬力	紐育立川	一八、〇一五
獨 逸	昭和 四・八	ヒューゴー・エツケナー博士	ツエツメリン伯號(航空船)マイバツハ V・L二、五五〇馬力	伯林東京	一五、二〇〇
米 國	昭和 五・四	ヴァン・リア・ブラツク氏、ゲーセンドルフ氏	フォツカー機三發動機裝備	米國獨逸霞ヶ浦	三三、六三二
伊 國	昭和 五・七	フランシス・ロンバルダ ニニ少尉	ファイアット輕飛行機同八〇馬力	英國佛國支那立川	一七、〇〇〇
英 國	昭和 五・一一	ブルース夫人	ブラツク、バリー、ザプシー二型二二 〇馬力	伊太利モスコイ追濱 立川	一九、〇〇〇
佛 國	昭和 六・四	メンシユ氏、ピユルタン氏	ファルマン四五〇馬力アルサ號	英國カラチ立川	一六、五三〇
				巴里印度東京巴里	一六、六〇〇

軍事・航空——民間

英國	昭和六・八	アミー・ジョンソン嬢	アハピラント・ブスモス輕飛行機	シイ三型一二〇馬力	倫敦  シベリア  立川	一二、〇〇〇
米國	昭和六・八	ヒュー・ハインズ氏	ベランカ單葉機	ワスプ四二五馬力	紐育  モスコ  ハバロ	航空法、要塞
新西蘭	昭和六・八	エフ・シー・チチエスタ	モス水上機	八〇馬力	海道  立川	地帯法違反で
米國	昭和六・八	チャールズ・リンドバ	ロツクヒード・シリウス單葉機	(艇舟附)	紐州  華盛頓、カナダ	機體大破、負
獨逸	昭和六・八	グ氏、アン夫人	エンカース・ユニオール	A五〇型	根室  霞ヶ浦	計吐夷、紗那
米國	昭和六・一〇	エツツドルフ嬢	ネット八〇馬力		伯林  モスコ  哈爾濱	東沸に不時著
獨逸	昭和七・七	フォン・グロナウ氏	ドルニエ・ワール飛行艇		洋横斷(無著陸)	
佛國	昭和八・四	マリイズ・イルズ嬢	フアルマン一九〇型	ノーム・ロイン三	獨逸  カナダ  米國  千	
芬蘭國	昭和八・六	グアイン・プレマー大尉	百馬力	「ジョエ第二號」	島  日本  支那	
佛國	昭和九・三	マリイズ・イルズ嬢	エンカース(Aームストロング・シド	レハ八〇馬力)	獨逸  東京(再度)	
佛國	昭和一一・一一	アンドレ・ジャビー氏	コルドロン・シムイン	・ルノイ・ベン	巴里  東京(再度)	
佛國	昭和一二・五	ドレー・ミケレツチ氏	コルドロン・シムイン	(ルノイ二二〇馬力)	巴里  印度  高知縣	
ラトヴ	昭和一二・六	ヘルベルグ・ツクルス大尉	D・Hシブシー、メーシヨア	一三〇馬力	リカ  印度  香港  蔚山	

三六〇

國際航空聯合會(F.A.I.)公認記録

(昭和十四年四月一日調)

獨逸	昭和一一・一一	アルフレッド・ヘンケ氏	フオン・モロイ氏	機關士	バウル・デイエル	ユンドル機(B・M・L型)	八七〇馬力	四基裝備)	伯林  東京	一四、〇〇〇
獨逸	昭和一一・四・五	ヘルムツ男	ガブレンツ	ヘルムツ	コルシエツク氏(機)	ガブレンツ機	ユンカース五二型	三發動機	伯林  東京	一四、〇〇〇
獨逸	昭和一一・四・八	コルシエツク氏(通)	コルシエツク氏(機)	コルシエツク氏(機)	コルシエツク氏(機)	ユンカース五二型	三發動機	伯林  盤谷  東京	一五、〇〇〇	
陸上機										
陸上輕飛行機										
水上機										
水上輕飛行機										
水陸兩用機										
自由氣球										

軍事・航空——民間

三六一

軍事・航空——民間

航空 船  
 グライダ 三六時間三五分  
 K・シユミツト(獨)  
 ヘリコプター 一時間二〇分  
 E・ロイルフス(獨)  
 婦人記録  
 一時間二六分  
 V・ホイコフ(蘇)  
 模型飛行機  
 一時間二六分  
 V・ホイコフ(蘇)

六、三八四軒五〇〇  
 エツケナ(獨)  
 六五二軒二五六  
 V・ラストロズエフ(蘇)  
 二、三〇軒二四八  
 K・ホーデ(獨)  
 五、九〇八軒六一〇  
 V・グリソンドウボラ  
 P・オシベンコ(蘇)  
 六六軒〇八三  
 N・トラウエンチェンコフ(蘇)

三六二

各國別公認記録保持數 [昭和十四年四月現在]

日 獨 伊 英 米 佛 蘇 波 白 智 計  
 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三

日本帝國航空保持記録

陸上機 周回飛行距離 一一、六五一軒〇一一  
 陸上機 一萬軒間速度 一八六軒一九七  
 (一九三八年五月十三、十五日)  
 航空兵少佐 藤田雄藏 航研長距離機 木更津||銚子  
 航空兵曹長 高橋福次郎 航研長距離機 川崎スベシアル 子||太田||  
 技手 關根近吉 七〇〇馬力 平塚  
 連續長距離飛行 東京||倫敦間

民間飛行操縦士長距離飛行記録

速度 一六二軒八五四 九四時間一七分五六秒  
 飯沼正明 三菱「かりがね」型「神風」  
 塚越賢爾 單葉壽五五〇馬力  
 年月日 操縦士 航空路 使用機 飛行距離  
 大正四、七 安邊一彦 河内 東京||モスコ 東風號 一六、一六  
 昭和五、八 東善作 東京||モスコ トラベル・エア 一六、九四  
 昭和五、八 吉原清治 伯林||モスコ ユンカースA五〇型 二、〇九六

昭和六、八 熊川良太郎 東京||モスコ||羅馬 R三型 一三、六七一  
 栗村盛孝 伯林||倫敦||羅馬 スチンソン 三、八〇〇  
 昭和九、七 熊川良太郎 アトロイト 青海號 一九、二六七  
 昭和〇、四 阿野勝太郎 香港||東京 三菱風 一〇、〇〇軒  
 昭和〇、二 新野百三郎 盤谷往復 四時六分  
 長友重光 東京||台北|| 神風號 往航距離  
 永田紀芳 東京||河内|| マ||倫敦 一五、三五七  
 昭和二、四 飯沼正明 盤谷||倫敦 往航距離 一五、三五七  
 塚越賢爾 盤谷||倫敦 往航距離 一五、三五七  
 加藤敏雄 伯林||東京 一五、〇〇〇  
 横山八男 伯林||東京 一五、〇〇〇  
 中山純利 伯林||東京 一五、〇〇〇  
 松井勝吾 伯林||東京 一五、〇〇〇

昭和三、五 藤田雄藏 航空研究所 一、六五二  
 高橋福次郎 長距離機 滯空時間  
 關根近吉 木更津||平塚 六三時三分  
 中野純利 東京||暹羅 機(乃木號)復航七、五分  
 上野博志 東京||暹羅 機(乃木號)復航七、五分  
 佐藤信貞 東京||暹羅 機(乃木號)復航七、五分  
 松井勝吾 東京||暹羅 機(乃木號)復航七、五分  
 岩城次郎 東京||暹羅 機(乃木號)復航七、五分  
 岡本健次郎 東京||暹羅 機(乃木號)復航七、五分  
 清都誠一 東京||暹羅 機(乃木號)復航七、五分

連續長距離飛行 (昭和十四年七月現在)

倫敦——ウエリントン A・E・クラウストン、V・リケツツ(英) 時速一八〇軒二六〇 一〇四時間二〇分  
 倫敦——ケープタウン A・E・クウストン、K・グリーン(英) 二一四軒〇八三 四五時間 六分  
 ロスアンゼルス——紐育 D・W・トムリンソン、H・B・スニード(米) 三五六軒三六五 一一〇時間 五分四五秒  
 東京——倫敦 飯沼正明、塚越賢爾(日) 一六二軒八五四 九四時間一七分五六秒  
 紐育——倫敦 H・T・メリル、J・S・ラムベ(米) 二七二軒三四五 二〇時間二九分  
 羅馬——リオデジャネイロ A・ピセオ、A・バラザイシ(伊) 二二一軒九六六 四一時間三二分  
 伯林——紐育 A・ヘンケ、R・フライヘル(獨) 二五五軒四九九 二四時間五六分一二秒  
 伯林——東京 A・ヘンケ、R・フライヘル(獨) 一九二軒三〇八 四六時間一八分一九秒  
 軍事・航空——民間 三六三

航空章受賞者

逕信省航空局では操縦士、機關士等乗務員表彰規程に基き四時間以上の航空經歷者に航空章を授與して之を表彰す。

- 【第一回】(昭和十一年度) 一等飛行機操縦士 新野百三郎、河内一彦、桑島稔、小川寛爾、熊川良太郎、羽太文夫、張徳昌、大藏清三、石上全尙。【第二回】(昭和十二年度六月一日) 一等飛行機操縦士、二等航空士 國枝實、同松井勝吾、同鳥居清次、同平松牛郎、同鈴木友茂、同藤田三郎、同宮本正義、同豊島晃、一等操縦士一等航空士大森正男、同加賀要助、同森田勝人。【第三回】(昭和十三年度) 一等飛行機操縦士、荻野了、同龜井五郎、同海野昌男、同大里正義、同中尾純利、同飯沼正明、機關士塚越賢爾、同石川金吾、同岡本虎男。【第四回】(昭和十四年度) 一等飛行機操縦士 米澤峰藏、中島忠英、安部藤平、齋藤羊五、伏見善一、柴田熊雄、都築徳三郎、美濃勇一、機關士 島崎清、伊藤静次。

航空燈臺所在地

(昭和十四年八月現在)

東京飛行場、戸塚、辻堂、平塚、國府津、眞鶴、御殿場、矢倉山、神山、鞍掛山、十國峠、集雲山、沼津、田子浦、三保、久能、燒津、金谷、袋井、濱松、豊橋、御油、幡豆、知多本宮山、名古屋新聞社、明野飛行場、千世崎、關、笠取山、加太、雲山、山柘植、上野、大河原、笠置、京都丸物、木津、生駒山、大阪第二飛行場、大阪朝日、神戸大丸、須磨、室津、玉津、早島、笠岡、糸崎、上北方、三永、熊野跡、五日市、岩國、高森、櫛ヶ濱、中ノ關、宇部、行橋、若松、福岡飛行場、福岡松屋、筑前鐘崎、秋月、大牟田、川内、新潟新聞社、大連、貔子窩、札幌。

本邦民間飛行場

(昭和十四年八月現在)

△公共用飛行場 東京(陸)、名古屋(陸、水)、大阪(水、陸)、廣島(陸)、福岡第一(陸)、水、福岡第二(水)、蔚山(陸)、大邱(陸)、京城(陸)、新義州(陸)、大連(陸)、仙臺(陸)、青森(陸)、札幌(陸)、新潟(陸)。

航空無線電信局所在地

東京(東京市麴町區大手町) 箱根(靜岡縣田方郡三島町) 八丈島(東京府八丈島) 龜山(三重縣鈴鹿郡龜山町) 大阪(大阪府北區堂島濱通) 福岡(福岡縣糟屋郡多々良村名島) 嚴原(長崎縣嚴原町) 富江(長崎縣富江村) 鹿兒島(鹿兒島市山下町) 那覇(那覇市天妃町) 蔚山(朝鮮慶尙南道蔚山面) 京城(朝鮮京畿道京城府) 新義州(朝鮮) 大連(大連市) 臺北(臺北市京町)。

帝國飛行協會(東京市芝區田村町一、三) 同會は大正二年四月、日本航空協會と合併、航空に關する諸般の進歩發達を獎勵し、且

つ其の趣味、知識の普及と會員相互研究の便利とを圖るを以て目的とす。

總裁 梨本宮守正王殿下 會長 男爵阪谷芳郎 副會長 田中館愛橘 同橋本圭三郎 總務理事 堀丈夫 財務理事 佐藤吉郎

民間定期航空輸送

大日本航空株式會社 總裁 中川健藏 副總裁 齋藤武夫 東京—札幌線(每週七往復) 東京—大連線(東京—大阪(每週二往復) 大阪—福岡(每週十四往復) 福岡—大連(每週七往復) 東京—新潟線(每週七往復) 東京—富山—大阪線(每週七往復) 大阪—松江線(每週七往復) 大阪—高知線(每週七往復) 福岡—臺北線(每週七往復) 臺灣內線(每週七往復) 臺南—馬公線(每週偶數日往復) 東京—新京急行線(每週七往復) 京城—大連急行線(每週七往復) 業務開始、昭和四年四月) 東京—北京線(隔日一往復) 福岡—南京線(每週七往復) 京城—清津線(每週七往復)

大日本航空株式會社

軍事・航空——民間

大日本航空株式會社(東京市芝區田村町一ノ三飛行館内) 昭和十三年十二月一日資本金二千五百五十萬圓を以て創立同年同日から定期航空を開始。舊日本航空輸送株式會社(資本金一千萬圓)と國際航空株式會社(資本金五百萬圓)と各解散し共同出資成立せるもの。

旅客貨物及び郵便物の輸送業。 【航空路】 札幌—青森—仙臺—東京—名古屋—大阪—福岡—大邱—京城—平壤—新義州—大連—東京—長野—新潟—東京—長野—富山—金澤—大阪—鳥取—松江—大阪—徳島—高知—横濱—サイパン—パラオ、福岡—青島—天津—北京、福岡—上海—南京、京城—咸興—清津、福岡—那覇—臺北、臺北—臺中—臺南—屏東—臺東—花蓮港—宜蘭—臺北、臺南—馬公 急行線 東京—福岡—京城—奉天—新京 京城—大連

【旅客賃金】 札幌—青森二〇圓、青森—仙臺一七圓、仙臺—東京一八圓、東京—名古屋一七圓、名古屋—大阪八圓、大阪—福岡三〇圓、福岡—京城四〇圓、大邱—京城一六圓、



【本所】愛知縣知多郡旭村日長

名古屋——二見間  
航空運送、遊覽飛行

民間航空機及發動機  
氣球製作所

- ▲三菱重工株式會社(機、發) 本社東京市麴町區丸ノ内二ノ四△名古屋航空機製作所名古屋市南區大江町七△東京機器製作所大井工場 東京市品川區大井森前町
- ▲中島飛行機株式會社(機、發) 本社群馬縣太田町△太田工場 同上 東京工場(發)東京市杉並區宿町△東京事務所東京市麴町區丸ノ内三ノ四有樂館内
- ▲川崎造船所飛行機工場(機、發) 本社神戸市湊東區東川崎町△工場 神戸市林田區和田山通△分工場 岐阜縣稻葉郡蘇原村
- ▲川西航空機株式會社(機、發) 兵庫縣武庫郡鳴尾村鳴尾大東一△東京事務所 東京市丸ノ内二ノ一二仲一三號館
- ▲愛知時計電機株式會社(機、發) 名古屋市南區千代田字船方
- ▲日本飛行機株式會社(機、發) 本社東京

市麴町區丸ノ内一東京海上ビル新館△工場

- ▲東京瓦斯電氣工業株式會社(發) 東京市大森區入新井一ノ一〇〇
- ▲渡邊鐵工所(機) 福岡市外雜餉限△出張所東京市麴町區丸ノ内東七號館△佐世保市小佐世保免一九六一ノ二
- ▲東京航空株式會社(機修理) 本社東京市蒲田區仲蒲田三ノ一△分工場東京市蒲田區羽田東京飛行場
- ▲立川工作所(點火栓及機) 東京市京橋區銀座西五ノ二共同建物ビル内
- ▲野澤組航空部(發、機) 東京市京橋區銀座西五ノ二 支店神戸、臺北、シドニー紐育、倫敦
- ▲大倉商事株式會社(機、發、部分品) 東京市銀座二ノ二九
- ▲株式會社濱松飛行機製作所(機、修理) 本社及工場 濱松市段子川八三
- ▲藤倉工業株式會社(氣球、航空船) 東京市品川區五反田三ノ一三二

東京EC工業株式會社(氣球)

- ▲東京EC工業株式會社(氣球) 東京市世田谷區池尻町四三七
- ▲株式會社氣球製作所(氣球) 東京市蒲田區北糀谷町三四九〇
- ▲日本航空工業會社(プロペラ) 大阪市東區北久太郎町、出張所東京市麴町區丸ノ内三ノ二
- ▲池貝鐵工所(各種内燃機關) 東京市芝區三田四國町
- ▲伊藤飛行機製作所(機、修理) 千葉縣津田沼町
- ▲日本計器製造株式會社(飛行機計器) 東京市芝區新堀町二
- ▲正田飛行機製作所(發) 本社及工場 東京府北多摩郡三鷹村上連雀九九七
- ▲日本小型飛行機研究所(滑空機) 東京市蒲田區萩中町九四
- ▲昭和飛行機工業株式會社(部分品) 東京市日本橋區小舟町小倉石油ビル内
- ▲福田前田輕飛行機製作所(滑空機) 大阪市此花區上福島町
- ▲アカシヤ木工株式會社(滑空機、修) 大阪府東區安土町
- ▲美津濃グライダー製作所(滑空機) 大阪市東區大川町、支社東京市神田區小川町

東京工場 東京市板橋區富士見町

民間飛行學校・同操縱術練習所

- 名 稱 所在地 代表者
- 日本飛行學校 東京市羽田 相羽 有
- 日本輕飛行機俱樂部 千葉縣津田沼 奈良原三太
- 東北飛行學校 秋田縣東雲原 鈴木 菊雄
- 田中飛行研究所

東京市深川浦 田中不二雄

- 根岸飛行場 清水市三保松原 根岸 錦藏
- 名古屋飛行學校 名古屋市外小幡ヶ原 御原 福平
- 山梨在郷軍人航空研究會 山梨縣玉簾村 梅澤 義三
- 國粹義勇飛行隊 大阪府府津村 笹川 良一
- 帝國飛行學校 千葉縣津田沼 鈴木 菊雄
- 天虎飛行機研究所 大津市水上飛行場 藤本 直

安藤飛行機研究所 愛知縣新舞子海岸

- 亞細亞航空學校 東京市深川浦 飯沼金太郎
- 亞細亞航空機關學校 東京市板橋區石神井關町 飯沼金太郎
- 亞細亞水上航空學校 大森海岸 飯沼金太郎
- 堺水上飛行學校 堺市大濱海岸 井上 長一
- 宮島航空研究所 鼓ヶ濱航空學校 廣島縣宮島 森 政三
- 慎航空事業社 京城飛行場 慎 鏞 瑣

グライダー團體並に練習所

(昭和十四年七月現在)

團體名	代表者	所在地	練習場
【東京】			
青空ソアリング俱樂部	田邊 一男	東京市神田區小川町五ノ一美津濃東京支店內	深川飛行場
霧ヶ峯グライダー研究會	藤原 咲平	同 麴町區竹平町中央	霧ヶ峯滑空場
極東帆走飛行俱樂部	利根川 薫	同 本所區向島	深川飛行場
相模グライダー俱樂部	伊藤祥三郎	同 王子區稻付西町三ノ五七	神奈川縣茅ヶ崎海岸

大日本 飛行少年團 東條 政二

大日本 飛行少年團	東條 政二	同 麴町區九段二ノ三	千葉縣 松戸町
大日本 青年航空團	宇高 敷	同 芝區田村町一ノ三	一定セズ
帝國航空少年團	出田 辰喜	同 瀧野川區瀧野川町八六二	深川飛行場
都空防會帆走飛行俱樂部	小林源次郎	同 大森區大森三ノ二九	一定セズ
朝日新聞社航空部	河内 一彦	同 麴町區有樂町二ノ三	一定セズ
日土講習會グライダー部	藤森 良藏	同 豐島區西巢鴨町二ノ二七二	一定セズ
日本帆走飛行聯盟	羽太 文夫	同 麴町區有樂町二ノ三	一定セズ
日本帆走飛行俱樂部	福井 喜一	同 京橋區月島西仲通四ノ六	深川飛行場

軍事・航空——民間

報國飛行研究會 篠 輝之助 同 世田谷區上馬町一五八二  
 技研飛行研究會 駒村 利三 立川町 陸軍航空技術研究所内  
 東京市役所 研究會 小山 武夫 東京市麹町區九ノ内三ノ一  
 大日本航空 婦人會 松平 俊子 同 芝區田村町一ノ三 飛行館内  
 日本學生 航空聯盟 片岡 直道 同 麹町區有樂町 東京朝日新聞社内  
 日本滑空協會 大貫 公光 同 世田谷區松原町三ノ八八八  
 報國滑空協會 高野 幸儀 同 澁谷區幡ヶ谷本町三ノ六一九  
 大日本少年 航空團 井上 一次 同 本郷區元町二ノ二三  
 【大阪】 大阪飛行研究會 安井 正市 布施市荒川二七〇  
 美津濃飛行研究會 梅津 猛 大阪市東區大川町美津濃ビル  
 愛國航空少年團 山崎 次雄 同 住吉區旭町二ノ一五  
 大日本飛行少年團 大阪本部 吉見 勇助 同 西區新町通四丁目 平和俱樂部内  
 大阪金岡飛行俱樂部 大和 澤三 同 西區本田町通二ノ四八  
 信太山 伯太練兵場  
 阪神飛行學校 大正飛行場  
 金岡長曾根飛行場  
 大阪陸軍飛行場

日本帆走飛行 和田喜三郎 同 北區堂島 盾津飛行場  
 聯盟關西支部 大阪毎日新聞社内  
 【兵庫】 川西飛行研究會 進藤 鈔 武庫郡鳴尾村 大阪東練兵場  
 尼ヶ崎飛行研究會 川部 敏郎 尼崎市昭和北通七ノ二二 西宮市今津  
 日本航空帆走 飛行協會 中田 精吉 神戸市灘區天城通五ノ三 西宮市今津  
 兵庫縣國防協會 坂 千秋 縣學務部社會教育課内 明石滑空場  
 【新潟】 新潟航空會 井上 英 新潟市役所内  
 小千谷飛行俱樂部 紺井彌三郎 小千谷中學校内 中越飛行場  
 【埼玉】 日本滑空少年團 上村秀二郎 浦和市三八三三 埼玉第一飛行場  
 【群馬】 高崎飛行研究會 馬場源八郎 高崎市九藏町七 高崎飛行場  
 帝國飛行協會 桐生支部 森 宗作 桐生市役所内 桐生  
 【千葉】 市川在郷軍人分會 椎名 秀 市川市市川一〇六八 國府臺北側 西練兵場

木更津飛行俱樂部 石川善之助 木更津町 海軍航空隊  
 日本輕飛行俱樂部 奈良原三次 津田沼町鷺沼 伊藤飛行場  
 法典飛行研究會 高橋 恒治 船橋市藤原二三五 中山競馬場 自動車置場

靜岡帆走 飛行協會 八木 雄馬 靜岡市役所内 小學校 運動場  
 濱松飛行研究會 木下 善壽 濱松市廣澤町三九五 三方ヶ原 三島野砲第一旅團練兵場 十國峠滑空場  
 三島帆走 飛行協會 河合 眞治 三島町役場 根岸飛行場  
 清水市飛行協會 長島 銀藏 清水市三保根岸飛行場  
 【山梨】 山梨在郷軍人 航空研究會 梅澤 義三 甲府市堅町六 山梨飛行場  
 輔仁俱樂部 野口 二郎 甲府市櫻町 山梨飛行場  
 松林軒百貨店內

河原町町航空團 河原町町小學校内  
 筑波山飛行俱樂部 井坂 定義 筑波町筑波東山三九  
 私立日立工業青年學校 高橋 義近 日立町 多賀町櫻川  
 【愛知】 岡本工業飛行俱樂部 吉永 宏 名古屋市昭和區東郊通七岡本工業株式會社内 名古屋飛行場  
 三菱飛行研究會 有川藤太郎 同 南區大江町三三三 三菱重工飛行場  
 東海學生 航空聯盟 大島 一郎 同 西區御幸本町通 小幡原練兵場  
 名古屋飛行研究會 下出 義雄 同 中區鍛冶屋町二ノ三 小幡原  
 名古屋飛行學校 御原 福平 東春日井郡守山町小幡 小幡原  
 名古屋航空談話會 三浦 一 同 中區大江町 小幡原  
 【静岡】 航空談話會 三浦 一 同 中區大江町 小幡原  
 商工會議所内

【長野】 上諏訪 滑空研究會 上諏訪役場 上諏訪 競馬場  
 【宮城】 河北新報社 一力 次郎 仙臺市東一番丁八二 仙臺飛行場  
 【岩手】 盛岡飛行研究會 工藤 三郎 盛岡市志家第四地割 岩手郡瀧澤村觀武ヶ原  
 黒澤尻 滑空研究會 安原 賢藏 黒澤尻町分一ノ九  
 水澤飛行俱樂部 高橋 平助 水澤町

軍事・航空——民間

- 【山形】 酒田航空研究會 青塚 恒治 酒田市中ノ口町九 酒田山居 埋立地
- 【秋田】 能代航空研究會 伊藤 萬吉 能代港町柳町一三五 東雲原 飛行場
- 【石川】 松ヶ枝 航空研究會 酒井六三郎 金澤市松ヶ枝町 川北郡内灘 村栗ヶ崎砂 丘
- 【鳥根】 青年團航空部 田部 朋之 鳥根縣廳内 第一、歩三三 兵場第二、三 瓶原演習地
- 【岡山】 中國グライダ―俱樂部 横山 晃 眞庭郡美甘村美甘 眞庭郡 茅部野 倉敷グライダ―練習場
- 九州航空會 前田 建一 福岡市住吉町花園柳橋 箱崎町海岸 渡邊鐵工所 教練場
- 筑紫飛行俱樂部 岡部 幸喜 筑紫郡那珂村 岡部幸喜方
- 【大分】 大豊グライダ―俱樂部 阿部 貞一 大分市千代町三二 歩四七 練兵場
- 【熊本】 大阿蘇グライダ―俱樂部 丸山 一男 熊本市花畑町三八 帶山練兵場
- 國產自動車株式會社、グライダ―俱樂部 松島 源造 同 市花畑町八八
- 大觀峯グライダ―俱樂部 佐藤 友幸 同 市内卷町二五六
- 【北海道】 北海道グライダ―協會 伊藤 豊次 札幌市北二十四條西五 札幌飛行場内
- 【樺太】 愛國グライダ―研究會 岩崎豊太郎 豊原市東一條南七 大澤飛行場
- 【朝鮮】 朝鮮航空聯盟 賀田 直治 京城飛行場内 京城飛行場
- 【臺灣】 國防義會航空部 堀田 鼎 臺灣總督府交通部 遞信部内 臺北飛行場
- 【南洋】 サイパン グライダ―協會 藤本 重一 南洋廳サイパン支廳内 サイパン島 ホンタム チヨウ グラウンド
- 【滿洲】 滿洲飛行協會 大橋 忠一 新京市

航空界の殉職者

〔昭和十一年六月以降〕

△陸軍 (備考) 括弧内(航伍長)は航空兵伍長以下準之

航特曹長住原正治、陸軍雇員小野武俊、航曹長山本隆造、航軍曹岡田重信、陸軍生徒山越千尋、航少尉月野木伸、航特曹長植田完市、航大尉古賀彰、航特曹長益子都賀三郎、航中尉山路治郎、航大尉林英象、航大尉荒木國男、航軍曹秋吉春男、航曹長新滿小於菟、陸軍技手小谷八郎右衛門、航中尉菊地次男、航特曹長奥田猶行、航曹長坂井佐平、航伍長守屋仁、航特曹長山本寛治、航伍長竹下義昌、航特曹長進藤茂仁、航曹長湊 省三、航曹長御子柴新一、航特曹長渡部庄作、航曹長田中福松、航中尉徳田治雄、航少佐長谷川太郎、航特曹長山口茂、航曹長山下治雄、航曹長大野清徳、航少佐壽岡正隆、航軍曹岡崎勝、航大尉梶原元幸、航特曹長鍋島準二、航軍曹廣山三郎、航曹長相澤重雄、航軍曹小川高平、陸軍生徒大西義廣、航曹長大森武夫、航軍曹石井鶴彦、航伍長坂部六雄、航伍長徳竹辰夫、

航軍曹内田兵行、航少尉彌富哲夫、航大尉中川彰、航大尉高木慎之助、同笠井甚一郎、航中尉井上要、陸軍技手竹澤壬四郎、同丸山正三郎、同町田徳治(支那事變殉職者略之)

△海軍〔昭和十二年七月以降〕

(備考) 括弧内(二空曹)は二等航空兵曹以下準之

海軍大尉栗栖賢、二空曹藤田榮正、航特務少尉甲斐直、整兵曹五十嵐金次郎、航兵曹小川壽真、一空曹長谷川光治、三空曹鷲尾伊勢松、二空曹伊藤留藏、一空曹和田恒也、三空曹倉本重五郎、二空曹田窪安一、特務研究助手高山正躬、海軍大尉秋山一雄、一航曹阿部武、三空曹山本善平、海軍々醫大尉三谷秀夫、二空曹全光保次、海軍特務少尉龜田三郎、二空曹豊原夫、三空曹松本哲男、一整曹重松重雄、二空曹立石秀雄、海軍特務少尉藤井亮吾、一空曹東畑正市、三空曹相馬悠紀雄、海軍大尉鍵谷保、一空曹千頭猛輝、一空曹山本喜一郎、三空曹村山作藏、同佐藤正三、二整曹伊藤米吉、三空曹天野美拾九、三空曹敷下一雄、整曹長生田同弘、一空曹秋山直之、二空曹永田忠男、海軍

中尉田中健三、航曹長中島田光男、一整曹山口政一、海軍大尉大久保利武、二空曹那須二郎、二空曹原利一、三空曹村上馨、一空曹石原一男、航曹長伊藤太市、海軍少尉吉利一郎、三空曹青鹿邑吉、三空曹原松藏、海軍中佐日高實保、一空曹木原初、同猪原實、二空曹西澤善治郎、海軍大尉村上義雄、三空曹渡邊武、三空曹松重尊、海軍大尉池内清一、航兵曹長村上次男、三空曹賀來尙徳、海軍大尉坂本龍、海軍少佐川島忠一、二空曹小野塚武次郎、三空曹山本典夫、同小村璋樹、二空曹門田東、一空曹近藤重正、一空曹木倉謙造、一空兵栗林守一、一空兵松崎豊一、三空曹鈴木義雄、一空曹菊池隆、航兵曹大澤憲録、一空曹眞藤富司、二空曹井上信夫、三空曹鹿志村義、同塚田健治、三整曹角皆實、同藤田清次、一空兵松川岩男、三空曹渡邊哲一(支那事變殉職者略之)

△民間殉職者〔昭和十年六月以降〕

括弧内(一)は一等飛行機操縦士(機)は機關士(助)は助手(練)は練習生(滑)は滑空士

海江田信武(一) 齋藤國松(一) 伊藤信太郎(練)、赤星貞雄(一)、山本誠行(三)



猪原誠雄(練)、小林實(一)、大多和齊(一)、  
 埴山芳瑞(一)、渡邊一(機)、松崎彌十郎  
 (一)、森田近司(一)、須田道次(機)、野  
 長忠三郎(一)、武石米三(一)、積田武雄  
 (練)、吉野達二郎(一)、廣瀬隆助(機)、  
 榎本朗(一)、小林銳一郎(一)、安田忍三  
 (一)、今野孝義(一)、隅田悠紀雄(一)、  
 郷昌吉(機)、曾根原真(一)、堀内清(機)  
 江川實(三)、仲山四郎(滑)、古澤雅二郎  
 (一)、野呂忠三郎(一)、内野一三(機)、  
 佐藤重德(滑)、可部薫一(機)、見須慎一  
 (一)、鎌田正裕(一)、加古光夫(一)、黒  
 米孝三(一)、崔鎮祥(一)、中川伊澤(一)  
 漆原滋(一)、堀田光(一)、富樫彦三(機)  
 石原益三(通)、長谷川誠一(一)、矢口正  
 壽(一)、藤枝祐夫(一)技倆、大島卷之助  
 (一)、藤田榮三郎(一)、池田安平(一)、  
 大和田武雄(機)  
 菅井定之(落下傘降下手)、鈴木勝江(同)  
 佐藤一男(寫真技師)、石井吉猶(同)肥  
 後清三(落下傘降下手)、佐藤辰司(發動  
 機部長)、中前政二(機體部長)、大石薫  
 (一同部員)、川本亮之助(乘客)、藤田武  
 四郎(同)、小川政信(日航研究所員)、福  
 森一郎(同)、野口誠(乘客)、石岡此助

(同) 吉田實(同) 徳永康治(同)  
 民間航空機乗員一覽

【備考】○印ハ兼一等級航空士 ▲印ハ二等  
 航空士

▲一等飛行機操縦士  
 ▲井上 金吉 五十嵐金一郎 伊東 藤雄  
 ▲飯沼 治郎 伊藤 定雄 ▲飯島 一  
 ▲飯沼 正明 ▲飯田 弘孝 ▲飯島 勇  
 ▲飯田 量 ▲生駒 常一 ▲飯花 頼登  
 ▲池島 鹿治 ▲池田 照雄 ▲池田 和夫  
 ▲石野 俊夫 ▲石井 進助 ▲石井 正弘  
 ▲石井 喜夫 ▲石原 喜平 ▲石原 正二  
 ▲石田 功 ▲石田 英勝 ▲石上 全尙  
 ▲乾 將 顯 ▲岩崎 三男 ▲岩田 源市  
 ▲岩堀 庄次郎 ▲岩崎 三男 ▲祝 實之  
 ▲警 井 亮 ▲市川 梢三 ▲今井 仁  
 ▲羽太 文夫 ▲服部 良司 ▲長谷川 清登  
 ▲針 生 金治 ▲早川 竹太郎 ▲早川 正  
 ▲林 茂 ▲林 種次 ▲林 基雄  
 ▲萩原 正治 ▲番野 義弘 ▲萩野 益男  
 ▲原田 隆 ▲昌山 雅次 ▲半田 才藏  
 ▲大 野 隆 ▲西山 勇 ▲西村 大助

▲西村 惣一郎 ▲西尾 三郎 ▲細川 優  
 ▲堀 剛 ▲本田 智 ▲本田 長雄  
 ▲朴 奉 社 ▲豊島 晃 ▲鳥居 清次  
 ▲富樫 千代吉 ▲飛山 政市 ▲富山 一男  
 ▲戸田 秋雄 ▲戸次 一男 ▲土井 利正  
 ▲張 徳 昌 ▲陳 徳 儉 ▲陳 立 奇  
 ▲李 永 三 ▲小川 寛 爾 ▲小川 政信  
 ▲大藏 清三 ▲大森 伴白 ▲大森 正男  
 ▲大浦 市郎 ▲大關 昇 ▲大里 正義  
 ▲大堀 修一 ▲大西 甫 ▲大浦 正  
 ▲大谷 勇次 ▲大須賀 俊介 ▲萩野 了  
 ▲萩原 周夫 ▲太田 與助 ▲太田 稔  
 ▲奥山 順治 ▲小尾 龍治 ▲小野 英夫  
 ▲小本 曾甚作 ▲小侯 壽雄 ▲小野 幸吉  
 ▲岡本 徳次 ▲岡本 大作 ▲岡 織田  
 ▲岡 信男 ▲岡安 宗吉 ▲尾形 貞文  
 ▲乙訓 輪助 ▲翁 尙 功 ▲尾形 十郎  
 ▲押川 始 ▲渡部 清藏 ▲渡部 進  
 ▲渡邊 正一 ▲和久田 善雄 ▲和田 喜三郎  
 ▲和崎 正一 ▲和久田 善雄 ▲若林 進  
 ▲河内 一彦 ▲龜井 五郎 ▲加賀 要助  
 ▲勝部 良三 ▲金丸 末義 ▲金子 市男  
 ▲金谷 準 ▲金田 正治 ▲河野 與助  
 ▲河野 島八 ▲片桐 保一郎 ▲片岡 文三郎  
 ▲片山 久太郎 ▲片山 良治郎 ▲片山 金一

▲片岡 登 ▲片山 重雄 ▲片倉 幸夫  
 ▲釜田善治郎 ▲梶間 義孝 ▲梶原 晋二郎  
 ▲鍛冶 茂雄 ▲影山 太郎 ▲加藤 保  
 ▲加藤 守 ▲加藤 敏雄 ▲上出 松太郎  
 ▲桂林 高廣 ▲神谷 清四郎 ▲神田 好武  
 ▲川崎 一郎 ▲川崎 鶴雄 ▲梯 敏男  
 ▲川宮 次郎 ▲河原 春光 ▲河野 通正  
 ▲武光 ▲柿本 芳之助 ▲吉原 清治  
 ▲吉田 重雄 ▲吉田 幸一 ▲吉田 修作  
 ▲吉田 正六 ▲吉田 太一 ▲吉田 直典  
 ▲米澤 峰藏 ▲米澤 幸一 ▲横山 忠生  
 ▲横山 八男 ▲田中 勸兵衛 ▲田中 勝藏  
 ▲田中 近美 ▲田中 清治 ▲田中 武雄  
 ▲田中 公光 ▲田中 常吉 ▲田中 雅雄  
 ▲田村 志男 ▲田村 周夫 ▲田中 昌巳  
 ▲高木 喜一郎 ▲高橋 勇 ▲高橋 昌隆  
 ▲高橋 國雄 ▲高橋 繁治郎 ▲高橋 隆  
 ▲高階 正二 ▲高石 晴夫 ▲高田 政次  
 ▲高田 文 ▲高田 孝 ▲高垣 利一  
 ▲丹原 芳正 ▲且代 文孝 ▲谷口 米一  
 ▲竹内 匡之丞 ▲竹田 次雄 ▲武中 政次郎  
 ▲武田 正彦 ▲瀧 伊三 ▲瀧澤 喜代  
 ▲津本 正市 ▲塚原 勇造 ▲土橋 喜代  
 ▲堤 彰三 ▲根岸 錦藏 ▲中尾 純利  
 ▲中村 厚美 ▲中村 正 ▲中村 昌三

▲中野 政一 ▲中野 廣肆 ▲中山 勇  
 ▲中畑 憲夫 ▲永田 重治 ▲長尾 一郎  
 ▲長島 榮作 ▲長友 重光 ▲並木 米三  
 ▲直井 一雄 ▲榎林 壽一 ▲難波 正三郎  
 ▲内藤 康 ▲村岡 平雄 ▲村松 定延  
 ▲村岡 彌市 ▲村岡 芳雄 ▲村上 四郎  
 ▲海野 昌男 ▲上原 紀夫 ▲上野 博志  
 ▲宇賀 正典 ▲宇井 長命 ▲馬道 才一  
 ▲宗像 中八 ▲野村 親治 ▲野寺 誠次郎  
 ▲野田 金一 ▲野村 實 ▲野村 彰  
 ▲野竹 次郎 ▲熊野 季福 ▲熊谷 彰  
 ▲熊川 良太郎 ▲熊野 親實 ▲熊谷 義則  
 ▲熊谷 悌司 ▲桑島 稔 ▲桑本 廉之助  
 ▲工藤 哲 ▲久保田 太 ▲黒木 正明  
 ▲黒澤 建 ▲黒江 陽一 ▲黒田 純孝  
 ▲黒瀬 寅雄 ▲黒崎 代藏 ▲黒田 静夫  
 ▲安田 倫久 ▲安原 直喜 ▲山崎 静夫  
 ▲山崎 米太郎 ▲山崎 成位 ▲山崎 義房  
 ▲山本 平治 ▲山崎 松一 ▲山本 董吉  
 ▲山口 益三 ▲山口 清 ▲山口 好雄  
 ▲山口 元松 ▲山内 保三 ▲山形 徳衛  
 ▲町田 三郎 ▲松井 勝吾 ▲松崎 武夫  
 ▲松井 辨二 ▲松本 功 ▲松葉 賢雄  
 ▲松波 義辰 ▲前田 七之助 ▲前地 泰雄  
 ▲前田 義博 ▲前田 豊吉 ▲前田 岩夫

▲圓山 芳文 ▲間宮 吉太郎 ▲藤原 照夫  
 ▲藤原 繁雄 ▲藤原 敏雄 ▲藤原 三郎  
 ▲藤田 武明 ▲藤本 直 ▲藤澤 秀雄  
 ▲藤見 善一 ▲藤川 貞吾 ▲藤崎 則一  
 ▲福田 昌次 ▲福田 巽 ▲福島 信夫  
 ▲福田 開作 ▲小杉 義夫 ▲福田 晴夫  
 ▲兒玉 實人 ▲小侯 壽雄 ▲小林 可寛  
 ▲後藤 安二 ▲近藤 三郎 ▲江島 三郎  
 ▲遠藤 辰五 ▲遠藤 桂次 ▲寺川 三郎  
 ▲青木 清衛 ▲青木 孝三 ▲青木 繁光  
 ▲青山 伊吉 ▲安藤 孝三 ▲安部 繁平  
 ▲安部 隆 ▲安野 勝太郎 ▲阿部 已則  
 ▲阿部 美 ▲阿野 良一 ▲阿部 淺一  
 ▲淺井 兼吉 ▲淺香 善作 ▲荒川 民藏  
 ▲有賀 光司 ▲東 孝就 ▲足立 金三郎  
 ▲荒木 次郎 ▲荒木 元良 ▲足立 正五  
 ▲齋藤 禮雄 ▲齋藤 孝 ▲齋藤 正  
 ▲齋藤 清志 ▲齋藤 久 ▲齋藤 博  
 ▲佐藤 幸雄 ▲佐藤 良 ▲佐藤 木留一  
 ▲佐藤 仁 ▲佐藤 武 ▲佐藤 義文  
 ▲澤田 兼一 ▲澤田 義文 ▲酒井 市麻呂



▲近藤 通 後藤 儀作 郷原 統助  
 ▲侯 競 高 善 桂 吳 成 玉  
 ▲田 相 國 ▲寺下 清輝 遠藤 慶三  
 ▲鄭 德 文 鄭 海 澄 淺間 武基  
 ▲淺田 金一郎 淺川 進一郎 淺利 長司  
 ▲相澤 清光 縣 信男 安達 則義  
 ▲青木 正三 足立 正一 足森 喜代榮  
 ▲阿下 茂 天野 嗣夫 佐藤 孝太郎  
 ▲佐藤 勝平 佐藤 誠一 佐竹 武雄  
 ▲澤 雄一 境 岳 神 政行  
 ▲北村 謙 北郷 涼 北島 昌藏  
 ▲北下 利正 北川 昇平 北澤 重雄  
 ▲菊池 東之助 岸 本 木下 豊吉  
 ▲金 東 業 金 榮 浩 邱 貫 一  
 ▲金 成 泰 毀 國 瑞 金 祥 一  
 ▲イ・タツカ 三好 正之 三好 研吉  
 ▲三 賢 泉 藏 水 本 隆 水上 俊明  
 ▲水 民 正治 御酒 本芳男 光田 和雄  
 ▲篠原 弘 清水 源一郎 後川 利夫  
 ▲下園 邦 柴田 稔 上保 和一  
 ▲徐 雄 成 繁澤 鯉 鹽田 平四郎  
 ▲シヨセフ・ヘー 周 盛 科  
 ▲閻 樹 模 平井 二一 平松 時善

▲廣澤 廣義 日比野 宗雄 廣瀬 清太郎  
 ▲日 貝 整 一 森 本 正一郎 表 明 鏡  
 ▲鄒 子 南 森 勤 六 森 三 佐 男  
 ▲關 房 藏 施 德 濟 石 屋 哲 男  
 ▲杉山 好彦 杉浦 光夫 杉山 惣之丞  
 ▲角 替 一彦 角 小三郎 末廣 廣作  
 ▲鈴木 克巳 鈴木 保 鈴木 昇一  
 ▲鈴木 良之助 鈴木 市 鈴木 又一  
 ▲池田 道夫 種 市 高野 直枝  
 ▲前川 敬一郎 城 戸 武夫 高野 進  
 ▲宮崎 研一 高 須 正次 梅 窪 直枝  
 ▲八木 義隆 糸 永 吉 運 寺 田 進  
 ▲占部 桂順 糸 永 吉 運 寺 田 進  
 ▲北村 健次 野 田 貢 神 谷 博義  
 ▲初谷 四郎 加 藤 清 矢野 美秀  
 ▲吉田 平太郎 上 南 晃 安 田 義雄  
 ▲林 和 市 郎 金 原 郁 雄 安 田 義雄  
 ▲加藤 明秀 岡 野 武 雄 安 田 義雄  
 ▲田村 弘 堀 部 和 夫 小 川 時 雄  
 ▲太刀掛 雄 弘 堀 部 和 夫 小 川 時 雄  
 ▲下村 秋男 井 上 孝 典 小 林 敏 郎  
 ▲長島 孝充 大 井 周 美 櫻 井 安 男  
 ▲田中 久義 池 角 光 美 櫻 井 安 男  
 ▲森野 清 佐々木 敏明 近藤 計介

▲青木 春男 宇野 愛治 淺古 梯二  
 ▲池谷 隆治 山 路 香 緒方 英一  
 ▲佐々木 隆治 緒方 香 緒方 英一  
 ▲一宮 龍男 姜 興 周 小島 省三  
 ▲名井 孝 宗川 福松 大川 長流  
 ▲小堀 正 影山 茂雄 三島 光夫  
 ▲小川 静雄 入田 義雄 三島 光夫  
 ▲酒井 忠司 小枝 金太郎 岡部 源暢  
 ▲淺利 幸一郎 友 石 義孝 高田 三郎  
 ▲佐藤 信雄 野 間 聖 明 高田 三郎  
 ▲高橋 勉 増 子 富 雄 山 本 義次  
 ▲草間 令印 松 井 哲 夫 中 村 和 弘  
 ▲伊澤 清八 森 川 喜代司 中 村 和 弘  
 ▲佐藤 貞治 加 藤 三 郎 山 名 秀 鳳  
 ▲福田 千 年 鐘 築 功 齋 藤 日 出 磨  
 ▲佐藤 節 郎 山 田 二 郎 後 藤 竹 白  
 ▲木村 良一 山 田 二 郎 後 藤 竹 白  
 ▲日野原 崇 坂 本 昌 藏 西 田 德 藏  
 ▲小屋敷 政基 坂 本 昌 藏 西 田 德 藏  
 ▲細見 箕太郎 片 山 榮 一 小 林 健 夫  
 ▲藤野 隆三 内 山 龍 平 堀 田 早 苗  
 ▲和 田 榮 一 前 山 章 磯 海 治  
 ▲守山 三男 平 賀 仲 安 橋 瓜 正 儀  
 ▲高橋 康三 別 所 智 橋 瓜 正 儀

▲田淵 賢一 藤澤 慶太郎 小田 勇  
 ▲伊藤 萬吉 須見 能大 エミリオ・  
 ▲セガルシヤ 西 莖 鶴 雄 豊田 政平  
 ▲大澤 壽郎 伊 東 茂 雄 西川 伊三郎  
 ▲佐渡 友輝夫 伊 東 茂 雄 西川 伊三郎  
 ▲後藤 高司 鎌 田 弘 之 青木 喬三  
 ▲吉岡 三郎 大 立 日 陸 男 大崎 勇  
 ▲三ツ澤 通伸 末 廣 雄 彦 岸 本 利 明  
 ▲山形 忠武 中 野 輝 明 今 澤 米 三 郎  
 ▲泉 靖二 西 村 淳 鈴 木 喜 八 郎  
 ▲大塚 幸雄 佐 藤 久 男 鍋 田 敏 雄  
 ▲木島 光 伊 藤 義 雄 久 男 鍋 田 敏 雄  
 ▲松本 正一 河 崎 忠 次 田 村 豊 幸  
 ▲櫻永 孝雄 大 塚 勤 矢 野 目 弘 志  
 ▲鈴木 公司 及 川 新 一 今 井 芳 夫  
 ▲堀 玉市 樋 口 幸 雄 有 馬 秀 光  
 ▲丸本 義孝 篠 原 幸 雄 熊 野 廣 光  
 ▲秋山 千里 金 鐵 幸 雄 安 部 重 次  
 ▲額 嘉三郎 寺 野 重 治 上 村 祐 次  
 ▲神部 嘉三郎 富 永 泰 史 藤 森 四 郎  
 ▲八木 武雄 南 達 郎 山 田 保 三  
 ▲大内 義視 邱 亨 三 山 口 康 彦  
 ▲邱 亨 三 山 口 康 彦 武 久 昌 次

▲藤田 慶藏 水野 敏氏 渡邊 平作  
 ▲高 善 榎 新 家 專 司 黒 田 敬 二  
 ▲佐々木 實 白 井 三 治 郎 石 田 八 朗  
 ▲藤野 勝太郎 西 辰 謙 一 馬 詰 太 郎  
 ▲宇野 雄風 佐 藤 祐 助 溝 端 輝 雄  
 ▲大世 正登 崎 川 五 郎 宮 本 暲 男  
 ▲富田 喜雄 高 崎 孝 片 岡 暲 男  
 ▲門倉 銚造 野 尻 幹 男 藤 木 福 夫  
 ▲小笠原 融 竹 腰 利 夫 中 條 瀧 次  
 ▲中川 盛光 増 田 忠 夫 古 池 瀧 次  
 ▲岩見 政右衛門 増 田 忠 夫 古 池 瀧 次  
 ▲萩須 守忠 北 村 吾 郎 石 原 二 郎  
 ▲米田 忠儀 山 下 伊 佐 雄 木 村 融  
 ▲藤井 正夫 松 浦 春 夫 川 田 幸 秋  
 ▲杉山 秋司 齋 藤 榮 三 河 村 直 枝  
 ▲土屋 迪典 小 江 良 三 榑 原 保 三  
 ▲野口 元男 大 場 久 三 榑 原 保 三  
 ▲木田 多聞 高 松 重 次 土 屋 芳 樹  
 ▲伊藤 信宏 村 松 光 彦 大 木 茂 直  
 ▲小川 健爾 藤 原 八 郎 渡 邊 義 晴  
 ▲小川 秀夫 藤 原 八 郎 渡 邊 義 晴  
 ▲眞鍋 清茂 上 屋 敷 金 次 郎 岡 本 正  
 ▲島山 卓次 松 本 久 義 鈴 木 米 吉  
 ▲西尾 正人 松 本 久 義 鈴 木 米 吉

▲上瀬 清一 三輪 茂平 久田 昇治  
 ▲板生 勉 藤 原 忠 夫 郷 田 可 二 郎  
 ▲岩田 春三 遠 藤 金 治 四 宮 千 秋  
 ▲丸山 朝司 齋 藤 政 德 佐 藤 生 壽  
 ▲森重 猛夫 榑 原 政 士 吉 田 正 治  
 ▲松山 正雄 上 田 德 男 篠 原 静 明  
 ▲森 直 次 郎 飯 沼 勸 一 郎 内 藤 繁  
 ▲花井 甫吉 河 野 守 道 稻 垣 繁 雄  
 ▲杉本 眞隆 森 喜 一 郎 荻 名 貞 祐  
 ▲瀬口 安夫 西 谷 武 光 南 茂 太 郎  
 ▲柴原 達郎 植 木 啓 治 大 北 昌 雄  
 ▲戸倉 久雄 湯 村 四 平 藤 原 重 直  
 ▲大谷 和人 吉 光 淳 二 後 藤 宣 春  
 ▲藤井 康男 松 本 潤 洞 口 壽 夫  
 ▲平林 弘 鮎 弘 之 板 垣 壽 博  
 ▲籠田 政俊 瀧 澤 高 尚 高 振 榮  
 ▲德永 勇夫 吉 井 有 道 金 健 吉  
 ▲藤本 福夫 前 田 修 近 藤 德 弘  
 ▲菊池 辰雄 古 市 勝 三 近 藤 德 弘  
 ▲大須賀 眞平 高 橋 福 次 郎 近 藤 德 弘  
 ▲一等航空士(技術證明書ノミヲ受有)  
 ▲關根 幸雄 安 邊 浩 中 山 頼 道  
 ▲可兒 滿壽夫 武 田 次 郎 室 井 留 雄

谷 甚吉 下山二郎 近藤源三郎  
 二等航空士(技術證明書ノミチ受有)  
 飯倉 喜七 高部 克己 矢野 好六  
 山崎米太郎 小橋 辰雄 遠藤辰五郎  
 杉浦 光夫  
 自由氣球操縦士  
 小田荒太郎 小濱 鶴一  
 航空操縦士  
 池田 七 松岡 勝雄  
 航空操縦士  
 (〇印ハ技術證明書ノミチ受有)  
 〇井原 喜藤 井原 慶一 井口 義廣  
 〇伊藤 直人 伊藤 齊 伊藤 静次  
 〇伊藤 健二 石川 政雄 石川 金吾  
 〇石井 昌治 〇今村 文治郎 今泉 茂雄  
 〇飯村 三藏 〇茨城 寛俊 乾 信明  
 〇山田 義三郎 〇原 隆一 〇早川 知之  
 〇羽泉 清一郎 〇葉山 忠次 〇西田 常次  
 〇西川 雋吉 〇丹羽 義房 〇堀江 正春  
 〇本田 文治 〇土井 藤吉 〇開 久茂  
 〇富澤 進 〇大場 榮治 〇大場 末吉  
 〇大森 晋 〇大森 義一 〇大久保 寅來  
 〇岡田 理平 〇岡本 大森 〇岡部 武夫  
 〇小川 利衛 〇萩原 嘉重 〇和部 力蔵  
 〇渡邊 一 〇渡邊 健藏 〇川井 喜一

川端 清一 河邊 利一 河村 吉文  
 河内 博 〇河崎 恒次 加藤 健次  
 〇上日向 宇三郎 〇金光 利一 金子 武一  
 〇笠川 與助 〇梶原 晋二 〇吉村 榮作  
 〇吉村 安太郎 〇吉田 米吉 〇高橋 秀義  
 〇米山 文男 〇高橋 正 〇高橋 晋作  
 〇高橋 良治 〇高橋 武夫 〇高野 秀雄  
 〇高岡 芳三 〇高岡 眞治 〇高部 俊彦  
 〇高津 治三郎 〇武市 勝巳 〇高部 清一  
 〇田中 賢爾 〇塚本 英雄 〇塚本 保太郎  
 〇塚越 賢爾 〇辻田 護 〇露崎 一  
 〇堤 日出夫 〇中尾 正直 〇中島 憲三  
 〇中山 軍次郎 〇長瀬 忠司 〇長崎 善助  
 〇永田 紀芳 〇村井 貞一 〇内海 善助  
 〇内田 京一 〇村上 松太郎 〇上野 正明  
 〇浦川 壽一 〇梅本 善直 〇上野 正明  
 〇黒川 春雄 〇黒木 利平 〇桑原 英三郎  
 〇熊井 義三郎 〇栗田 利平 〇工藤 久雄  
 〇來山 福松 〇久保 忠躬 〇山内 高造  
 〇山内 豊信 〇山本 惠七郎 〇倭 實  
 〇八百川 長作 〇増田 清二 〇増子 虎吉  
 〇眞穂 五 〇丸山 丑三郎 〇藤田 權之助  
 〇眞小泉 修 〇小林 英次郎 〇小池 壽二  
 〇小山田 二郎 〇小松 滋美 〇後藤 安太郎  
 〇近藤 通 〇兒玉 七次 〇五味 喜七

伍 國雄 〇駒木 綽 〇遠藤 久藏  
 〇遠藤 太郎 〇江戶 太一 〇寺本 順三  
 〇寺崎 壽雄 〇有川 健太郎 〇阿部 新太郎  
 〇荒木 忠作 〇赤井 孔明 〇赤澤 三郎  
 〇青柳 義房 〇佐藤 與一 〇佐藤 佐内  
 〇佐藤 勝平 〇佐々木 定衛 〇佐々木 春光  
 〇佐久間 稔 〇坂本 定治 〇坂本 利男  
 〇三平 利右衛門 〇齋藤 宮之助 〇齋藤 清  
 〇宮田 延雄 〇宮城 丈夫 〇鳥崎 茂  
 〇篠原 春一郎 〇新開 三郎 〇神保 正  
 〇椎木 甚一 〇下原 繁久 〇平岡 勇  
 〇平野 勝 〇平川 秀夫 〇左 右藏  
 〇森 開作 〇森田 俊 〇森下 太郎  
 〇仙野 利男 〇關根 巳智 〇須田 正幸  
 〇鈴木 全助 〇鈴木 一郎 〇鈴木 米太郎  
 〇鈴木 清廣 〇眞鍋 恒保 〇關根 義雄  
 〇小椋 喜好 〇山田 好夫 〇吉川 政義  
 〇末木 政二 〇山田 主税 〇佐々木 芳光  
 〇泊 芳光 〇野々山 定雄 〇和田 一雄  
 〇山田 好夫 〇船橋 博和 〇西田 武男  
 〇中山 健次郎 〇牧野 卓治 〇木島 幸司  
 〇木村 正三 〇加賀山 梅次郎 〇小林 涉  
 〇荒井 忠助 〇森田 繁雄 〇益満 三喜男  
 〇有友 寅夫 〇土谷 正夫 〇荒木 義男

〇安野 秀夫 〇田多井 定芳 〇芳網 由雄  
 〇平河 豊造 〇佐藤 俊郎 〇大澤 信一  
 〇宮本 正巳 〇武田 今朝松 〇宮田 延雄  
 〇肥田 八重男 〇安田 正毅 〇長島 幸男  
 〇伏見 竹三郎 〇佐野 國一 〇平岡 久彌  
 〇可兒 静雄 〇武石 静夫 〇山田 幸一  
 〇金子 柳太郎 〇田口 岩雄 〇佐藤 孝吉  
 〇新藤 八百太 〇石田 一夫 〇大森 昇  
 〇岩本 源吉 〇細田 正雄 〇中村 義雄  
 〇森田 信一 〇山口 清江 〇山口 忠夫  
 〇曾我 晴行 〇鈴木 秀幸 〇石井 俊雄  
 〇永里 充令 〇石井 敏三 〇木村 健  
 〇野島 繁雄 〇澤田 啓次 〇宮本 晃男  
 〇福島 一郎 〇坪田 耕次 〇大西 信明  
 〇加藤 滋 〇鈴木 治雄 〇岡野 正史  
 〇江前 敏雄 〇山下 隆一 〇渡邊 正  
 〇山田 正治 〇柴田 勝衛 〇三上 毅  
 〇岩下 三郎 〇奥脇 藤造 〇石井 經世  
 〇小一原 正 〇高木 弘幸 〇伊藤 英夫  
 〇横溝 博 〇三原 庸弘 〇山崎 瑛  
 〇五十嵐 良忠 〇鳥田 茂 〇吉村 勝夫  
 〇渡邊 玄 〇奥井 力 〇宮方 義三  
 〇松本 政吉 〇川崎 浩 〇東郷 正道  
 女子二等飛行操縦士  
 今井 小まつ 西村 卓子 西尾 惠美子

鳥田 テル子 李 貞 喜 上仲 鈴子  
 長山 きよ 梅田 芳江 及位 ヤエ  
 藪内 光子 馬淵 テフ子 秋谷 マリエ  
 久岡 秀子 鈴木 しめ 木下 喜代子  
 本登 勝代 米山 イヨ 藤井 ヤエ  
 一級滑空士  
 早川 正 松下 辨二 大藏 清三  
 吉原 清治 志鶴 忠夫 清水 六之助  
 大牧 準四郎 別府 景光 利根川 薫  
 佐々木 泰助 武久 昌次 吉田 竹治  
 澤田 兼一 櫻澤 仁一 熊谷 梯司  
 山本 兼一 平松 時善 渡邊 實之  
 大久保 正一 池田 和夫 祝 實之  
 圓山 芳文 小田 勇 林 茂  
 權田 善吉 長谷川 明治 久田 壽夫  
 森脇 静藏 肥田 博文 篠田 龜久三  
 梅澤 榮 田中 丸治 廣 島 吉正  
 島 安博 小杉 義夫 大和 澤三  
 福田 秀雄 中野 徳兵衛 吉村 登久一  
 李 龍 飯沼 勘一郎 河邊 忠夫  
 矢野 重幸 東 武平 杉本 次夫  
 小川 健爾 熊川 良太郎 飯田 量  
 井上 善一 柴田 熊雄 芦澤 慶太郎

航空近事

(昭和十三年八月以降)

八月廿一日 東京市、警視廳主催、内務省後援の下に、防空知識普及のため同月廿八日まで日比谷公園廣場で爆彈並に毒瓦斯の試験實驗を公開。  
 ◇練習飛行中墜落二名死傷  
 八月廿二日 名古屋飛行學校助教梅村光太郎操縦士は松尾靖夫練習生を同乗、練習飛行中、十五米の高さより墜落、梅村氏は即死、松尾氏は重傷。  
 ◇霧ヶ峰で滑空機の墜落  
 八月廿三日 全日本學生グライダー訓練大會に参加の立命館大學長谷川誠一君は霧ヶ峰滑空場で五十米の上空より墜落死亡し